

さかした切り抜き帳 No.2 2002～2017

A 農政と農協改革

1. 総合農協のレーゾンデートルー新自由主義路線への反論と展望ー 2016.10
2. 営農指導を中核に据えて進化する北海道の総合農協 2017.02
3. クミカン制度の現段階的意義 2017.04
4. 「ガイヤの夜明け」の波紋ー公取による阿寒農協への「注意」 2017.12
5. 栗山町ー多様な農村活動の創造ー 2016.10
6. 北海道における農村開発の過去と未来 2013.07
7. 北海道水田農業の地域性と農協の地域対策 2012.03
8. 大学と地域とジャーナリストが一体となって 2013.02
9. 改めて農協の役割と組合員の組織活動を考える 2012.07
10. 地域システムを生かす政策提言を 2010.03
11. 北海道独自の政策立案能力の強化を! 2009.12
12. 地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入 2008.04
13. 北海道における農協合併の特質 2007.01
14. 農政改革に対応できるか 農協の再構築 2006.09
15. 農協批判の本質を探り農協改革のあり方を考える 2005.10
16. 食と農を結ぶ活力ある JA づくり 2006.10
17. 成長戦略下の農協改革論議と系統の対応 2014.05

B 北大サテライトと地域ブランド

1. 北の3大学連携 2009.04
2. 農業の持続的発展と地域活性化の可能性 2009.06
3. 拠点型農村サテライトのネットワーク形成による北海道の地域ブランドづくり
2009.11
4. 硬派の地域ブランド研究 2010.11
5. 農協を核とした北海道独自の政策立案能力強化 2010.05
6. あらためて農村サテライトのレーゾンデートルを考える 2011.03
7. グリーンツーリズムと距離ー北海道の特殊性ー 2011.04
8. 栗山農業の特徴と農業ルネッサンスの発展 2012.04
9. 安心の「創生」にむけて 2013.03

C 農協の理論と実態

1. アジアのなかの日本の農協－事業における総合性と専門性 2011.03
2. 東アジアにおける農村開発政策の展開と中国東北の課題 2012.06
3. 農協の事業・経営問題と営農指導事業 2004.03
4. 北海道農業の地帯構成と地域農業支援システムの類型 2006.03
5. タジキスタンでの農協づくり 2011.09・10・11
6. キルギスで Нойкёү(のうきょう)をつくる 2016.12

D コラム「視点」

日本農業新聞 2002.09～2005.11 (10回連載)

A 農政と農協改革

1. 【講演】総合農協のレーゾンデートル—新自由主義路線への反論と展望—

農政改革「秋の陣」に向け、政府の規制改革推進会議が新たに発足する。指定生乳生産者団体制度のあり方や生産資材価格の「見える化」などが改革の俎上に上るが、春に法改正が行われた農協改革も、これから再び正念場を迎えることになる。この春、北海道大学大学院農学研究院に開設された農林中金寄附講座を担当する坂下明彦教授は、昨年の農協法改正に至る農協批判や規制改革会議の答申について「政策的に見ても非常に大きな断絶があり、農政としての非連続性が明らか」と述べ、4月から施行された改正農協法とともに、規制改革会議の第4次答申に盛り込まれた「新たな企み」について解説。併せて、今後の焦点となる准組合員制度問題への対応とともに、協同組合間連携による「対抗軸」の構築を呼び掛ける。先日開催された寄附講座開設記念シンポジウム「総合農協のレーゾンデートル—新自由主義路線への反論と展望」から、講演内容を紹介する。
(文責・編集部)

1) 農協改革と外圧の歴史

(1) 玉置長官の農協批判

最初に「農協改革と外圧の歴史」についてお話ししたい。農協批判のはしりといわれているのは、今から30年前の1986年(昭和61年)、当時の玉置総務庁長官の発言であり、「営農指導が空洞化している」という、ある意味では痛いところをついている面もあったが、論調としてはずっとこういう流れできている。このときも農協、農業委員会と続けて行政監察をやっており、今回の農協法改正も「農協法等の一部を改正する等の法律」という名前がつけられているように、農協法だけでなく農地法と農業委員会法がかなり大きく改正され、むしろそちらのほうが大きいとも言える。いずれにしても、最初からこうした「戦後自作農体制批判」を出発点にしており、そこは30年間一貫しているのではないかということだ。その本質は、当時の中曽根内閣から始まる新自由主義的な農業・農協攻撃として進められ、小泉内閣を経て、現在は安倍内閣の中でさらに強まり、小泉ジュニアまで登場して頑張っている状況にある。

では、農協改革がどういう形で進んできたかという点、大きく3つの時期に分けることができる。第1段階は自主的な組織再編段階であり、1970年代に西日本が発信地となって、昔の郡・市レベルでの農協合併が進行する。その中で系統再編にも大きな舵が切られ、大きな目で見れば中抜き・県抜きという形で2段階制への移行が行われた。ただしこれは終わった話ではなく、昨年も島根が1県1農協になり、鹿児島や宮崎では1県1農協や3農協にするという議論がまだ続いている。さらに、合併は基本的に金融のためにやるようなものだが、合併しなくても事業譲渡でいいのではないかと、というのが最近の議論になっている。

続く第2期は事業改革段階といえるが、大きかったのはバブルの崩壊であり、1995年(平成7年)の住専問題を背景にしている。もともと「金融ビックバンに対応するため信組並み

の貯金規模を持つための合併を」というのが最初のスローガンだったが、信組もどんどん合併する中で住専問題が起き、農林中金と信連を統合するための法律ができた。ところが信連自体も相当深く傷を負った部分があり、そう簡単にはいかない。そのうち 2002 年(平成 14 年)のペイオフ解禁が近づいてきて、そちらへの対応を迫られるようになり、その中で JA バンクがつくられ、「一体性をもった金融体制」ということがいわれてきた。

そこで次に問題になったのは何かというと、信用事業は頑張っているけれども、農協合併の結果は財務的に見るとあまりよくない。ではどこが足を引っ張っているのかということになり、赤字の経済事業も改革しなければならない、ということでぐるりとつながっていった。この中で議論としては、農協経営問題でいえば、不採算部門を切ってしまったほうがいい、大きく見れば信用事業と共済事業を全体から切り離す信共分離論が出てきたほか、経済事業では特に全農などの連合会に対し、独禁法第 22 条による協同組合の適用除外というのはいかがなものか、ということがかなり大きくいわれるようになった。

(2) 政策的連続性の欠如、事業改革から組織破壊

こうした流れの中で、本来はいろいろと議論するはずだったところから大きくジャンプし、事業改革ではなく組織改革あるいは組織破壊に移っていったというのが、今直面している第 3 期の特徴である。この中心にいるのが規制改革会議であり、この前段階としては 2005(平成 17)年に農水省の役人だけでつくった「経済事業改革チーム」による経済事業点検の中で、組織を変えなければだめだという意見が出てきている。規制改革会議の議論では、単位農協は農業部門にその機能を特化させて専門農協になるべきであり、そのためには単位農協の信用事業や共済事業などの部門は、窓口業務だけ残して連合会に委託し、代理店化する。そして農林中金や全共連は株式会社化の方向に向ける。また、全農や経済連は独立した事業体として株式会社化が射程に置かれており、結局残るのは大幅に規模を縮小された「地域農協」といわれるもの。総合農協の解体とそれに連動する連合会の企業化が示されている。

その手始めとして狙われたのが、中心である JA 全中である。このとき読売新聞に載った図は 4 段階になっており、全中がピラミッドのトップで、だれが考えたのか「地域農協」という言葉が初めて使われるようになった。農水省は今、この「地域農協」という言葉を使うようになってきているが、こうしたいわば中央集権化した巨大な権力を持つ全中に対し、その力を排除することによって地域の農協が活性化するという理屈づけで、改革が進められようとしている。要するに中央突破なわけだが、これもいろいろな付則があり、全中解体かということそうではなく、農協法第 2 章にあった賦課金の強制徴収権がなくなり、監査制度の外部化で財務的に大きな打撃を受けるのは間違いないが、だからといってすべてやられたわけではない。一方、これと引き換えに、准組合員の事業利用規制ということがいわれ、のまざるを得なかったという話になっている。

では、農水省はどうなのかというと、農協には総合農協の定義がある。戦後は一般農協と特殊農協という言い方をしており、それまでは信用事業を兼営するとなっていたが、1995 年(平成 7 年)に総合農協の定義を「信用事業を行う組合」に変更した。つまり総合農協は信用組合であり、これまでの改革議論においてももっぱら金融問題を中心にしてきたが、今回の議論では「信用組合はやめなさい」と言っているわけで、まったく政策的な連

続性を欠く。つまり、内部的必然性をもってやってきた今までの改革の延長線上にはない、まったく性格が異なるものだと言わざるを得ない。

2) 改正農協法を斬る

(1) 規制改革 4 次答申に早速何が盛り込まれたか

では、今回の改正農協法とは一体どういうことなのか。改正の要綱では 6 つの項目を挙げているが、ここで一番大事なのは、最初の組合の事業運営原則について、非営利規定を削除し、農業所得増大とにかく頑張るということが追加されたのがひとつ。2 つめは「組合員の自主的組織としての組合の運営の確保」という、いかにも当たり前のような言葉だ。この 2 つが意味するものと規制改革会議の第 4 次答申に早速何が盛り込まれたのかについて、簡単に述べておきたい。

まず、ひとつめの事業運営原則に関しては、私にはとても理解できないが、世の中の農協はすべて、これまでも農業所得を拡大しようとやってきている。むしろこんなことを書かれていいのか、そういう議論もなしに進められていることが問題だと思うが、一般的には改革しなければ農協は残れないという意見に押されっぱなしになっている。だが本当にそうなのかというのがひとつある。そしてもうひとつは、農協は自らいろいろな商売をやって金儲けし、その事業から生じた収益をもって、今の政権が好む「成長」のための投資、あるいは事業利用分量配当に充てなさいとなっているが、当時の農水省の経営局長は規制改革会議で「農協関係者の中には自分たちは儲けてはいけなく思っている方が結構いるので、ここはきちんと外の世界に出て行って利益を上げていただき、農家の所得も上がるような工夫をしていかなければならない、その誤解を解くために改正したい」と言っている。行政としてはもっと前からこうした誤解は解いておかなければいけなかったと思うが、法案についてこんな説明をしている。

(2) 協同組合ではなく農業サービス企業への転換

では、農業所得はどうか。直接所得補償というのはどこかにいってしまい、すべて農協に押し付けるということにもなるわけだが、そこで今一番問題になっているのは資材価格。農協に対して「赤字にしてでも下げろ」という圧力が出てくると思われる。それ以外は農協が金儲けし、その儲けを直接還元すること。農協が新しい流通ルートを開拓して高く売る、そういうことをやるのは当たり前だと思うが、それは直接農家につながることはない。では一体どうするのかというと、これもいろいろ議論して秋ぐらいに決着をつけるといっているが、共販がだめだ、買い取りをしろなどと言っており、非常に素人っぽい議論だと思う。実際にはそれほど簡単なものではない。

北海道でも、例えばホクレンの「よくねたいも」は買い取りで CA 貯蔵したものを売っており、商売のやり方によっては確かに買い取りしなければならないものはある。戦前のホクレン(北聯)は加工や輸出の中で買い取りの部分はあったが、一概に委託販売をやめてすべて買い取りでやれというのは無茶な話であり、総合商社で買い取りしている事例など聞いたことがないし、そうなる協同組合である必要もなくなる。お金を儲けてそれを還元する、それは株式会社の役割とまったく同じであり、帰結としては、そういう農業サービス企業への転換というところに至るのではないかと思う。

(3) 所得増大を錦の御旗に、経済事業を狙い撃ち

第3次答申が出た後、規制改革会議農業ワーキンググループでは、昨年9月11日の25回目から生乳の議論が始まった。バターの需給などいろいろあったが、これについては3月31日に最後の会議をやり、生乳流通の見直しに関する意見というのが出され、これは一度凍結させ、秋になったら再び解凍することになっている。

もうひとつは、生産資材調達と農産物流通というふたつのことが言われているが、農業所得を向上させるために生産資材価格を下げることに、生産者が有利な条件で安定取引ができる業界構造の確立という、この両方について、農水省だけでなく経産省も共同所管でやることになっている。流通についての課題というのは簡単にいうと共販であり、指定生乳生産者団体制度の見直しなども同じところから出てきている。かなりいろいろ議論しているが、ここは産業競争力会議とも一緒になり、5月19日の第4次答申に超ハイスピードで出してしまった。これも秋に結論を出すことになっているが、結局は農家の農業所得増大という錦の御旗の下、農協の経済事業を狙い撃ちしており、自己改革という名の強制と、農協シェアを縮小して企業に市場参入させるもの。与党との調整も、今回は自民の小泉PTが先行しており、キャッチする農水省側も経営局長が事務次官になった。今後一気に進んでいく可能性がある。

(4) 公取による独禁法ガイドラインの精神条文化

ふたつめの「組合員の自主的組織としての組合の運営の確保」というのは何をいっているのかというと、2007年(平成19年)に「農協の活動に関する独禁法上の指針」というガイドラインが公正取引委員会によって作られており、大げさに言うと、その「精神」を条文化したものと私はとらえている。

これには「組合は、事業を行うに当たっては、組合員に対してその利用を強制してはならない」という、当たり前だが、解釈によってはかなりの農協の手足をしばるようなことが書かれている。独禁法第22条(適用除外規定)には、ただし書きで「不正競争と不当な独占価格が行われた場合は独禁法を適用する」という歯止めがある。関連して第4次答申には、公正取引委員会が提出した資料として、農協が事業者として農協や他の事業者とカルテルを結んだ場合は、独禁法の適用に当たると書いてある。この「事業者」というのがくせ者で、ガイドラインでも農協は事業者団体であるが、だんだん事業者になってきている、つまり、弱者の集まりであるはずの協同組合が事業者化し、強者に転化して逆に組合員をいじめているという理屈がある。

農協が事業者か事業者団体か、私もよくわからないが、もともと独禁法はアメリカなどのアンチトラスト法をもとにしたもので、企業保護になるから独占はだめだといっていた農協や労働組合にも逆にアンチトラスト法が適用されてしまい、その後救済がなされて適用除外の体制が確立されていったという経過がある。基本的にアメリカの場合は専属利用契約などがあり、農協を利用するのは当たり前で、契約違反に対する救済規定もあるという、非常に強い形になっている。一方、日本ではカルテル規制が中心で、農協はカルテル規制を受けないことになっているが、アメリカのような専属利用契約は認められていない。ただし、個々の事業に関しては1年間の専属利用契約はよしとされていたが、それを今回の法改正で削除してしまった。さらに、剰余金処分の際に配当を積み立て、出資金に振り

替える回転出資もできなくなっている。そして農協を事業者と決めつけ、もともと総合農協はいろいろな事業をやっているが、抱き合わせでほかの事業利用を無理やりやらせているのではないかという、農協性悪説的な攻め方をしてくる。

このふたつを考え合わせると、従来から独禁法による農協攻撃は、農協の事業者化と総合性を根拠にしてきたが、現在の農協改革は、まさに農協に対して事業者団体から事業者への転換を強制するものであり、後ろからは「きちんと事業者になって金儲けをしろ」といわれ、前を向いたら公正取引委員会がいるという状況になっている。

(5) かつての特高警察による予防拘禁のように

また、第4次答申でどうしてこのようなものが出てきたのかよくわからないが、「農協の独禁法違反被疑行為の摘発」、つまり疑わしいものを摘発するというので、告発窓口を今年4月につくっており、新たに取り締まりグループの「タスクフォース」という特殊部隊をつくり、徹底的に調査するという。法的処置についても従来は「排除措置命令」のひとつだけで、これは「違反行為をやめよ」という行政処分であり、これに対して北海道の士幌町農協であった「警告」は行政指導で、法律に基づくものではなく、何の強制力もないため、こちらが「知らない」と言えばそれでおしまい。これまではこのふたつが黒とグレーということだったが、今は「注意」というのがある。規制改革会議の資料で2012年(平成24年)からの統計が出ていたが、注意は「恐れがある行為を未然防止する」と書いてある。今までは未然防止のためにガイドラインをつくっているということだったが、今後は恐れがあるだけで頻繁に注意していくということ。昔の特高警察の予防拘禁のようなものだ。私は性善説で大学教師をやっているが、性悪説でここまでやるというのは、法律社会をやめるということに近い。そういうことが答申の中に書いてある。

3) 准組合員とのつきあい方

(1) 農協の員外利用と准組合員利用は双子の問題

では、ここからどうするかということだが、ひとつは北海道の弱みを、今のうちに5年間かけて、頑張って修正しておく必要がある。ここでは「准組合員との付き合い方」としたが、実はこれがなかなか難しい。

まず、北海道では准組合員の実態がどうなっているのかということすらあまり議論していなかった。この5年間でどのような調査をするのかもよくわからないが、北海道自体が全国的にも注目されているし、特異性を持っているわけであり、そこはきちんとやっておく必要がある。

簡単におさらいすると、准組合員というのは、農協法ができた1947年(昭和22年)に、その前の産業組合や農業会に加入していた地域住民の組合利用を確保するためにつくられたもので、ただし戦後自作農体制をつくるわけだから、地主などを農協の管理運営から外す必要があるということで准組合員にした。だが、同時に員外利用も認めており、ここは少しおかしい。ほかの国はどうかというと、韓国の准組合員は組合員ではなく外付け的存在であり、出資金はないが加入金がある。韓国は正組合員206万人に対し、准組合員は1,080万人おり、国民の5人に1人が准組合員だが、何も問題にされていない。台湾は制度が違うところがあり、出資金はやめてしまっているが、それでも会員と賛助会員に分か

れており、だいたい日本と同じぐらい。こちらは何ら問題にされていない。

一方、員外利用については、組合員の事業利用の20%以内となっており、信用事業については貸付金や貯金は25%で、組合員の家族などは「みなし組合員」とするなどいろいろな規定があるが、この員外利用については生協がさんざんひどい目に遭い「やれるものならやってみろ、皆組合員だ」と居直ったほどだが、農協については2002年(平成14年)の総合規制改革会議第2次答申で職能組合論のようなことがいわれて規制強化が打ち出され、農協側は員外利用ガイドラインをつくって是正を図ったわけだが、職能組合論からいえば、員外利用と准組合員利用は双子の問題であって、このときすでにストーリーはだいたい出来上がっていたということだろう。

(2) 上位7農協で准組合員総数の39.1%占める

北海道の准組合員がどうなっているのかみると、この30年間で正組合員は16万人から7万人に半減し、逆に准組合員は3万人から28万人へ10倍近く伸びている。両者がクロスしているのは1985～90年(昭和60～平成7年)の間で、全国は2010年(平成22年)で逆転なので、極めて早い。特に正組合員が減ったことが非常に大きく、准組合員の伸びは85～95年が大きくて年率10%ぐらいあり、その後は1～2%と弱まっているものの、90年(平成2年)に55.8%だったのが2013年(平成25年)には80.3%になっている。

この准組合員はどこからきているのかというと、北海道の場合は「挙家離農」が一般的というのが皆さん一致した意見だが、道農業会議の離農転職の動向をみると、意外に離村が在村を上回るのは1970年(昭和45年)までで、北海道も在村離農が多かった。ただし、数字的には80～99年(昭和55～平成11年)の在村離農者総数は2万人弱であり、さらに2012年(平成24年)までの1万2000人を加えても、全体の離農者総数は合計で3万人余り。この中で正組合員から准組合員への資格変更がどの程度あるのか聞いてみたが、それほど多くはないという。

では、実際に道内各農協の組合員数と准組合員比率をみると、第1グループは組合員数が1万人を超えるあさひかわ、さっぽろ、道央、いわみざわ、新はこだて、ふらの、帯広かわにしの7農協で、准組合員比率は全道平均の80.3%を上回っており、これらの准組合員数を足すと北海道全体の39.1%を占める。第2グループは大きさとしては中小規模の27農協で、漁村部を含むものが多く、オホーツクが6農協、宗谷が4農協、釧路が3農協、准組合員数は全体の32.4%。第3グループはそれ以外の75農協であり、平均准組合員比率は65%で全国(55%)とあまり変わらない。もちろん組合員数は全国に比べると非常に少ないが、准組合員数の割合は全体の28%なのに対し、正組合員数の割合は62.3%を占める。また、准組比率が10.6%で一番小さいのは士幌町であり、かなり地理学的にも見ていかなければ、判断を間違えることになる。

(3) 准組合員の利用規制、最も危ないのは北海道

20年ほど前に道地域農業研究所が実施した調査によると、准組合員化の契機は、1位が生活店舗、2位が貯金、3位がガソリンスタンドだったが、今は貯金が40%、共済が22%ということで、金融事業に特化しており、生活店舗やガソリンスタンドの割合はかなり減ってきている。拠点型施設といわれるAコープやスタンドの利用が減り、金融のほうが増

びている。

それでは、実際に准組合員の利用がどれだけあるか。2014年(平成26年)の共済事業をみると、掛け金ベースでは正組合員が51%、准組合員が38%、員外利用が11%となっている。今後は「員外利用率」のように「准組合員利用率」というものも出すようになるのかもしれないが、正組合員に対して実際にどの程度なのかは調べてみなければわからない。しかし、府県では正組合員と准組合員と員外の境目が低く連続的であり、販売50万円の農家もたくさんいる。しかも正組合員と准組合員の比率も半分ぐらいなので、府県のほうが准組合員の利用は低いのではないか。北海道がもしかしたら一番危ないかもしれない。だから正組合員がもっと利用しなければならないという議論ではまったくないが、そういう形で准組合員の人たちが存在しているということを考えておく必要がある。

准組合員の事業利用規制については、仮に50%や100%という水準でやると引っかかるところはかなりあるし、とりわけ札幌市農協をどうするのかという問題はある。むしろそういうことより、この議論を契機として、協同組合としての准組合員の位置づけを明確にし、北海道の農協の弱点である生活事業・活動を地域の視点から強化するべきではないかと思う。すでに准組合員を総代に入れるなど、いろいろなことがやられており、実際に定款を変えた県もある。やり方によってはいろいろなことができるわけで、今までまったく考えていなかったが、これを契機に北海道でも考えましょう、ということだ。

4) 協同組合間連携による対抗軸を

(1) 協同組合は社会的多数者、恐れる必要はない

最後に「協同組合間連携による対抗軸を」ということについてお話ししたいが、協同組合は社会的多数者であるということをもとに認識する必要がある。政府を恐れる必要はないのではないかと。経済社会は変化するし、その上で活動する組織・団体もそれに規定されることは避けられない。社会経済的な性格を持つ存在であると考えれば、農家が少なくなったのは農協の責任ではない。ドイツでも日本の産業組合法のお手本にしたライフアイゼンバンクというものがあるが、意気高くやっているし、信金もわれわれは協同組合とは思っていないが、彼らは「これからはわれわれこそが地域を守る、協同組織として頑張るんだ」と言っている。信金が協同組合か、という感じもあるが、信金がきちんと建前を守っているのに、もっと協同組合らしい存在である農協が縮こまる必要はまったくない。組合員である准組合員の利用規制を国が一方的に行うのは、憲法違反の疑いすらある。

社会的多数者だというのは、組合員の数でいえば明らかであって、全国の農協組合員は1,000万人、生協組合員は6,000万人であり、これだけでも協同組合人は人口の半分以上を超えている。北海道でも農協組合員は35万人で、このうち准組合員が28万人。生協の組合

表 家族類型と高齢者(北海道 2015年)

	世帯数			世帯員		
	一般世帯	家族類型比率	高齢者含む世帯割合	全体	高齢者数	高齢者割合
夫婦1世代	56	23.7	59.9	114	61	54.2
単独世帯	88	36.8	34.6	88	30	34.6
親子2世代	79	33.2	27.6	258	32	12.4
夫婦親2世代	3	1.6	96.8	12	5	46.4
3世代世帯	5	2.2	88.1	26	6	23.3
総数	239	100.0	40.7	515	140	27.2

注1) 2015年国勢調査抽出速報集計14-2(e-Stat) 2016.3.29
2) 他の親族を含む。
3) 家族類型16区分のうち主な13区分を表示。

員はコープさっぽろだけで 290 万人おり、合わせると 324 万人に上る。これは実に道民の 59%に当たる数になる。

先日の国政調査では日本人の 4 人に 1 人が 60 歳以上になったが、人間が生きていくためにはひとつの単位が必要であり、世帯の家族類型というものをみると、北海道は全体の世帯員数 515 万人のうち、65 歳以上の高齢者は 140 万人いるが、そのうち夫婦 1 世代の家族が 61 万人、単独世帯が 30 万人いるので、合わせて 90 万人が 1 人もしくは 2 人で住んでいる。親子で住んでいるのは約 40 万人で、北海道の理想とされてきた 3 世代世帯は全体の 2%しかなく、孫と暮らしている高齢者は 6 万人しかいないというのが実態。日本の農家はこれまで直系 3 世代家族というのが基本だったが、外国に行くと「子供と住む親がいるのか」というようなところが結構多い。別に高齢者が夫婦で仲良く暮らしているのであれば問題はないし、この数字を見て悲惨だと考えるのは間違っていると思うが、日本でもこういう境遇にあるのは確かであり、しかも単独世帯である 88 万人のうち 20～30 代がかなりいる。つまり、再生産がされていないということであり、問題は少子化。支える人がいないという厳然たる数字がここにある。まずはここから出発しなければならない。産業論も大事だが、生活論も大事だということだろう。私も 60 歳を過ぎてやっとそういうことに気がついた。

(2) 生活部門強化し北海道型総合農協への飛躍を

北海道では販売事業高で農協のボリュームを見がちだが、人的組織である協同組合においては、人の数が重要であることは言うまでもなく、農村部で人口減少と高齢化が進行する中で、農村地域の再生を果たす役割は、社会的企業としての農協の肩ががっしりとかかっており、地域住民や都市部の消費者の力を借りる必要性も出てくる。そのためには、北海道の農協が強固な農業部門の事業に加え、地域、生活、食という事業・活動領域を強化していくことが必要であり、まさに営農と生活事業を両輪とする北海道型総合農協への飛躍だろう。「参加」の度合いにおいて准組合員制度に問題があることは間違いないが、農協が食と生活を通じて消費者と地域住民につながっていくことを考えると、准組合員はそうした関係性構築の入り口であり、その先には生協が見えてくる。JA グループ北海道が 550 万人のサポーターづくりを打ち出したが、組合員同士ということであるので、コープさっぽろの 290 万人は相当いいところまでいっているのだから、意外と実現は早いかもしれない。その場合に、特に北海道のような地域では、農協と生協が個別にどのような提携を積み重ねていけるかが重要になる。7 月の第一土曜日は「協同組合デー」だが、運動論だけではいろいろなことをやってもそれで終わりということになりかねない。具体的な事業提携も頭に入れながら、食や生活・地域という共通空間の中で、組合員の連携を進めていくことができれば、「協同組合は多数者だ」ということを社会的にもアピールできるだろうし、今、中央で起きているおかしい議論を止めることもできるのではないかと思っている。

(『日刊北海協同組合通信』2016 年 09/23、09/26、09/27、09/28、09/29 に掲載)

2. 営農指導を中核に据えて進化する北海道の総合農協

上からの農協改革が推進される中で、系統組織の基礎をなす単位農協は「地域農協」と言い換えられバラバラの存在に、事業も職能組合たる専門農協に矮小化する方向性が示されている。しかしながら、職能組合の本場である北海道の農協の進化の歴史を振り返ると、営農指導を核とする総合農協ならではの特質を確認することができる。

1) 営農指導を要とする開発型総合農協の展開

北海道の農家・法人の在り方は、突出した大規模層が地域の担い手となるのではなく、連続した規模階層すなわち中農層を形成しているところに特徴がある。個別的にも地域全体でも生産資材購買高、農畜産物販売高はともに大きい。そのため、年間の営農資金供給が決定的要素となり、融資を起点とする購買―販売事業の結びつきが不可欠であった。これが組合員勘定制度(クミカン)を行う背景にあり、戦後の農業手形制度の延長線上に北海道独自にシステム化されている。農家は営農計画書を作成して年間の資金計画を農協に提示し、出来秋の農畜産物を担保として、限度額範囲での総合貸越口座を設け、生活資金を含む資金供給を受けるのである。この契約の範囲で、農家は農協に対し一元的な取引関係を取り結ぶことになる。もちろん、商社系との取引もあるが、購買品に関してはクミカンで決済されることも多い。計画化がポイントであるから営農指導がそのベースにある。

また、農業近代化政策のもとでの規模拡大過程において、農家の長期資金需要が高まり、それに対応した資金制度が拡充をみる。そのなかで、補助事業の採択も含め、農家の投資行動に農協事業がリンクし、農家経済の拡大再生産が農協の経済・金融事業の拡大再生産に直結する事業構造ができあがっていく。地域農業の開発が農協事業構造に直結するという意味で、北海道の農協は「開発型」農協と呼べるであろう。

現在、農業生産は過剰局面に立たされているが、農協はまさに融資を起点として経済事業を展開する総合農協であり、営農指導事業が要の位置にある点に変わりはない。

2) 多様化の中での生産部会の発達

こうした農協事業の拡大再生産と経営基盤の強化の中で、北海道の農協運営の特徴とも言われる部会制度が生まれてくる。農事組合を中心とした運営から、販売に則した垂直統合的な組織形成が進展を見せるのである。

北海道の営農指導は、府県のような営農指導員を独自に配置することなく、生産から販売までの農家のビジネスサイクルを通じて総合的に行うとされてきた。それに加え、1970年代以降に生産者部会が形成されることで、施設利用を含め農家が集団的に産地形成のための技術習得に取り組むようになる。この動きは、食管制度下の稲作地帯や不足払い制度下の酪農地帯ではなく、畑作地帯から始まっており、しかも地域によって部会の性格は異なっている。

第一の施設利用部会型を代表する十勝地方は畑作が中心であるが、第二次大戦前には豆を農業倉庫で再調製を行い出荷するなど農協による独自の販売対応が見られた。戦後は加工原料地帯としてメーカーとの作付け調整、出荷調整を行うとともに、でん粉加工工場や

製糖工場を農協系統として整備してきた歴史がある。1980年代には小麦導入に対応した農協直営の乾燥調製施設の設置や畑作の生産調整の必要もあり、施設を拠点とする施設利用型の生産者部会が形成されるようになる。販売に直結した施設利用であるため、トップダウン的である。近年では、米地帯にも施設利用型部会が設置されている。食管制度の廃止にともないホクレンは米の業態別・用途別販売に取り組んでいるが、産地の基礎となっているのが乾燥調製施設である。生産振興と結びついた物流拠点が形成され、等品質のロット販売が可能となり、かつての稲作振興会は米部会へと転換しているのである。

第二の作目別部会型の典型はオホーツク地方、なakanずく北見地域である。高度経済成長期には畑作をベースとしつつ水田、酪農を含む複合型の産地が形成され、そこに野菜が導入されてくる。その代表格がたまねぎであり、これを契機に1970年代から各作目別に生産者部会が組織されてくる。ここは十勝地域に対し相対的に経営規模が小さく、集落を単位とする機械の共同利用などの集団的対応も見られ、ボトムアップ型の農協運営が行われてきた。販売は、野菜などを中心に卸売市場対応が中心であり、集出荷施設の整備が進行する。そのため生産・出荷計画ならびに技術水準の高度平準化が組織の重要な機能となっている。こうした組織化は、当然全国的にもみられるものであるが、北海道では後発的な野菜産地に波及しており、産地規模拡大に大きな役割を果たしている。この他に、有機栽培や特別栽培などの「こだわり」部会やグリーンツーリズムの部会も現われ、従来の「品目」を超えた生産者の組織化も目立っている。

3) 地域農業支援システムの形成

このように産地形成の過程では生産者の部会組織が先行したが、激しく進行する農村部での人口減少を受けて、面的な組織化が近年注目され、様々な取り組みが見られる。地域農業の分業体制の形成であり、地域農業支援システムと呼ばれるものである。

その第一は私が拠点型法人化と呼んでいるものであり、経営転換の手法として農協が積極的に協業法人の設立をサポートし、農協管内の各地区の農地保全のための拠点として位置付けている事例である。数は少ないが先進的なケースが現れている。北海道の場合、地権者集団を基礎とする府県の集落営農には無理であり、この法人化を地域の農地保全の取り組みとして位置づける必要がある。特に水田地帯においては、高齢化の進展がはなはだしく今後10年程度で水田の30%が放出されるという推計がある。農協管内の各地区で継起的に協業法人の設立を進め、大型複合経営や作業受託により法人の収益性を高めて農地の集積を行うとともに、作業受託や野菜産地の基盤形成により地区内あるいは農協との共生を追求する方向が望まれている。

他方、草地型酪農地帯においては、個別完結型のミニ農場制が主流であるが、現在ではより一層の規模拡大が進展し、乳牛飼養・搾乳形態もフリーストール・ミルクパラー方式への転換が進んでいる。このため、従来以上に酪農労働の過重化が進行している。このため、農協による地域農業支援システム(分業体制)の形成が進められている。粗飼料生産・調製については農協直営や外部のコントラクターへの委託方式や、TMRセンターの設立による恒常的な飼料供給システムの形成が進んでいる。また、公共牧場を利用した哺乳を含む育成部門の外部化が行われている。搾乳部門に関しても、休日型の酪農ヘルパー制の拡充やパート労働の斡旋など労働軽減への対応が行われている。こうした各部門での

労働の外部化と併せ、技術革新を経営成果に結び付ける経営コンサルティングの体制整備も進められつつあり、新規参入者対策と併せ酪農地帯における農協の総合的支援システムが形成されようとしている。

このように、北海道の農協営農指導は個別や集団から対象を広げるとともに、地域農業の将来のデザインを描き、その分業の一端を担うまでに拡大しているのである。その延長線上には生産農協の可能性さえも想定することができるのである。

(兵庫県中『協同』2017年2月号「JAゼミナール」)

3. クミカン制度の現段階的意義

2016年11月の規制改革推進会議農業ワーキンググループの答申「農協改革に関する意見」において突如としてクミカンの即時廃止が打ち出された。これは、クミカンが「農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となって」という誤った認識を前提にしたものであり、自民党の取りまとめでは、お咎めなしということになった。これについてはすでに問題の指摘を行っている(注1)。

しかし、クミカンについては現状追認的な議論が多く、昔から言われてきた「どんぶり勘定」だとか農家の経営感覚を麻痺させるなどの批判に対し、正面から反論する努力に欠けていると言わざるを得ない。そこで、中小企業金融的視点などからクミカンの現段階的意義について述べたうえで(注2)、クミカンの現状と将来について整理してみることにする。

1) クミカンの取引形態

クミカンは、北海道の農協が独自に確立した営農・生活資金供給システムである(注3)。営農前に年間の収支計画である「営農計画書」を農家が作成し、それをもとに年間の運転資金の上限額が決定され、その範囲内で営農・生活資金が総合口座から貸し付けられ、年末に精算する方式である。つまり、農協への出来秋での出荷誓約によって農産物販売収入という未来の動産を担保とする金融、特殊な農産物担保金融なのである。むろん、その前提には協同組合金融としての対人信用貸し付けの思想がある。

戦前には取引形態が同一である「仕込み取引」があったが、これは仕込み「支配」といわれるように高利貸し資本による農家の収奪手段であった。この形態が1930年代後半から一部の農協(産業組合)で総合事業と低利資金供給を結合する方式として導入され、それが戦後に一般化していくのである。

担保は基本的に農産物販売代金であるが、かつてはこれに加え部落連帯保証をとっていたが、現在は根抵当へと移行している。めったなことで、このクミカン契約が打ち切られることはなく、抵当権が執行されることもない。その代わりに、営農指導により農家経済を常に把握することが農協のリスク管理である。ビジネスサイクルとして見ていけると言い直すこともできる。この目的は農家の行動の監視ではなく、むしろ経営改善に資することにある。このように営農指導と一体となっているところにクミカンのよさがある。

2) 中小企業金融のモデルとしてのクミカン

しかも、現在中小企業金融の土俵ではこうした指導金融的なあり方が積極的に位置づけられており、クミカン金融もこれと対比させて考える必要がある。バブル崩壊後の2003年から、金融庁は融資先の中小企業を活性化させるリレーションシップバンキング(地域密着型金融)を推進している。これは、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能を強化することで、地域企業と地域金融機関との共存をはかろうとするものである。融資先の経営を伸ばすことで融資を拡大するという中小金融機関の原点に戻る取り組みといえる。

こうした中小企業対策の強化のなかで、従来の不動産担保や個人保証による融資方式の是正として「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が奨励され、スコアリングモデルを活用した融資や ABL(動産担保金融)が注目されている。ABL は、アメリカで発達した金融方式で、棚卸資産や売掛債権などを担保とすることで融資枠の拡大をはかる制度である。これは、経済産業省によって推進され、2007 年に日本 ABL 協会が設立されている。不動産担保・個人保証が困難である中小企業向け融資としても注目されており、リレーションバンキングの中でも位置づけられている。

中小企業を対象とした ABL においては、棚卸資産や売掛債権を担保とする融資が基本であり、農業部門の融資でも畜産分野では家畜を担保としているが、北洋銀行の事例では青果物を対象とするため実質的に現物担保ではなく売掛金と回収金(預金)担保となっている(注 4)。ただし、融資スキームは事業価値＝ビジネスサイクルの評価に依拠しており、銀行側の出荷実績などのモニタリングによって担保される仕組みである。

北海道の農協の営農指導は生産から販売までの一体的な過程に即して行うとされており、農家のビジネスサイクルが重視されている点で共通している。そして、クミカンが営農計画を前提とした農産物担保金融の形態であり、青果物を対象とする ABL の融資スキームと共通している。北海道の指導金融は農協型リレーションシップバンキングと位置づけることができ、クミカンは ABL の先取りであると位置づけることができるのである。

3) クミカン利用の現状と将来

クミカンは全道に普及しており、クミカンを持たないのは 3 農協のみであり、クミカン契約農家は 48,574 戸のうち 34,648 戸、71.3%となっている。非利用者には 3 農協の正組合員の他、事実上の非農家が多いとみられるが、一部には大規模農家(法人経営)も含まれるといわれる。

しかも、すべての農家が生産したものを全量農協に出荷しているわけではない。資金に余裕のある農家であれば、農協外の出荷計画がある場合には、クミカンの基礎となる営農計画書からその分を除外して、限度額設定を行うこともある。ここからもクミカンが農家を縛り付けているという批判は当たらないことがわかる。

クミカンは営農年度である 1 月から 12 月までの 1 年間の契約である。年間の精算は年末に行われるが、過去には制度資金を優先して引き落とし、赤字部分を農協からの証書貸し出しで埋めるようなことが行われていたが、ずいぶん改善されている。また、農地価格が下落する 1985 年前後までは、1 年間の収支をきちっと精算せずに翌年に持ち越す安易な運用が行われ、農家負債を累積してしまうケースも存在した。現在はこのようなこともなく、赤字経営が続く場合には農業生産性の問題も含めて経営改善計画を立て、低利資金への借り換えなどの対応も行われている。

クミカンは自転車操業を前提にした制度なので、営農資金の貯蓄ができれば必要なくなる。クミカンを採用していない士幌町農協では、「1 年送りの農業」という考え方を以前から取り、翌年の営農資金を積み立てるために営農貯金や備荒貯金などを推進してきた歴史がある(注 5)。十勝地方では同様の考えにもとづき、必要営農資金に見合った営農貯金の積み立てをしている農協が多く、これをクミカンに連動させて運用している。クミカンを必要としない農家経営の創造が営農資金貸付の究極の目標なのである。

注

- (1) この経過とワーキンググループ委員の本間教授(東大)の主張の問題性については、坂下 [2017] を参照のこと。
- (2) 坂下[2008]および坂下他[2016]pp.67-68 を参照のこと。
- (3) クミカンに関する主な論文には、主に山田[1967]、山尾[1981]、田渕他[1995]がある。
- (4) 北洋銀行の ABL の事例については、坂下他[2007]を参照のこと。
- (5) 当時クミカンを実施していなかった士幌農協、ふらの農協、比布農協の実態については、坂下他[2009]を参照のこと。

【参考文献】

- (1) 山田定市『『組合員勘定』の実態と本質』協同組合経営研究所『経営月報』No160、1967
- (2) 山尾政博「北海道における『組合員勘定制度』の成立と展開」『農経論叢』第37集、1981
- (3) 田渕直子・太田原高昭「北海道における農協組合員勘定制度と営農指導事業」『農経論叢』第51集、1995
- (4) 坂下明彦他『系統外金融機関の農業金融参入動向に関する調査』北海道地域農業研究所、2007
- (5) 坂下明彦「地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入」『ニューカントリー』2008年4月号
- (6) 坂下明彦他『北海道の農業金融の課題と法人問題』北海道地域農業研究所、2009
- (7) 坂下明彦他『総合農協のレーゾンデートル』筑波書房、2016
- (8) 坂下明彦「現実を知らない性急な廃止論 クミカンは経営改善のために」『ニューカントリー』2017年2月号

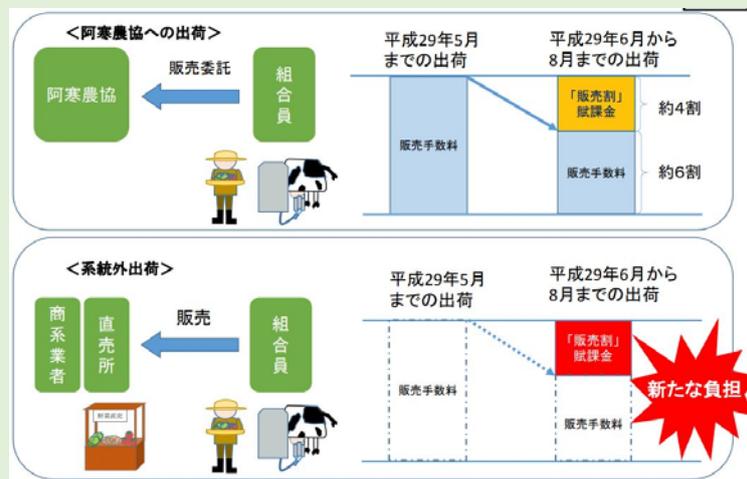
(『地域と農業』vol.105、地域農業研究所、2017)

4. 「ガイアの夜明け」の波紋—公取による阿寒農協への「注意」!

これまで3回にわたり「ガイアの夜明け」が取り上げたバター不足に絡む指定団体制度批判について論点を整理してきた(清水池義治稿『ニューカントリー』2017.9～11月号)。その後、2回目の放送(2017年6月13日)に「悪役」として登場した阿寒農協に対して公正取引委員会(以下、公取)から「注意文書」(10月6日付)が出された。そこで、3回の連載の番外編としてこの「注意」の問題性を指摘してみたい。なお、新聞報道もなされているので、関係者は実名とした。

1) 「ガイアの夜明け」の主張を丸呑みの公取の「注意」

この2回目の放送のなかで主人公の一つとして登場しているのが福仁畜産である。この経営は、酪農地帯に位置する釧路管内の阿寒農協(正組合員154人)の組合員であるが、2017年6月4日からMMJ(ミルク・マーケット・ジャパン)に生乳出荷を開始する(日経新聞17/6/4)。舞台はその2日前の6月2日の阿寒農協



の総会である。議案のうち大きな論点は、営農指導部門の赤字を解消するために、営農賦課金に「販売割」を導入してその総額を大幅に引き上げることにあった。これによる組合員負担増は、ほぼ同額の販売手数料の引き下げで相殺する処置を取ることになっていた。

しかし、MMJへ出荷する予定の福仁畜産には販売手数料引き下げの恩恵がない。系統外出荷に対する制裁であるというのが、本人およびそれに同調するテレビの主張である。一般組合員からの「販売割」賦課金導入反対の意見もあったが、この組合員は9月からMMJに出荷を始めた7戸(釧路新聞17/9/3)のうちの一入であろう。

今回の公取の判定もこの「論理」を踏襲しており、公開された「注意文書」の参考として添付された「参考1」(右の図)にもそれが現れている。

公取の動きは早く、放送日の1週間後には農協への問い合わせを行っており、6月下旬と7月中旬に賦課金の増徴に関する事情聴取を行ったという(産経新聞17/7/25)。福仁畜産が公取に改善指導の申立を行ったのが7月24日であるから(日経新聞17/7/25)、公取の動きは独自のものだった。しかし、公取は2回の調査で独禁法上の問題を指摘するほどの証拠を得たわけではなく、次に見るようにお粗末な根拠による「優越的地位の濫用」に「注意」を発した。農協の側も9月になって理事会で賦課金の徴収を一時停止するという休戦の態度に出たため、公取も矛先を納める格好となったようである。「注意」は一般的には改善命令や警告とは異なり公表されないが、10月6日に公表された。異例なことである。

2) 農協は優越的地位をもっているか?—「注意」の根拠

公取による独禁法違反に対する法的処置は排除処置命令であり(行政処分)、グレーの場合には警告(行政指導)となる。2007年には農協ガイドラインが策定されて、違反行為の未然防止が行われてきた。しかし、さらに「違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれがある行為がみられたときには、未然防止を図る観点から」「注意」を行うといういささか乱暴な指導を行うようになってきている。農協に関するものは2012年から16年3月までで24件にのぼる(規制改革会議第35回農業WG資料)。そして、告発窓口やタスクフォースを新設して違法行為に対する積極的な取締を実施することが表明されている。

今回の「注意」もこうした流れの中で行われたものである。阿寒農協が組合員に対して優越した地位を有しており、その力で一部の組合員に不利益(差別的な営農賦課金の増額)を与えたとされる(ただし、全ての文書の末尾には「可能性」、「おそれ」がついていて、断定していない)。

しかし、優越的地位の根拠は「組合員は、農畜産物の共同販売事業以外にも、飼料等の共同購買事業、信用事業等、阿寒農協の事業に依存している場合があり、阿寒農協の地区においては、他に代わり得る農業協同組合は存在しない」からだという(「注意文書」)。代わりの農協が無いというのは論外としても、事業区域は釧路市であり、金融機関は多数存在する。また、生産資材の中心である飼料購入の農協シェアは5割程度と思われるが、農協以外の飼料会社からの代金決済も組合員勘定で行っている。これが、独占的地位なのだろうか。事業利用における組合員の農協離れが問題化している実態を知らない議論である。

3) 農協とアウトサイダーの問題なのか?

賦課金徴収は、農協法17条および農協の定款により認められているが、手数料の減額と合わせて行ったことを公取は問題としている。これが農協による制裁処置と見られているのである。しかし、対立の構図は農協V.S系統外出荷組合員ではなく、共販を行っている組合員V.S系統外出荷組合員である。

一元集荷に対しては、従来から自分の生産した牛乳を単品で消費者に届けたい、チーズなどの自家加工をしたいなど農家の個性を発揮するための改革を望む声があり、ある程度それが実現されてきた。しかし、新卒の生乳卸は生乳不足局面での差益を獲得するブローカーであり、そこへの出荷は「価格」メリットのみを求めたものである。これは共販を行っている組合員にすれば許しがたいことであり、農協の行動はこうした組合員の声を反映したものであることは想像に難くない。

農産物の需給調整の手段として加工があるが、ワインもジュースも専用種の時代となり、残されたのは生乳ぐらいである。この調整は輸入を含めて複雑であるが、現在の制度は依然としてベターであり、規制改革推進会議と「安倍の一言」で農水省も畜安法の改正にいやいや同意したという(田代洋一「農業競争力強化プログラムは何を狙うか」『文化連情報』17.8)。

プール乳価も個々の酪農家にとってみれば、乳牛の飼養形態や乳質、立地の相違などで用途別乳価や運賃負担など不満があるに違いない。そのなかで、有機牛乳など生産者を区

表1 農協の部門別損益計算書

年 度	2016年						2017年 (予算)
	区 分	合計	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	営農指導 事業	営農指導 事業
事業収益	①	4,060,049	288,098	104,504	3,593,670	73,777	85,622
事業費用	②	3,362,067	-37,309	7,767	3,334,825	56,784	38,802
事業総利益③	①-②	697,982	325,407	96,737	258,825	16,993	46,820
事業管理費	④	544,908	235,407	77,161	130,204	102,232	
事業利益⑤	③-④	153,074	90,096	19,576	128,641	-85,239	
経常利益⑥	*1	197,741	111,461	27,249	139,917	-80,886	
税引前当期利益Ⅰ⑦	*2	194,915	110,140	26,838	139,181	-81,244	
営農指導事業分配賦額	⑧	-	-32,498	-4,062	-44,684	81,244	
税引前当期利益Ⅱ⑨	⑦-⑧	194,915	77,642	22,776	94,497	0	

注1) 事業管理費には、共通管理費133,543千円(プラス減価償却費5,109千円)を含む。

2) *1 = ⑤ - 事業外損益

3) *2 = ⑥ - 特別損益

分した販売も出回るようになってきている。こうした制度内での漸進的な努力は馬鹿にされるべきではない。何でも個別化してしまえば、宅急便のような落とし穴に陥るのである。

不足払い制度は決して制度が先行してできあがったものではない。需要拡大期の雪印、明治、森永による三つ巴の集乳合戦による地域対立や部落分裂などを経て、徐々にその体制が整ってきたのである。農家の対立は会社を利するというのが歴史的な教訓である。この点は肝に命じるべきであり、不足が過剰に転じた後の対応も協同組合的に準備しておく必要がある。

4) 賦課金をどう捉えるのか?

今回の賦課金の増徴は、部門別損益における営農指導費の自賄い化をすすめることを目標としている。農協の部門別損益をみると(表 1)、営農指導事業は事業総利益③では 1,700

万円の黒字であるが、事業管理費④が 1 億円(人件費 8,000 万円)ほどかかっている、事業利益⑤では 8,500 万円ほどの赤字であった(2016 年)。賦課金徴収を 6,000 万円増加することにより、赤字を 2,000 万円程度に圧縮することがねらわれた。ただし、賦課金改正の実施は 7 月であり、2017 年度の増額は 3,000 万円を見込んでいた。この農

	2016年 実績	2017年 計画	備考
収入 合計	73,777	85,622	
賦課金 小計	3,130	34,821	
組合員割	3,130	1,660	正組合員1万円、団体6千円
戸数割		1,410	個人1万円、法人2万円
販売割		31,751	
実費収入	3,679	1,791	農協事業など
受託指導収入	40,667	34,722	中山間地事務手数料
事業補助金	26,301	14,288	再エネ事業、ET判別など
支出	56,784	38,802	
営農改善指導費	24,902	18,086	
教育情報費	3,077	3,100	
生活改善費	1,247	1,305	
営農指導雑支出	2,533	2,383	
補助事業費	25,025	13,928	
差し引き	16,993	46,820	

表3 販売取扱い実績・予算と手数料の変化

	取扱高		手数料			手数料率		
	2016実績	2017予算	2016実績	2017予算	差引	2016	017年7月～	
生乳	4,665	4,851	63,664	43,720	19,944	1.24円/kg	0.74円/kg	
酪農 個体	乳用牛	199	204	3,498	2,657	841	1.90%	1.10%
	育成牛	99	94	1,755	1,235	520		
	初生とく	509	484	8,938	5,857	3,081		
	大中とく	253	408	1,831	2,772	-941		
	小計	1,060	1,190	16,022	12,521	3,501		
肉牛	肉素牛	1,310	1,573	6,659	4,485	2,174	1.90%	1.10%
	肉専用種	245	279	653	534	119		
	廃牛	203	179	3,598	2,157	1,441		
	小計	1,758	2,031	10,910	7,176	3,734		
馬	36	35	708	362	346	1.90%	1.10%	
畜産小計	7,524	8,109	91,304	63,779	27,525			
野菜	125	150	2,228	1,804	424	1.90%	1.10%	
合計	7,649	8,259	93,532	65,583	27,949			

協は旧釧路市農協という都市型農協を 2001 年に吸収合併しており、営農賦課金の赤字の部門別配分を行うことは、信用・共済部門については准組合員(6,183 人)に対し営農費の負担をかけることにもなる。営農賦課金の独立採算化はその是正の意味を持っている。

改正前の営農指導事業の収益の中心は中山間地直接支払いの事務手数料 4,000 万円と事業補助金の 2,500 万円であるが、後者は殆どが補助事業費(再エネ事業、ET 判別精液)であり、独自の財源は中山間地直接支払いであった(表 2)。支出については、補助事業を除くと営農改善指導費(主に酪農振興対策費)2,500 万円が中心である。これに営農指導担当者の人件費を中心とする事業管理費 1 億円がかかっている。この対価が本来営農賦課金によって賄われるべきものである。中山間直接支払いは農家への支払いの他に営農費としても活用されているのである。

賦課金をほとんど徴収していなかった経緯は不明であるが、酪農地帯を中心に販売割による賦課金徴収方式を取る農協は阿寒を含め 15 農協あり、その導入には問題はないといえよう。

従来の賦課金は組合員割(一人 1 万円)であったが、戸数割と販売割が加わった。この販売割の負担増部分を販売手数料の減額によって相殺したから、2016 年と 2017 年の手数料の差がおよその販売割の額となる(表 3)。生乳がおよそ 2,000 万円、個体販売が 350 万円、肉牛が 370 万円であり、酪農畜産で 2,700 万円となる。野菜はわずかで 42 万円に過ぎない。公正取引委員会の「注意」では、野菜農家からの賦課金徴収を行っていないことを指摘しているが、金額的には問題にならない。

農協も設立から 70 年が経過し、組合員の経営も大きく分化し、生産部会などに依拠する工夫が見られるようになった。しかし、組合員による農協利用と負担のあり方には齟齬は現れており、社会的にみても妥当なルール化が求められる時期に来ていると言えよう。

(『ニューカントリー』2017.12 月号)

5. 栗山町－多様な農村活動の創造

思いがけなくも北大に農林中金から寄付講座を頂戴し、半年が過ぎた。研究室の名前は「協同組合のレーズンデートル」、ふた昔くらい前にも生きていた人なら懐かしい響きを感じるであろう。日本の政治も大きく変わり、ひとの感性もずいぶん違ったものになっている。世論調査で「わからない」は置くとして、改憲派がややリードしているご時世である。存在意義などと思わず力んでしまう。

こんな中、第二次大戦後 70 年たった「戦後」体制をチャラにしようとする「3 度目の正直」の動きが加速している。政治はしょせん経済に従属するものだ、市場原理主義の言うがままだわいと思っていたら、官邸の力が強まって経済政策の進め方もいささか乱暴になってきた。

「戦後」といえば民主化改革、財閥解体と労働改革、そして農地改革と習った。現状はといえば、会社は持ち株会社だらけの所有優先の世界に、労働組合の影は薄く不安定就業が広がる。香港でもデモをやる時代になったかと思っていたら、BBC が国会前のシールズを放映して「日本のような国」でも運動が起きていると評価していた。そんな程度の「民主主義国」になっていた。

さて、農地改革の結果としての「戦後自作農体制」。近代化、近代化と旗は振り続けられ、減反も 45 年続いたが、農水省も世間の通り名である「No 政」を本気でやるようだ。減反もやめるし、あとはどうぞご自分でというのが 6 次産業化。生産も加工も流通も農家の自前でやってください、これではアダム・スミスもびっくり、分業概念はどこに行ってしまったのか。結局やれるわけがないから企業の登場という筋書きだ。農業政策はやめて企業に任せるとのことだから、イギリスのように環境省ではなく経産省にくつつくことになる。TPP 容認の政策的帰結である。

農家が退場ということになれば、農協が必要なわけがない。農業部門に身が入っていない、農家の所得向上に貢献していないと農水省はいうが、あなたの責任はと問われれば、ではやめますと言われそうである。本気で改革する気がない相手に対して反論するのは空しいものである。専門農協に改組すべきだ、かたちは新世代農協がいいなどと言われても、それは総合農協を解体するための方便でしかない。連合会を会社化して縮小させれば、日本だけでなくアメリカの金融・流通企業の市場が広がる、そういうことである。寄付講座の活動の一環として『総合農協のレーズンデートルー北海道の経験から』を出版したが、いささか虚しさが残る心境である。

農協改革も秋の陣。農業用資材や農産物の流通構造を見直すというが、新業態からの挑戦状とも受け取られかねない。時代の流れに沿って問題にメスを入れるのなら結構であるが、農協だけをスケープゴートにするような姑息なことはやめていただきたい。すでに公正取引委員会が「告発窓口」を準備して、けしからん農協に「注意」を連発する構えである。是正処置は法的根拠を持つが「勧告」はグレーであり行政指導である。わざわざガイドラインをつくったのにもかかわらず、「疑わしきは注意」だという。法治主義を逸脱しつづければ、お隣の中国を批判する資格も失われてしまう。危ない政府ではある。

では、こうした乱暴な農協批判をやめさせるにはどうすればいいであろうか。そこは危

うくなったとはいえ民主主義、数の力である。農協の組合員は1,014万人、生協の組合員は6,173万人で、人口の56%を占める大きな存在である(2013年)。ここでは、産業成長論ではなく生活論の視点が重要である。農業より食であり、国際化より地域である。都市生活者と地域住民に対して食の安心や田舎の安らぎ、生活・福祉への貢献をアピールできるかが鍵である。その意味で准組合員問題はチャンスと見るべきであろう。

われわれは、貧乏ながらも北海道内に4つの農村サテライトを運営し、その中で自治体や農協との連携に努めてきた。なかでも直近にある栗山町・そらち南農協とは親しい間柄である。2年目学生25名の農家泊まりこみ研修は20年を数え、農協でのインターンシップも付け加わっている。この栗山町、ただ者ではない。農業では農業振興公社を設立して中山間直接支払いを財源化して「集約と拡大」の両面作戦で農業振興を行い、新規参入で北海道をリードしている。環境教育では「ハサンベツ里山委員会」、福祉では介護保険制度の先取り・地域通貨まで作り、議会は基本条例をつくるといった具合である。農協の事業・活動も町の諸活動の中に位置づいている。出版第二弾は栗山町である。

以前だと「地域農業のなかの農協」、今では「地域のなかの農協」がわれわれのテーマである。農業経済学は立ち止まっていられない。

(『農林金融』2016年10月号「談話室」)

6. 北海道における農村開発の過去と未来

編集部から提示されたテーマは北海道の「農村開発」である。ひと昔であれば、これに「政策」がついていたことであろう。ここからわかるように、開発の概念は、かつての拓殖、農地開発の時代の枠組みは終わりを告げ、主体に関しても政策的契機の絶対的優位から民間活力の強化へと主導権が移行したことが明らかである。しかも、農業インフラの整備を土台とした農業生産力増強という農業開発から農村の多面的な機能を重視した農村開発へと開発の対象が拡大した点も重要である。ただし、国の農業政策は依然として分裂ぎみであり、食料、農業、農村政策が寄木細工のようにばらばらに推進されている。成長戦略は、この不統一をさらに拡大する恐れがある。

ここでは、北海道における農村開発の歴史を振り返り、今後の内発的発展の契機を確認するとともに、これからの農村開発の枠組みと主体について若干の考察を行ってみたい。

1) 「構造政策の優等生」は一般化できるのか

(1) 北海道農業の位置づけ

北海道農業は「構造政策の優等生」と称されてきた。この意味は3つにわかれる。第一は、北海道特殊性論である。これは日本農業論の論外ということであり、農業センサスの実施毎に出版される著書でも1980年センサスまでは沖縄とともに分析から「除く」とされてきた。これは、兼業条件を欠く専業農家の存在、農地の外延的拡大と挙家離農跡地の集積とによる耕地規模拡大の進展、水田・畑地・草地という地目、経営形態の水平的立地が、内地の兼業稲作や立体的土地利用とは異質の構造をもつという認識にもとづく。したがって、こうした条件を持たない内地農業においては構造政策はうまくいっていないという反証に使われたのである。とはいえ、その後は北海道での借地率の上昇、野菜など園芸部門の拡大などの「内地化」、逆に内地での先進的な大規模経営の形成により、「外地」としての例外扱いは薄れ、「優等生」うんぬんの議論も消滅したかにみえる。

第二と第三は北海道内の議論である。一方は、農業近代化を所与のものと位置づけ、農家の規模拡大路線を肯定的に捉えた。「優等生」は文字通りの成果なのである。他方は、農業近代化の負の側面を強調するアイロニーとして「優等生」を位置付ける議論であり、まさに括弧づきのものとして捉えていた。その象徴が負債問題である。後者からは1980年代に水田地帯での複合経営論が提起され、野菜産地の勃興がその議論の有効性の根拠となった。これを受けて、北海道庁の政策も規模拡大・大規模経営育成という単線型から、中規模複合経営を容認する複線型へと転換した(『地域農業のガイドポスト』1989年)。これは、後の農業・農村基本条例(1997年)や食の安全・安心条例(2005年)への布石となったといえよう。

(2) 農業の地域開発序列と経営類型

以上の理解は、「優等生」の存在を前提としたものであるが、地域に分け入って観察するとその一般化の答えは否である。まず、その前提として北海道農業の地域開発序列についてみてみよう。

一般に、地域の農業開発は序列性を有しており、内地の場合には流域論によって整理されている。農業開発のベースは長期にわたる水田開発にあり、扇状地に立地する中流域に始まり、林業と結びついた上流域の開発が続き、そして氾濫原に位置する下流域の開発が治水技術の発展を待って最後に行われる。土地利用は立体的であり、水田・畑地・園地のバリエーションをもつ中流域が複合経営主体で最も生産力が高く、上流域は農林複合で耕地比率が低く、逆に下流域は水稲単作で都市部の発達により農外兼業化が進展する。一般的には下流域の平場稲作地帯が注目されてきたが、現在は上流域と共に耕作放棄地が増加をみせ、むしろ中流域の安定性が注目されるに至っている。

北海道の場合には、すでに述べたように水田・畑地・草地という土地利用が水平的にしかも団地をなして展開しているところに内地との大きな相違がある。この上に、稲作・畑作・酪農という経営形態が対応している。水田地帯は稲作と畑作・園芸が、畑地帯は畑作・園芸と畑地型酪農が、草地には草地型酪農が展開している。

開発は、畑地からの転換としての水田作経営が先行し、その外周の畑地開発が混同経営を経て畑作専業経営と酪農専業経営に分化し、最後に戦後開拓をベースに主畜経営から草地型酪農専業経営が成立をみせる。戦後の農業基盤整備をみても、水田、畑地、草地の序列が明確に現れているのである。ここでは、経営形態別の農家経営の蓄積力が以上の序列に対応して現れていた。1980年前後までの動きである。

(3) 旧開地域と新開地域の格差

以上の地域開発の序列は経営形態の差として捉えられてきたが、さらに踏み込んでみると、経営形態に共通する旧開地域と新開地域の相違が現れてくる。以下、それぞれを代表する石狩川流域、十勝平野、根釧台地を例にとってみていこう。

石狩川流域は、大きくは上中流域と下流域に区分することができる。その骨格は、戦前期の土功組合による水田開発と戦後のダム開発を中心とした流域開発が上流から下流へという序列をもって進行した。上中流域は戦前の水田開発によりそれぞれ3ha、5haの平均規模をベースとしたが、戦後開拓を含む下流域では7.5haが基準であり、流域開発の進展により一気に大規模水田地帯として規模の優位性を獲得するに至る。ここでは、政策ドライブにより農家のふり分けが行われ、個別的機械化一貫体系の形成のもとでまさに「構造政策の優等生」が出現したのである。ただし、減反の強化と基盤整備負担の重圧から農家負債問題が深刻化し、近代化農政の負の側面が強く現れた。これに対し、中流域においては先進的基盤整備と単収水準の優位性を有し、中規模農家の分厚い存在のもとで営農集団などの集団的生産力の形成がみられた。ここでは、農政に対する地域によるインターフェイス機能が働いており、農協運営もボトムアップ的性格が強かった。

十勝平野は、チューネン圏に比せられており、中央部、周辺部、外周部で開発過程と経営形態に大きな差があった。中央部は、豆一色の経営が連続冷害のもとで混同経営へと移行し、それが1970年代半ばから分化をみせ畑作専業経営と畑地型酪農経営へと専作化し、20ha規模の相対的に集約的な経営群の形成につながる。これに対し、周辺部では土地改良事業の進展による耕地の拡大と離農の多発により30ha規模経営に帰結する規模拡大が進展する。十勝における「構造政策の優等生」である。甜菜と澱源馬鈴薯に偏した土地利用問題、規模拡大に伴う負債問題も石狩川下流域と同様に現れている。外周部は40ha規

模の草地型酪農へと転換をみせる。

根釧台地は北海道でも最も開発が遅れた戦後開拓地帯としての同質性をもつ。主畜経営から草地造成により本格的な草地型酪農への転換が図られ、同時に離農の多発と規模拡大が進展する。ただし、新酪農建設にみられるように構造政策は集中的に行われ、政策先進地における酪農近代化と負債問題の発現、一方での政策後進地での規模拡大の停滞がみられる。ここでも「構造政策の優等生」は一律に形成されたわけではない。

このように、1980年頃までの近代化農政の受容のあり方は旧開地域と新開地域では異なっていたのである。「構造政策の優等生」を生み出したのは新開地域である。経済基盤が盤石でない中、政策展開は農家規模構成の二極化と下層の脱落による大規模農家群の形成をもたらしたのである。戦後開拓型集落をベースとし、農協も融資・回収を軸とする信用事業中心のトップダウン的性格を示す。これに対し、政策に対するインターフェイスを持ちえた旧開地域においては、幅広い中農層の経済的上向志向をベースに、競争の中で協調的・集団的な経済行動がとられたと言える。農協運営はボトムアップ的であり、農事実行組合型といわれる集落の中規模等質的な農家構成が形作られた。農家の定着と蓄積力の差がこうした相違をもたらしたのであり、その後新開地域においても徐々にインターフェイス機能が発揮されるようになる。

2) プラザ合意と北海道農業の変動

(1) 1985年のカタストロフィー

北海道農業が大きな転換点を示すのは、プラザ合意による経済構造調整からである。農産物の「過剰」が演出され、保護農政の後退が決定的となる。農産物の支持価格が一律15%の引き下げとなり、これは地価の下落に連動する。1980年代前半は農地市場が縮小し、呼び値だけが上昇する局面にあったことが問題を深刻化させた。農地担保に依存し、土地神話に安住していた農協は債権管理の強化に乗り出さざるを得なくなり、オーバーローンの解消のために貸し渋りが発生する。この結果、離農が多発し、農地市場は買い手市場化し、地価の下落に追い打ちをかけることになる。この結果は、負債問題を抱える新開地域と「構造政策の優等生」とに特に大打撃を与えることになる。この調整にはかなりの時間がかかり、担い手農家が農地集積を再開するのは1990年をかなり過ぎた時期からである。農地移動の形態も借地による割合が増加し、以降農地市場は受け手市場化が一般化する。離農の形態も後継者不在農家のリタイアによるものが多くを占めるようになる。こうした離農形態が増加する中で、この20年間で特に規模拡大が急激に進んでいるのが水田地帯である。

(2) 新開・旧開地帯の逆転現象

この間、構造改革が最も進んだのが水田地帯である。その特徴は、旧開地域での個別経営展開と新開地域での集団的・協同的展開という逆転現象にある。旧開地域の石狩川中流域は1970年代から営農集団の広範な展開がみられたが、減反緩和を契機として転作集団が崩壊し、高齢農家の農地が借地の形態で放出され、担い手農家が個別自小作展開をとげるといふ大変動が起きる。この結果、20ha以上層の比率は下流域と遜色のない水準に達する。野菜作を含む複合経営は縮小し、水稻優位の作付へと変化している。1997年からの

米価下落が拍車をかけ、構造改革が初めて始動したのである。

これに対し、下流域においては、従来の水稻と小麦連作の形態から豆麦の本作化、野菜作の作付拡大が進んでおり、これに伴い営農集団や協業法人の設立が進んでいる。これは、農協の強いリーダーシップのもとでの地域農業の分業体制の新たな構築と位置づけることができよう。新開地域にも、農協を中心とした地域システムづくりが始まっているのである。特に、南幌町における拠点型法人化は、自治村落をもたない北海道での「集落営農の北海道版」ともいえる取り組みであり、平坦農業におけるひとつのモデルとして位置づけることができよう。農協が生産協同組合的機能を発揮する環境が整いつつあるのであり、これは本号掲載の中札内農協や浜中農協の事例にも現れている。注目すべき動きである。

3) 複合的土地利用地帯への注目

(1) 平場農業と凸凹農業

北海道農業を捉える際に、どうもわれわれは平場地域にとらわれすぎてきたようである。これまで見てきた水田の空知、畑作の十勝、酪農の根釧である。近代化農政が目標としてきた専作的土地利用地帯のイメージに合致するからである。農協における組合員組織では十勝を中心に施設利用型の部会が発達しており、空知でも米の商品化に伴い強化が見られる。

しかし、忘れてならないのは、盆地や丘陵部に立地する複合的な土地利用地帯である。水田の上川・空知夕張川水系、畑作の北見、酪農の天北である。これらは、地形的条件から基幹としての地目の他に異なる地目を持ち、経営形態にもバリエーションがある。上川地域は名寄・上川・富良野という3つの盆地列からなり、盆地中央部の水田地区に加え、縁辺部に畑作と酪農を擁する。また、北見地域も丘陵部の畑作地区に加え、常呂川流域の水田地区と戦後入植の酪農地区を抱えている。天北地域は、旧澱粉馬鈴薯地帯を含み、飼料基盤を根釧とは異にしている。

(2) 新しい農村開発の方向性

ここでは、酪農地帯を除くと、田・畑・草地の混在による中規模複合型農業が展開している。スケールにおいて専作的土地利用地帯に対する競争力がないため、野菜産地形成が比較的早く進み、農協のマーケティング力も高いものがある。また、立体的土地利用に対応した作目・畜産の組み合わせが存在し、十勝とは異なる作目別の生産部会型の組織化が進展している。また、多様な経営形態、農家が存在しており、耕地面積当たりの人口扶養力が高いといえる。その中で、6次産業化などの経営の多角化を推進する可能性を秘めている。その意味で、地域の特性を最大限生かした地域ブランドづくりという新たな農村開発のモデル地域として位置づけることができるのである。本号掲載のオホーツク・テロワールはその先駆的な事例を示している。ここでも、農協の機能の充実が求められており、社会的企業としての進化が求められている。

(『開発こうほう』2013年7月号)

7. 北海道水田農業の地域性と農協の地域対策

これまで、11回に渡るシリーズでは、水田土地利用と制度設計の問題(①⑨)、それと連結する米価・生産費問題(②④⑥)、そして担い手の問題(①③⑤⑧)、さらには新規需要米や空知型輪作体系、非慣行栽培などの新たな取り組み(⑦⑩⑪)が取り上げられている。今回は、水田農業の地域性に焦点を当てて、農協の地域対策の意義にも触れてみる。

1) 石狩川流域水田農業の激動

石狩川流域の稲作・水田地帯は、上流域(上川中央)、中流域(北空知)、下流域(南空知)に区分され、それぞれ3ha、5ha、7haという規模差を持っていた。80年前後の水田利用再編期では、上流域は第二種兼業化による水稲作プラス捨てづくり転作・一部野菜農家の存立、中流部は営農集団の族生と田畑輪換を含む複合経営化、下流部は稲作個別展開と麦連作という大きな地域性を有していた。

この後、3度の転機が訪れる。第一は84年からの地価下落であり、価格支持水準が一律15%下落し、農家経済の悪化が農協の負債整理を加速させ、最後の負債型離農が続出する。この主な舞台は下流域で、規模拡大が一層の進展をみせる。第二は93年の減反緩和であり、特に中流域で稲作への回帰が進み、麦の受託組織が解散することで委託者の地主化が進み、これを受けた自小作展開が進む。道内良質米産地の自負が生み出した流れであり、その後小作地の一部自作地化を含み、規模拡大は一層進む。第三は97年からの米価急落であり、これが現段階まで続く。大きく地域農業再編が行われたのが下流域であり、個別経営展開から集団的展開への動きが加速し、転作の本作化、野菜作導入も進展をみせる。営農集団や協業型法人の動きである。これに、昭和一桁の高齢リタイア化という流れが加わり、上流域でも個別法人化がみられるようになる。

③の東山データを借用すると、農業経営体総数に占める20ha以上層の割合は、上流域12%、中流域23%、下流域22%であり、中下流には大差がない。また、協業法人の水田面積シェアは上流域6.6%、中流域3.6%、下流域5.9%と、上流域が最も大きくなっている。改めて、驚くべき変化である。

2) 担い手育成で注目される下流域

ここで注目されるのは、下流域である。かつては、個別展開を主流とし土地利用は稲作プラス麦の連作形態であったが、重い圃場整備の負担金問題に耐えつつ、営農集団化(長沼)や拠点型法人化(南幌)の手法により、経営転換を図ってきたからである。こうした組織化は農地の移動調整ともリンクしており、長沼では開発公社と農協の合理化事業を組み合わせる集落ベースの流動化を進める体制を構築している。また、南幌町においては、公社の中間保有地の売渡の受け皿として法人が位置づけられている。生産体制としては、コメの業務用途向けの販売戦略と品種転換を含む生産技術の対応、野菜作の導入や転作畑地利用の高度化などが行われ、⑩で紹介された空知型輪作体系の定着化なども図られている。

これは、農協の強いリーダーシップのもとでの地域農業の分業体制の新たな構築と考えられる。長沼においては、集落を単位に農地集積を図り、営農集団による畑地部門での受

託体制を実現し、それに補完された野菜の拡大が行われ、また直売やグリーンツーリズムへと農家経営の複合化・多角化を進めている。南幌町では地域における拠点としての協業法人設立の道が開かれ、多くが生産協同組合的性格を有し、大型経営としての稲作・野菜・畑作複合化や冬季間の就業場面の拡大(パークゴルフ・イチゴ狩り)もみられる。農協や行政による一歩踏み込んだ支援組織は栗山の振興公社やいわみざわの地域農業振興センターなどにも現れている。

3) 下流から上流へ

河川にそって展開する土地利用を流域論として捉える手法は、内地農業ではかなり有力な議論であるが、その構成は上流域が中山間村、中流域が複合経営的な農村、下流域が水稲単作型の都市近郊農村というものである。1980年代の石狩川流域も、上流部が旭川市の都市近郊的要素を持つことを除けば、中流域が経営複合的で集团的な中規模農業を行い、下流域が水稲・麦一毛作、大規模個別経営を行う構成を示し、流域論の模式に適合的であった。

しかし、下流域の以上の動きに対し、中流域では個別展開による規模拡大が一般化し、上流域では小規模経営の存続のもとで法人経営設立がめだっている。下流域の動きは危機対応としてぎりぎりの選択であり、地域分業型の組織化は石狩川を逆流して中流域に波及していくのではなかろうか。両者では稲作の位置づけは異なるが、規模拡大のみでは稲作の収益悪化は補填できず、収益作物の導入が必要だからである。中流域で80年代にみられた集団化の方向が大規模協業経営の形態をとって復元される可能性がある。上流域では個別経営型の法人とともに農地保全型の法人が必要度を増し、農協直営型の農業生産がその一部を形成するかもしれない。

4) 規模なのか、人口扶養力なのか

家族農業経営は、自営業の一種であり、家族内継承が基本であるため人口減少と職業分化に弱いという特性を持っている。農家の高齢化は世帯構造にも現れており、A町の例をとれば、1世代世帯が32%と3世代世帯を上回り、経営主60歳以上の世帯が52%で、後継者は無しか独身と内容である。農家世帯の縮小・脆弱化は一般化しており、今後5年から10年で大量の水田が農地市場に放出されることは間違いない。

この放出農地の集積を従来のように個別農家の規模拡大によって吸収できるのかが大きな問題となる。新しいマスタープランはこれをがむしゃらに推し進めるものであるが、これまでの担い手の議論は、国民経済的な装いをもちながら、現実には1戸の農家の生活が可能な所得を得る規模を想定し、規模拡大を進めてきた。しかし、⑤の柳村論文が指摘するように水田農業経営の所得は共済金・奨励補助金を下回る水準に過ぎない。であれば、地域資源としての水田を活用して、何戸が生活可能かという面積当たりの人口扶養力という指標を本格的に議論する必要がある。

現実的にも、規模拡大の主体とされる農家は、経営の複合化で所得確保を行い、土地利用型の規模拡大を迫られている。家族保有労働は親世代のリタイアによって縮小局面にあるから、不足化する農村労働力のもとでは、地域内の分業体制の構築と新規参入を促進することが妥当であろう。その手法は下流域で培われつつある営農集団化や拠点型法人化

である。また、新規参入は法人職員の経路が開かれつつあるし、⑧山内論文が指摘するように水田型独自の新規就農対策の構築が後押しするであろう。

5) 地域政策の必要

以上、地域農業の振興が人口扶養力の増加をもたらす方向であれば、農業経営そのものの複合化・多角化を必要となる。しかも、人口減少社会では、その実現のためにはさまざまなレベルでの分業、すなわち、農家間の分業(営農集団、生産協同組合的法人)、法人間の分業、集団と農協との分業が必要であり、生産者と農協との関係もパートナー的な関係を含むものに変化することになる。広域化した農協も市町村との連携を強めてより地域に密着した拠点づくり(公社やセンターの設置)を進める必要がある。また、農地保全において地域拠点型法人に依存できない場合、農協自営型の農業生産介入も必要になってくる。

いずれにしても、地域の農家の生産・生活を含めた存続のためには、本来の意味での地域マスタープランの策定が必要である。これは⑤柳村論文が指摘するように成熟した定住社会の形成を目的とするものでなければならない。

(『ニューカントリー』2012年3月号)

8. 大学と地域とジャーナリストが一体となって

農業ジャーナリストの会が1972年10月に設立されて、40年が経過しました。私が大学に入学したのが73年4月ですので、その長さは身をもって感じるすることができます。この間、北海道農業は1970年からの減反政策に始まり、1980年代の農産物過剰の一般化、そして1985年からの価格支持の後退と農地価格の下落といった苦しい局面を経過して参りました。こうした事態に対し、北海道農業は呆然としていた訳ではありません。私が仲間と一緒に協同組合通信社から出版していただいた『地域農業の底力ー農協の可能性を拓く支援システム』(2009年)に示しましたように、個別経営がバラバラではなく、協同の力で支え合う地域農業の展開が各地で生まれています。また、グリーンツーリズムの波に見られるような都市との交流を含む「農村」をベースとした新たな取り組みも第二の核として北海道農業を変えようとしています。

そこに降って湧いたの日本のTPP加入問題でした。私たちはこの問題を単に農業の問題としてではなく国民の生活問題、地域の存立問題として位置づけ、新しい役員体制のもとで積極的な活動を続けてきました。各地への講師の派遣やブックレット作成への協力、そして新聞等の報道への反映は、道民の世論にも一定の影響を与えたと自負しています。40周年記念シンポジウムでも当然これをテーマとして取り上げることになり、本記念誌の企画につながりました。

私は研究者の端くれですが、ジャーナリズムとその担い手であるジャーナリストの凄みに影響を受け、研究の糧としてきました。北海道の農村を走り回るフィールドワークが基本ですが、研究には陣地戦が必要です。北大も農村サテライトを設置し、地域と一体となった教育・研究を進めようとしています。それには長い時間がかかります。そこで、ジャーナリストによる同時取材と社会発信が必要です。猟犬のような嗅覚で問題の所在を突き止め、それを社会化する力です。陣地戦と遊撃戦が合体してこそ、手堅いフレームを持った素早い対応が可能なのです。

ジャーナリストの会の50周年に向けた課題は、大学と地域とジャーナリストが一体となったネットワークの形成と社会発信にあります。地域の問題を掘り起こし、研究会で積み上げ、問題の整理を行い、記者会見し、レポートを発表するという地道な活動が、日本のジャーナリズムの見直しにも繋がると思います。みなさまの協同の力の発揮を期待して、ご挨拶とさせていただきます。

(『北海道農業ジャーナリストの会 設立40周年記念誌』2013.05)

9. 改めて農協の役割と組合員の組織活動を考える

1) 中央アジアからみた農協

ここ何年間、5月になるとおよそ1か月にわたり JICA の中央アジア諸国を対象とした「農協づくり」の研修会が開催され、そのお手伝いをしている。キルギス、タジク、ウズベク、トルクメという「タン」(汗)のつくシルクロードからのお客さまである。社会主義からの移行国であり、集団農場の分解によってつくられたフェルメル(ファーマー、家族経営とその連合体)は未熟な市場経済のもとに晒されている。そこでは協同組合が出番となるはずであるが、その言葉は集団農場を連想させ、強い拒否反応に会ってしまう。ところが、彼らは余市町の研修で聞いた一言で農協ファンに変貌してしまった。「農家はプロとして農業生産に徹するべきだ。あとは農協に任せている」。指導農業士、越智武士さんの言葉である。

途上国の人たちの日本の農協に対する手放しの絶賛はもちろん割引する必要があるが、彼らはそこに積み重ねられた組合員と農協との信頼関係をみたのであろう。理論的にみても「日本型」の農協タイプは途上国において欧米型のそれに対し優位性があると思われるが、その点はひとまず置いておく。ここで考えてみたいのは、この言葉を「組合員と農協との分業関係」と読み替えた時に、現在の農協の組合員にとっての位置づけと組織活動がどのようにみえてくるかである。

2) 農家の多様化と農協の相対化

農家組合員と農協との関係を分業体制としてみる見方は、農協を相対的に独自の存在として位置づけるものがある。ただし、農家が農協をひとつの取引相手とみなし損得勘定によって取引関係を決定する立場、農協離れとは大きく異なっている。分業関係の形成の背景には、組合員農家の異質化と農協そのものの機能の拡大という2つの側面がある。

農家の異質化について言えば、一方での高齢化の進展、他方での規模拡大や経営の多角化の進展がある。農協の設立・拡充期には、戦後自作農体制といわれる農家の比較的均質的な存在を前提として事業利用も「平等原則」にもとづいて行われてきた。しかし、農家の規模拡大にともない資材供給量のロット差が拡大し、大口対応などの「公平原則」を取らざるを得なくなっている。これは、農家の経営目標が大規模化にも関わらず、依然として所得率ではなく所得の絶対額を求めざるを得ない状況におかれていることの反映である。ともあれ、農家によって農協への要求は異なってきているのである。

また、同一の農協管内においても作目の多様化が進んでおり、販売事業においても農協に対する利用部門が分化し、それに対応した作目別の生産者組織化が求められるようになっている。このことは、全組合員が同一の農協事業を享受するという一体性を弱め、選択的利用をもたらすことになる。その結果、組合員側からみても農協利用が変化し、その相対化が進行しているのである。

3) 農協の利用事業の拡大と農協の相対化

農協そのものの機能の拡大は、市場対応の強化と労働力問題への対応として現れる。北

海道の農協は加工事業のウェイトの高さに特徴があるといわれる。ホクレン、地区連合会、単位農協のレベルでの分業を伴いながら、製品工場、中間施設(乾燥調製施設、集出荷選別施設、貯蔵施設)において施設の拡大・高度化が進展している。農協資産の拡大である。これらは、農協事業としては加工・利用事業に区分されるが、戦後の蹄鉄場や修理工場などとは比較にならないものである。農協の中間施設については、固定資産に対する自己資本の確保(出資)、運営経費の支出(利用料)などの負担をどうするかが問題となる。部門別独立採算性による規律が強調される中で、利用者負担の水準を農協経営との兼ね合いでいかに設定するかという点が重要になっている。そのため、その運営への組合員の参加の保証とあわせ、先に述べた利用者別の組織(作目別部会)の存在がこの意味からも必須となっている。こうした農協資産の増加とその利用は農協の相対化を進めるものであり、農家と農協との分業関係を強く意識させるものである。

第二は、労働力問題への対応としての地域農業支援システムの形成である。農協の中間施設そのものが一面では農家の労働力の補完・代替機能を持つが、農協が直接的に農家の生産過程を代替する局面が増えている。野菜地帯での労働者派遣システム、水田・畑作・酪農地帯でのコントラクタ、酪農地帯での素牛受託(公共草地)が広い範囲で実施されている。さらに、農地法の改正で農協による農業経営も農地保全の必要から拡大することが予想される。これらは、地域農業そのものが農家と農協の分業体制によって維持される局面を迎えていることを示しているのである。

4) 組合員の組織活動—作目別部会組織と集落組織

以上のように、組合員農家と農協との関係を分業関係として把握した場合、組合員の組織活動はどのように捉えることができるのであろうか。

戦後から高度経済成長期までは、農協の運営は集落組織、農事組合によって下支えされてきた。農業構造改善事業は集落割当制を取ってきたし、稲作に限らず生産調整もまた集落を単位として行われてきた。農事組合長会議、農事組合懇談会と農協総会が農協の意思決定に大きな役割を果たしてきたのである。しかし、農家組合員の多様化と農協の中間施設を必須とする流通体系の形成により、作目別生産部会の機能が格段に強まり、農協運営上なくてはならない組織として位置付けられるようになった。逆に集落の機能は役員の担い手問題も抱え、弱体化の傾向にある。

しかし、地域農業そのものの存立が農家と農協との分業関係なくして成立が難しくなっており、それに対応して農協による地域のトータルコーディネート機能が重要性を増している。また、地域農業の多様性に依拠した地域ブランドづくりが重視され、農家によるグリーンツーリズムを含む多角経営化を地域戦略に位置付ける必要も大きくなっている。さらに、高齢化に対応した地域福祉事業の意義も格段に高まっている。

こうした地域生産システムの形成や「農村開発的」ビジョンの策定に組合員参加を位置づけるためには、生産部会型の組合員の参加方式では対応が不可能である。再び、地域レベルでの参加方式が再考されるべきであるが、その形態は従来の集落の枠を超えたものが必要となろう。

(『農家の友』2012年7月号)

10. 地域システムを生かす政策提言を一米戸別所得補償で変わる地域農業一

1) 本物の政策体系を考えようではないか

2010年度から実施される戸別所得補償モデル対策で、地域システムが維持できるのか、というのが与えられた課題である。パンフレット1枚しか発表されなかった段階では、全国基準一本で、これまでの地域に即した産地育成の努力を踏みにじるのかという怒りがいたるところで充満していた。しかし、民主党になっても政策がどう決まるのかは依然藪の中ではあるが、激変緩和処置310億円が追加され、大枠としての補助金総額は確保されたかにみえる。

品目横断対策の時もそうであったが、短期間に複雑な制度設計がなされ、実施してみれば既存の所得補償水準を下回る品目、地域が出現し、その補正が行われる、この繰り返しである。政策目標は、それが正しいかどうかは別にして、「過去実績」の前に変更を迫られるのである。むろん、農家経営はぎりぎりの線で営まれているのであるから、要求は当然であるが、いつまでもこうした手法が続くと社会を農業の応援団にすることは極めて難しい。消費者負担から納税者負担へという「理論」もむなしく思えてくる。

2) 自給力向上が戸別所得補償制度の目標でいいのか

戸別所得補償制度をどうつくるか、そのためのモデルを1年間大規模にやってみようというのが、今回の実験である。お隣の中国はこのモデル事業の本場であり、改革開放政策はモデル地区の成果を一般化するかたちで進められてきたとあってよい。2007年に制定された農村協同組合法までには20年近い時間をかけている。日本は広くはないが、モデル事業は、農業構造改善事業の開始以来、延々50年間行われてきた。しかし、こうしたモノ・カネによる政策浸透に限界がみえ、ある面では投げやりではあるが、地域に一定の主体性をもたせて転作を何とかしようとして米政策改革が実施された。お仕着せの側面はあるが、地域水田農業推進協議会による地域水田農業ビジョンは、少なくとも北海道の一部では根付いているのである。

こんどのモデルの設計は、このモデル事業を等閑視したものである。自給率というのがキーワードになり、そこから水田活用自給力向上事業がでてくる。北海道を馬鹿にした話であるが、畑作では拡大は難しい、だから水田だ。このためには戦略作物に米(主食用、26千円)より高い単当40千円の所得を補償しよう。小麦・大豆・飼料作物(35千円)、新規需要米(80千円)、そば・なたね・加工用米(20千円)がそれである。この主体となる農家にもしっかりと経営を維持してもらわなければならない。それが稲作農家であり、そのために15千円を出しましょう、ただし「減反」はやってもらわなければならない。「自給率向上作物」が主人公であり、転作という名前は40年目に消えることになる。稲作は脇役であり、生産調整による米価の維持は自明のこととされている。

このストーリーが本気かどうかかわからないが、行政改革が口喧しく言われるようになり、とかく数値目標だけがひとり歩きする傾向がある。基本計画で自給率目標を50%に引き上げることも背景にあるのかも知れない。「自給率向上作物」を伸ばすことが国民の願いなのであろうかという疑問がわく。

3) 地域農業は分業の時代となった

新しい制度設計のもうひとつの特徴は、政策の頭についている「戸別」である。この意味は2つである。第1は、「あまねく」の意であり、政策の対象に主業農家以外の「サラリーマン農家」（説明資料）や高齢農家を加える点である。この点は評価が分かれようが、排除による規模拡大の時代は終わったと考える。第2は、自民党から継承した農協排除の論理である。そのトーンは、財界よりの規制緩和から癒着批判にシフトしてはいるものの同様である。実際には、米の生産数量管理を放棄している点もかわらない。

しかし、政策対象を「政策的担い手」から全農家に移行する点は評価するとしても、今の時点で政策対象を個とすることの意味はなんであろう。近年の農政の特徴は、「白書」にみられるように「食」と「農業」と「農村」を切り離して考える思考パターンにある。農業のベースとなる農村の状況を見ると、食に関わるネットワーク化が進み、集落営農も息を吹き返している。個でやっていける時代は終わったのである。

北海道においては、農業生産そのものが分業化の時代になっている。いつも例に出して恐縮であるが、南幌町について思い出してほしい。かつて、基盤整備負担金の重圧のもとで、われわれが「米作一毛作・兼業化」と名付けた戸別展開の時期は過去のものとなり、転作のローテーション化による収益化と野菜導入が一般化し、拠点型法人化が進展をみせている。米価下落後のこうした新しい動きは、農協によって主導されているが、法人そのものも一種の生産協同組合としての農家の分業組織であり、地域、産地形成における個別農家との分業関係も強固なものとなっている。低米価のもとでの北海道の水田経営は、バリエーションを持ちながらも、農協を核とした地域分業体制を構築しつつあるのである。

4) 新しい水田農業政策の提起を

このような農村の動向を踏まえた場合、戸別所得補償制度には、民主党が掲げる地域分権思想を注入する必要がある。「自給率向上作物」の所得補償を転作とリンクさせるべきかどうかは2010年の実験結果が方向を定めるであろうが、自給力向上事業と米戸別所得補償事業に加え、水田農業地域振興事業が付け加えられるべきである。これは、現行の地域水田農業推進協議会による地域水田農業ビジョンをベースとして、地域の創意工夫をもとにその実現のために交付金を活用するものである。ただし、その交付に当たっては、第三者機関を設置するなどのEU型の審査制度を導入して、透明化を図る必要がある。農協による地域農業戦略もこれに連動させるべきである。地域のマスタープランの作成は、多くの市町村、農協で実践されてはいるが、その質的格差はきわめて大きい。地域もまた試される仕組みの中で、新たな農業政策を提起していく必要がある。

(『ニューカントリー』2010年3月号)

11. 北海道独自の政策立案能力の強化を! —北海道農協大会にむけて—

3年に1度の北海道の農協大会が開催される。経済不況と政権交代という激変のもとで行われるわけであり、短期的な北海道農業・農協の指針を議論するとともに、中長期的な展望を打ち出すような大会が期待される。

議案は、農業編の「北海道農業の潜在能力のフル発揮への挑戦」と農協経営編「協同と信頼の絆で築く新時代のJA」からなるが、10月の全国大会議案とは異なり、北海道の独自色が強い点は従来と変わらない。今回の特徴は、農業所得の確保とそのための強力な農政運動の展開、うちに向かつては組織基盤・事業機能の強化と総合事業体としての経営戦略の確立にあるとあってよい。メリハリの違いはあるが、前回の議案書と大きな路線変更はない。以下では、議論のポイントとなる点をいくつか指摘してみたい。

1) 政権交代と農政運動の基本—政策能力の拡充—

総選挙で最後まで自民党支持の旗を降ろさなかった北海道の農協陣営にとって、議案の第一に掲げた農政運動の環境が厳しいことは言うまでもない。しかし、品目横断的直接所得補償の導入での折衝に示されたように個々の政策修正にかかわる政策能力は高いものがある。問題は、従来の陳情型の政策要求方式が否定されたなかで、いかに食料基地北海道として政策論的は問題提起を行うかという点にある。このためには、北海道としての農業に関する中長期ビジョンを早急に策定し、そのなかに個々の政策課題を位置づけ、徐々に追い風のもとにある北海道農業の存在意義をアピールする体制づくりを進めることである。

幸い、今年の12月で20周年を迎える北海道地域農業研究所が存在しており、これを大幅に拡充・強化して北海道農業界のシンクタンクとして名実ともに位置づけることが最も早道である。大学側も3大学(酪農学園大学・北海道大学・帯広畜産大学)による食の安全・安心基盤にかかわる連携センターを発足させており、試験研究機関が一丸となった支援体制も整いつつある。

2) 農協による地域農業支援システム—個々の地域性を生かした体制づくり—

水田、畑地、草地の上で展開される土地利用型を特徴とする北海道農業は、地域性をもって形づくられてきた。むろん稲作、畑作、酪農に園芸を加えた農業経営形態による区分が基本であるが、開発の歴史に規定された農家気質(かたぎ)や農協運営の仕方(たとえばトップダウン・ボトムアップ)は経営形態をこえて共通したものがある。農協設立から60年余り、地域農業支援システムも地域農業の特徴を踏まえつつ、独創的に形成されている。

本誌で連載した「地域支援システムの力」をブックレットとして刊行したが、事例は20に余りある(『地域農業の底力—農協の可能性を拓く支援システム』)。取り上げることのできなかつた優良事例を加えると全道の3分の1の農協は、自治体などと連携してシステム化を図ってきたといえよう。これらは、経営形態の違いをこえて相互波及している。たとえば、十勝の施設利用型部会型の組織化が米地帯に、網走の作目別生産部会型の組織化が野菜地帯へとといった動向である。担い手育成を拠点型法人化を通じて行う動きも水田地帯、畑作から酪農への移行地帯、中山間地帯で生まれており、北海道型の集落営農のあり

方として注目される。個々の地域性を生かした支援体制づくりを全道くまなく進展させることが「生産農協」をベースとした北海道の農協の基本である。

3) 食の安全・安心基盤の強化－経営主体・消費者・加工メーカー

食料基地としての北海道農業をどうアピールするか、これは農業の質の問題に他ならない。先に述べたように大学においても「食の安全・安心基盤学」の枠組みづくりに取り組んでいる。20世紀型の「胃袋を満たす」生産力主義の農学から「地球と人間」にやさしい21世紀型の農学へのシフトがそれである。これを農業生産現場で推進し、なおかつそれが経済的にペイするための「解」を求めなければならない。

北海道の農業は、冷涼な気候や豊富な水の存在を前提に、しかも一定の耕地基盤を持つことで内地と比較してより安全な農畜産物生産を実現してきた。しかし、家族経営の枠組みでの作業効率の追求は、商品リスク・冷害リスク回避として進められた複合経営を排除し、基本的には専作化の方向に舵を切らざるを得なかった。経営主体をどうするのが、第1の問題である。協業化の議論は避けて通れない。

安全・安心は最終消費者の食卓とつながる部分から始まった。生鮮食料品である。野菜を中心とする「こだわり物」の生産はひろがりを見せ、これを基点に農家経済の多角化(地場の農畜産加工、グリーン・ツーリズム)と食育運動へと向かいつつある。ただし、ネットワーク化すべき「有機」の営農類型は確立していない。農協も事業として、これらの動きを包摂する術を持っていない。トレサビリティ確立後、農協が行うべき第2の問題である。

加工農畜産物の安全・安心への対応は、さらに難しい。日本の有機農産物流通割合「0.0%」という数字は動かせないものではない。ヨーロッパの「有機」は、穀物と畜産である。北海道の農協は、加工メーカーに対し、自らもメーカーになることでコストを割り出し、価格交渉力を強めるという戦略をとり、見事に実現した。「加工のホクレン」といわれる所以である。しかし、それが北海道レベルでの新たな「農商工連携」推進の足かせになっているのではないか。第3の問題である。

4) 生活の場としての農村の位置づけ－社会的企業としての農協

北海道の農協の弱点は「生活」にある。議案にもあるが、複数組合員化も進んでおらず、女性理事も誠に少ない。保守的な大学でも女性教員を20%、さらには30%とするプロジェクトが着手されている。

開拓地北海道は、内地同様、ある意味ではそれ以上に男社会であった。内地では混住化が進み、農業の担い手が女性にシフトし、地域協同組合化路線により、農村協同組合になった。北海道では、規模拡大が進み、酪農を始めとして女性なしでは経営が成り立たない事態にはなっているものの、農協は農業協同組合であり、生活活動は生活事業であった。

単位農業所得の減少により、単位面積当たりの人口扶養力が減少し、規模は拡大したが農家人口も農業に依存する農村人口も激減した。高齢化も進展をみせている。こうした中で、地域の協同活動の強化が求められている。なにも、ヨーロッパだけがモデルではないが、そこでは農業政策も農村開発政策にシフトし、住民自治、住民の政策能力が事業採択の基礎となっている。また、格差社会のもとでのセーフティネットを「お上」だけに頼る

のではなく、住民自らが事業を興し、NPO とともに問題解決を図ろうとする動きがある。社会的企業といわれる存在である。経済ベースの事業は事業として、住民や自治体とも連携して農協が社会的企業としての顔を持つことが、北海道の農協のひとつの基本的価値となろう。

(『ニューカントリー』2009年12月号)

12. 地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入

地方銀行や信金など地域金融機関の経営改善の取り組みが、地域を重視したリレーションバンキングというかたちで進みつつある。こうした顧客密着型の事業方式が農協の信用事業のあり方に何を示唆するか、またこの一環として進められている農業部門への参入への対応について考えてみたい。

1) 農協版リレーションシップバンキングとしての営農指導の意義

地方銀行ならびに信用金庫などの地域金融機関の改革は、一連の金融機関の不良債権対策の一環として進められている。金融庁は、2003年から実施した中小・地域金融機関の不良債権問題解決に向けたアクションプログラムのなかで、融資先である中小企業を活性化させることで金融機関そのものの経営強化を図っていくという「リレーションシップバンキング」(地域密着型金融)を推進している。これは、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能を強化することで、地域企業と地域金融機関との共存をはかろうとするものである。金融機関の収益確保にとって、融資を拡大することで利子収入を増大させることが基本であることはいままでもないが、バブル経済期の乱脈融資が不良債権となり、それが「貸し渋り」につながるという悪循環が存在した。中小企業の経営再建は途上にあるが、悪循環を断ち切り、融資先の経営を伸ばすことで融資を拡大するという中小金融機関の原点に戻る取り組みということができる。

これは、農協事業に置き換えてみると営農指導事業の強化に他ならず、組合員農家の経営強化を図ることで事業拡大を図るという営農指導事業を起点とした迂回的な拡大再生産路線に他ならない。農業を取りまく情勢が一層悪化するなかで、農協経営優先の運営方式が目立ちつつあるが、こうした近視眼的な路線が社会的にみても一般性をもたないことが地域金融機関の路線からも明らかである。農家のメインバンクとして営農指導事業の強化を図ることが喫緊の課題であることを再確認する必要がある。

2) ABLの展開と農協クミカン制度の先進性

こうした中小企業対策の強化のなかで、従来の不動産担保や個人保証による融資方式の是正として「過度に担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が奨励され、スコアリングモデルを活用した融資やABL(動産担保金融)が注目されている。

ABLは、アメリカで発達した金融方式であり、棚卸資産や売掛債権などを担保とすることで融資枠の拡大をはかる制度である。これは、主に経済産業省によって2003年から融資スキームが検討され、動産担保登記制度の整備など普及の前提条件が整えられ、関連団体が2007年にABL協会を設立している。不動産担保・個人保証が困難である中小企業向け融資としても注目されており、先のリレーションバンキングの中でも位置づけられている。中小企業金融では、商工中金が中心となって導入しており(商工中金モデル)、北海道では別稿のように商工中金と北洋銀行により農業部門での融資も行われている。

中小企業を対象としたABLにおいては、棚卸資産や売掛債権を担保とする融資が基本であり、農業部門の融資でも畜産分野では家畜を担保としているが、先の北洋銀行の事例

では青果物を対象とするため実質的に現物担保ではなく売掛金と回収金(預金)担保となっている。ただし、融資スキームは事業価値＝ビジネスサイクルの評価に依拠しており、銀行側の出荷実績などのモニタリングによって担保される仕組みである。

北海道の農協の営農指導のあり方も生産から販売までの一体的な過程に即して行うとされており、農家のビジネスサイクルが重視されている点で共通している。そして、営農資金供給はクミカンによって行われているが、これは営農計画を前提とした農産物担保金融の形態であり、青果物を対象とする ABL の融資スキームと共通している。ただし、新クミカンへの移行の段階で根抵当権の設定が行われるようになっている。クミカンをまさに農協型リレーショナルシップバンキングと位置づけ、営農指導(相談)事業の枠組みの中で捉え直し、制度の優位性と運用の高度化を図っていくことが、対外的なアピールにもつながると考えられる。

3) 農政改革と地域金融機関の農業参入

このように、北海道の農協金融は農村地域における金融機関としての先駆性を有するということができるが、地域金融機関が経営改善の一環として農業参入を図りつつある中で、競合過程に入りつつあるとあってよい。これらの農業参入は政策的な追い風によって支えられており、サポートの中心は農林漁業金融公庫である。公庫の基本的な考え方は、経済財政諮問会議による農政改革構想によったものであり、新たな政策的担い手である法人などの大規模経営の育成を「民間導入」によって図ろうとするものである。ノンバンクを含む「民間金融機関」153 との業務協力により、農業融資のためのノウハウの提供、スコアリングサービスの実施、農業経営アドバイザー制度による農業融資専門家の育成、農家と加工会社・量販店を結ぶマッチングの開催(アグリフード EXPO)などが打ち出されている(2006年度)。また、2007年には公庫主導でNPO法人「日本プロ農業総合支援機構」が設立され、農水省も中小企業庁と連携して農業法人の相談窓口を設置する構想を打ち出している。

こうしたなかで、北海道内でも北洋銀行による ABL の実施、北海道銀行による農業関連の業種先を会員にした情報ネットワーク組織「道銀アグリパートナーズ」の立ち上げなどが目に付く。しかし、本格的な地銀・信金の農業参入は、農業向けローンの開設や農業経営アドバイザーの配置などはあるものの初発段階にあり、その実績もわずかである。また、融資先は必ずしも法人とはいえず、農家による農協との併用融資も多い。

ただし、農業の多面的発展の中で、従来の農業内融資にとどまらない直販やグリーンツーリズムなどの資金需要が発生している。また、従来の個別家族経営を対象とした融資から、地域をクラスターとして捉え、その振興のための新たなアグリビジネス形成のための融資体制を考える段階に来ている。こうした新たな分野で、農協系統組織の信用事業が力を発揮できるかどうか問われている。

(『ニューカントリー』2008年4月号)

13. 北海道における農協合併の特質

これまで、2004年7月から2006年末まで2年半にわたり、道内の合併農協の新たな組織・事業体制確立への取り組みについて現地ルポを掲載してきた。これらは、ほとんどが町村の枠を越える「広域農協」であり、第一号のとうや湖農協(87年)から直近の平取農協(04年)まで22を数える。広域合併の開始からすでに20年近くが経過しており、2000年以前の合併農協も半数近くを数える。

「いまさら合併の話か」という声も聞かれたが、われわれは組織・事業規模の壁に戸惑いつつも、「合併農協の挑戦」という刺激的なテーマに惹かれ、各地の取材を継続した。この場をかりて、対応していただいた皆様に感謝申し上げます。

1) 北海道における農協合併のインパクト

合併農協の挑戦、この言葉は内地の農協関係者であれば、かつての「系統農協を考える会」を彷彿させるものであり、合併を契機にすすんだ系統組織再編を思い描くに違いない。農協合併が端的には全農への経済連の統合に直結したからである。

しかし、北海道の事情は大きく異なる。ホクレンを始めとする連合会は道内二段完結を標榜し、事実その決断が東京を拠点とする農畜産物の移出体制の強化へと導き、全農バッシングの荒波をみごとに防いだからである。したがって、北海道の広域農協はホクレン体制を揺るがすものとはなっていない。

戦後地区連体制の再編に対応した「農協の体質改善運動」において、1962年に独立論を提起した北空知は(注1)、広域連の延長線上に広域農協設立に動くと思われたが、結果として「北そらち」、「北いぶき」の並立状態にある。他方、1965年に一農協構想を発表した十勝ブロック(注2)はネットワーク形成の段階にとどまっている。支庁を基礎区分とする12農協構想などの提起が現れない限り、北海道においては単協一連合会の機能分担に激変はおこらないであろう。

2) 内地の農協合併の内実

さて、再び内地に眼を向けてみよう。これほどの急速な農協合併の進展には秘密がある。日本の農協は産業組合を前史として合併を繰り返してきた80年以上の歴史がある。1920年までの部落組合、1930年代の経済更正運動期の旧町村組合、1950年代の町村合併に対応した新町村組合、そして1970年代からの市郡をエリアとする広域農協である。これに対応して、出張所—支所—基幹支所—本所という組織内4段階制という対応がなされてきたのである。こうした彌縫策によって、総体としてみると形式を重んじた合併が行われてきたといえる。

しかし、JAバンク構想、経済事業改革という一連の動きのなかで、経営視点からみた高コスト体制の維持は不可能となり、一部には一県一農協というアクロバットの対応もなされている。先の農協大会では、系統事業の効率化の観点から、こうした合併対応を否定する表現が現れている。もう合併はいい、できないならば連合会に事業譲渡せよと。むろん、これは最悪のケースを想定したものであるが、合併という手法は内地では限界に達

したとってよい。

3) 機能主義的な北海道の合併

では、北海道ではどうであろうか。内地の農協が総じて村社会を基盤とする農村協同組合であるとしたら、北海道の農協は農業を基盤とした産業組合(農業協同組合、職能組合)である。したがって、組織より事業を優先する、機能を重視した合併となる。過去の合併においても支所の統廃合が進んでおり、内地とは対照的である。士幌農協のように支所を拡充するケースはまれであり、これとても事業推進の核としての機能性を重視している。

むろん、系統の方針は重視されるが、形式的な合併であれば組合員の支持を得ることはできない。事実、自治体農政の枠を越える広域農協の設立に当たっては、いかに広域性(スケール)を生かした産地形成を図るかが真剣に議論され、実施に移されたのである。

ただし、1990年代の後半になると、農協経営問題を契機とする合併も目につくようになる。農協のおかれた環境変化の反映である。法改正による出資金基準の引き上げ、JAバンク下の管理体制の強化という制度面からの規制も大きく影響を与えた。しかし、ここにおいても、大方の農協においては、合併をひとつの契機としてさまざまな機構改革、事業改革が追求されている。この意味で、北海道においては農協合併は事業改革のひとつの契機として位置づけられているのであり、その姿勢は真摯なものであるといえる。

4) 問われる事業改革

ただし、1988年の76農協構想と比較すると、実際の合併範囲は限定的である。農協事業の適正規模は信用・購買・販売においてそれぞれ異なるとされるが、農協の基幹事業に対応するかたちで合併範囲が設定されたとは言い難い。このことは、事業連合会の合併への対応にも影響されているといえる。

その結果、農協合併は「事情の力」に左右されており、そのスタンダードは形成されていないのが実情である。したがって、連合会との関係においても、「未・非合併」農協との相違は形成されていない。その関係は実力次第である。

(注1) 坂下明彦・田淵直子『農協生産指導事業の地域的展開－北海道生産連史』北海道協同組合通信社、1995年

(注2) 『農協組織近代化に関する調査研究－十勝一農協を想定して－』十勝地区農協総合管理室、1965年、士幌農協研究会『士幌農協70年の検証－農村ユートピアを求めて－』北海道協同組合通信社、2004年

(『ニューカントリー』2007年1月号)

14. 農政改革に対応できるか 農協の再構築

経営所得安定対策等実施要領が決定された。これにより、農協は当面する3ヵ年において土地利用再編を中心とする営農相談の強化と地域農業支援システムの形成を図る必要がある、また価格支持から直接支払いへの転換に対応した農協事業体制のあり方の検討を迫られている。ここでは、新制度への農協の取り組み課題を述べることにする。

1) 土地利用の計画化と経営相談窓口の設置

新制度の柱とされる品目横断的経営安定対策では、対象とされる麦・大豆・ビート・澱原用馬鈴薯の支援水準(生産条件不利補正交付金)はほぼ従来の水準を維持するように設定された。緑ゲタ(過去3ヵ年の作付実績、ただし支援数量実績)が70%、黄ゲタ(その年の生産量・品質にもとづく)が30%という割合である。ただし、黄ゲタの交付の前提には需要動向という枠が存在し、ビート・デンプンについては緑ゲタも枠付きである。その意味では、生産調整を大前提としたシステムになっており計画性が益々問われることになる。

とはいえ、当面3年間という期限付きではあるが、70%の緑ゲタの存在の意義は大きい。生産とデカップルされた所得補償は一面で「寄生化」をもたらす危惧もあるが、その永続化のためには将来を見越した個々の土地利用計画の策定が必須である。当初は、昭和59年の畑作の作付指標導入時に見られた「作付権」の発生が危惧されたが、農地集積への対応が盛り込まれたため、混乱は回避されている。加入申請に当たっては、過去実績と当年度計画が必要であるが、それを機に経営シミュレーションを行い、「経営改善計画」の積み上げを地域として行う必要がある。そのためには、農協営農部ないしは関係機関(地域担い手育成総合支援協議会)が集合するワンストップ型の営農相談窓口を恒常的に設置するなどのきめ細かな対応が求められる。この部署が、組合員の経営データを蓄積して、恒常的な経営相談の窓口になるとともに、ゲタやナラシ(作物保険)の代理業務(申請、納付、受領)を行うわけである。

2) 農協による地域農業支援システムの形成

これと並行して重要なのは、農協による地域農業戦略の策定と農業支援システムの形成である。その場合、水田地帯と畑作地帯ではその内容が大きく異なる。水田地帯においては、地域農業再編の課題は、売れる米作りに対応した米販売戦略の策定と豆麦の本作化、野菜・花卉などの集約作物の導入であることは言うまでもない。だが、この地帯では担い手不足・農地問題が深刻さを増しており、担い手としての農業生産法人の育成が地域対策として重要な位置を占める。他の組織と合わせ非担い手農家からの小麦・大豆などの作業受託の受け皿機能、経営転換を通じて青果部門の産地拠点としての機能が期待されているのである。中山間地帯とともに、地域拠点型の農業生産法人(生産協同組合)の育成は焦眉の課題なのである。したがって、企画部門と営農相談窓口が一体となった担い手育成型の営農指導体制の確立が急務である。

他方、畑作地帯にあっては、作業機の高度化に伴い個別経営の規模拡大が進展を見せている。農協も独自蓄積にもとづいて、収穫・集荷・乾燥調製・加工部門のシステム化を推

進してきた。今後は、化工デンプン工場の設置をはじめとする加工付加価値部門の強化が戦略的に求められている。組合員との関係では、作目別生産部会を通じた良質原料・生鮮品の生産基盤の強化、特に従来メーカーに依拠してきたビートの品質・コスト低減対策が大きな課題となる。また、オーガニック穀物の需要拡大を見通した緑肥導入や資材供給体制の整備も重要である。部会縦割り型の組織化にあわせ、土地利用再編という面的な発想も必要となり、そのためには経営相談窓口との連携が必要となっている。

3) 農協販売手数料と概算払いの問題

新たな制度への転換は、農協事業にも大きな影響を与える。第1は、農協の販売取扱額が特に畑作地帯で急速に減少をみせ、手数料制度を現状のままとすると収入が大幅に減少することになる。地上作物の小麦・大豆は交付金からゲタへの転換であり、この部分は厳密にはすでに販売収入ではないが、販売としてカウントする農協も見受けられる。しかし、今後緑ゲタについては手数料徴収は不可能になる。また、小麦の流通助成金・奨励金などの削減が直撃する。また、土物のビート・澱原馬鈴薯は政策支援が原料代に含まれる形から、ゲタと按分販売価格に分離する形へと転換され、ここでも緑ゲタの手数料徴収は難しくなる。手数料水準は品目によって異なるため影響は一様ではないが、現行手数料水準を維持するためには賦課金への転換が必要となる。そのためには、先に述べた営農相談窓口の強化が必要であり、それを前提として代理業務手数料の方式を導入することも考えられる。

第2は、交付金が全農・ホクレンを経由しなくなり、従来の連合会による概算払いが制度的に行い得なくなる点である。従来は10月、11月から年内に支払いが行われたが、緑ゲタは12月、黄ゲタは3月の交付が予定される。クミカン整理は一般的には11月末に行われるため、繋ぎ資金が必要となり、また従来クミカン利息の補給機能が失われることになる。クミカンは出来秋の農産物を担保とした金融システムであるが、米の前渡し金を含め、従来連合会が行ってきた実質的な利子補給を新たな制度のもとでいかに継続していくかが極めて重要な課題となっているのである。

(『ニューカントリー』2006.09)

15. 農協批判の本質を探り農協改革のあり方を考える

「解体的」出直しというきわめて強い表現での農協経済事業改革、なかんずく全農事業改革の波が押し寄せている。これは、2003年3月の「農協のあり方についての研究会」報告書でその枠組みがつくられ、2005年7月の農水省「経済事業改革チーム」による中間論点整理で追い打ちがかけられている。ここでは、その背景と問題点、あるべき経済事業改革の方向について、論点整理を行ってみたい。

1) 経済事業改革推進の背景

農協改革は、系統組織再編が先行し、しかもそれは農協の広域合併を引き金に県連中抜き2段制として進められてきた。そのため、系統組織としての事業体制改革は後回しにされ、県連合会と全国連、さらに県連合会と広域農協の綱引きが先行したとあってよい。統合構想後も農協の広域合併は進展をみせるが、それが余りにも急速であったため、新たに形成された広域農協は「本所という事業所がひとつ増えた」と酷評されるように、支所体制や事業体制問題は先送りされた。この結果、広域化によっても単位農協の経営問題は解消されず、新たな県域農協構想が提起される事態に及んでいる。農協事業問題は、依然として単位農協問題にあることが再確認されなければならない。

系統の事業改革は、金融自由化の線に沿ったJAバンク構想による信用事業改革が先行し、一部の信連破綻によって延期されていた農林中金と信連との統合も近年進展を見せている。これは、ペイオフ解禁を前提とした日本全体の金融改革のシナリオにそって実施されたものである。日本版金融ビッグバン指令に対応する1996年の農政審議会農協部会報告を起点として、農協合併と農林中金・信連の統合が政策化され(農協法改正)、2000年には「農協系統の事業・経営に関する検討会」の答申、22回農協大会決議案への反映によりJAバンク構想がスタートをみる。ただし、金融組織改革は、大手都銀、地銀にとどまっておろ(信組破綻対応を除き)、今後信金、農協へと波及する可能性は否定できない。

ともあれ、JAバンク構想により、農協の事業改革は信用事業から、しかも上部機関による垂直統合化の方向で進展をみせている。しかも、焦点は農協の経営問題にシフトし、広域農協の経営建て直しが信用事業改革の最大の問題となったのである。その中で、信用事業の収益が経済事業の損失を補填することで、改革の成果が現れないというジレンマが問題とされた。系統組織再編では経済事業が先行しており、統合全農の体制も固まりつつあるが、県本部の存置という約束で手足を縛られている全農は必ずしも、新たな事業方式を提起するには至っていない。そこで、独立採算制(区分経理)を徹底し、経済事業の収益化を図ろうとする改革がスタートする。こうした問題に加え、一連の統合全農の不祥事問題が発生し、全農改革が一気に浮上したのである。

2) 小泉改革の農協批判と農水省の全農批判

以上の農協経済改革要求の背景には、小泉構造改革の農業版である経済財政諮問会議、総合規制改革会議などの答申にもとづく農協への「市場開放」要求があることは言うまでもない。従来の財界からの農協批判は、金融業界・流通業界からの農村市場開放要求であ

ったが、これは信用・共済事業の分社化論というかたちで圧力を増している。先に触れた、金融組織改革の農協への波及が想定されているかもしれない。これに加え、新たな農協批判の特徴は、農業の構造改革のためには農協の存在そのものが、「じゃまもの」扱いされているということである。要するに、平等主義的事業方式をとる農協の存在が「政策の選択と集中化」の障害物となっているという批判である。さらには、株式会社の農業参入に対する農協組織の「頑迷さ」がある。この意味で、現段階の農協批判は農協の存立基盤である農業構造そのものの問題として行われている点にその全般化を見て取ることができるのである。

具体的な農協攻撃は、「生協いじめ」と同様の員外利用規制問題、さらには独禁法の適用除外という既定路線から、総合農協そのものの解体をめざす「分社化」の方向にまで及んでいる。現在は、赤字部門の中心である「拠点型事業」をターゲットとして実施されつつあるが、すでに述べた信用・共済事業の分社化も射程とされている。

こうした改革論議を受けて、農水省では内部の「経済事業改革チーム」によって全農への最後通牒ともいえる「改革の具体案」のための「中間論点整理」を発表している。従来の諮問委員会方式をとらず、直接問題指摘を行うことも異例であるが、全農の組織再再編の方向を選択肢付きとは言え、ずばりと指示していることも異例である。しかも、このことは、あまり報道されず、農協組合員は埒外におかれている。小泉改革の規制緩和路線は、「公」と化した農協に対しては解体・民営化路線を強制するわけであり、「官」は規制強化を強めるという本質がみごとに現れている。

その内容を簡単にまとめると、第一が統合全農の「組織」再編の方向性の提示、第二が全農コンプライアンス委員会の設置、第三が事業体制の改革とリストラ、第四がガバナンスの在り方、である。コンプライアンスの問題、ガバナンスの在り方の問題は、6度にわたる業務改善命令の帰結であり、ここでは問題としない。第一と第三の問題について、その特徴を整理しておこう。

まず、第三の問題で注目されるのは、1950年代に確立された「整促体制」といわれる系統事業方式を批判している点である。その内容は、予約注文、委託販売・購買は「リスクを負わない」、系統全利用、手数料実費主義は「低コスト化へのインセンティブが働きにくい」、共同計算は「全員で平等に負担するため、個別の努力が反映されない」とされている（「概要」）。周知のように「整促体制」は戦後の経済連(当時は購連と販連)の経営不振に際して上部組織救済のために行政も関与して確立された系統事業方式の総称であり、30年以上前から批判を受けていた問題である。ここでは注意深く「体制」ではなく「原則」からの脱却とされているが、協同組合事業のあり方と系統事業のあり方が混同されており、この議論の行く末は協同組合の資本転化に行き着くことは間違いない。これに対置するものとして「自己責任」、「企業家感覚」、「組合員への還元」などが並んでいる。しかし、ガバナンスの問題と事業方式の問題は別である。輸入農産物の流入と過剰化・低価格化、品質差別化のもとでの流通システムの多様化と共販体制のあり方が早急に議論される必要がある。実態論抜きの精神論ではなにも解決できないからである。

また、第二の組織のあり方については、全農1本化か縮小3段階化(県連ないしブロック連)かの両論併記であり、これもシステムの問題に矮小化されている。旧経済連は西日本ほど購買事業、さらには生活購買事業に傾斜しており、県域機能が重要視される経済事業の

ウェイトが低かった。かなりの経済連の事業は空洞化し、系統組織に依存する体制であった。こうした構造問題を等閑視したままで、全農と経済連の統合が進行し、県本部は収支均衡を条件として独立運営を行っている。

全農はつぎにみるように全購連の復活を想起させる機能強化をはかっている。農水省の全農改革の方向が県本部のブロック統合化を意図するものであれば、県本部の縮小再編を意図する全農との利害は一致する。経済事業改革は中央会がイニシアティブをとっているが、全農は風圧に耐え旧経済連の解体を待っているのかもしれない。

3) 系統経済事業改革の流れと県域機能

こうした組織・事業改革の提起に対し、この間系統組織が何も行っていなかったわけではない。むしろ、全農－県本部－広域農協という組織体制を維持しながら、「事業の選択と集中化」は着実に進展を見せている。その手法は分社化であり、行政の提起以前から徐々に進展を見せてきた。これに関しては、増田佳昭「系統経済事業の広域再編と「会社化」」(『農業と経済』2005年7月号)に詳しく論じられているので参照されたい。それによると、その特徴は全農本体から子会社への事業分離と子会社合併による県域を越えた広域会社の設立である。飼料事業、米卸売事業が先行し、次いで批判的的となっている「拠点型事業」である A コープ事業と SS(ガソリンスタンド)での子会社による広域再編が進展を見せている。ただし、単位農協域や県域での「地域総合生活会社」化をめざす動きも指摘されている。その意味では、県本部を残しながら、経済ベースでのブロック化の方向が押し進められているのである。しかしながら、これは購買事業において進められており、全農本部(全購連)－ブロック子会社化とも言うべき方向である。この路線には、県本部のブロック本部化が想定される。

しかし、販売事業が弱い全農の動きのなかには、おのずと販売事業改革に関するシナリオは明示されていない。増田論文が掲載された『農業と経済』「JA改革を検証する特集号」には、全農長野県本部の埋橋茂人氏による「統合全農の期待・成果と課題」という一文があるが、これは野菜王国長野の統合全農への期待と失望を率直に現したものである。統合メリットは管理面でみられるが、事業面ではほとんど少なく、「縦割り管理」が強化され、地域特性を持った経済事業よりも購買事業を中心とした歪な事業経営体制となり、収益部門の会社化に至るといのがその結論である。

経済事業改革は、JA バンク構想と同様に全農本部による垂直統合が目指され、その手法も会社化をとっているが、これは財界が主張する「市場開放要求」に対応するものである。協同組合としての系統経済事業改革の焦点は販売事業体制をいかに再構築するかであり、その際県域機能をどう評価するかが、組織問題を含めた大きな課題となろう。

(『農業協同組合新聞』2005/10/10)

16. 食と農を結ぶ活力ある JA づくり

1) はじめに

第 24 回目となる JA 全国大会が目前にせまっている。6 月に出された組織協議案は、さほど大きな修正を経ずに最終案となったようだ。前回 2003 年は、農水省の「農協のあり方についての研究会」の報告書が出て、素案が大幅に差し替えされたのとは対照的である。逆に言うと、この 3 年間農協系統は大いに汗を書かされ、今大会ではやや長期的な視点で議案を準備する「余裕」が出たのかもしれない。議案の印象は、農協攻撃の中で農協のレーゾンデートルを「地域貢献」におきつつ、系統事業方式の転換の視点は経営におかれ、その枠内で単位農協に事業のオリジナリティをせまるといったところである。

すでに、雑誌などでも議案についての特集記事が組まれており、新たな論点を提示するのは難しいが、それらも参照しつつ、私なりのコメントをしてみたい。

2) 単位農協の経営問題と組織再編の方向—合併から垂直統合へ—

農協改革は、そもそも 1996 年の金融改革が端緒となり、農協合併と中金・信連統合政策から、JA バンク構想(22 回大会)、経済事業改革(23 回大会)へと波及していく。起点となっているのが金融機関の不良債権問題であり、金融組織の統合から経営改善(破綻処理)へ、さらに不採算部門である経済事業の改革というのがこの流れの本質である。

ただし、23 回大会が直面していた大問題は、全農問題ではなく、合併した広域農協の経営問題にあった(比嘉政浩「第 23 回 JA 全国大会決議の取り組み状況と今後の JA 改革の方向」『農業と経済』2005.7)。1 県 1 農協のかたちで再合併しなければ、農協はもたないのではないかとさえ囁かれていた。この要因のひとつが、本所—基幹支所—支所—出張所という農協内 4 段階制にあり、集落、旧村、旧農協という各レベルの組織の維持コストがふくらんでいたのである。急速に進展した農協合併の内実であり、智恵でもある。しかし、経営危機のもとではこうした「体制」の維持は困難となり、支所統合が進められた。他方、経営危機に対する常套手段は管理経費の削減、特に人件費削減である。これらは、支所統合と対応しつつ、経済連(全農県本部)との機能分担を行うことで、そのスリム化を図るものであった。「拠点型事業」である A コープや SS の分社化である。その前提として部門別損益管理の徹底がある。これにより、単位農協の経営危機は最悪の状況を脱したかにみえる。

今回の議案では、支所統合については、2004 年 7 月の「JA グループ全体でとりくむ JA の支所・支店体制再構築指針」が前提となっているようであるが、その基準は場所別・部門別損益管理によるとされる。「支店半減時代」となる可能性も指摘されている(増田佳昭「経済事業改革の評価と課題」『農業と経済』2006.08)。

単位農協の合併については、後に述べる農協と連合会の機能分担の見直しに重点がおかれるようになり、超広域 JA 構想である 1 県 1 農協構想に対しても否定的なニュアンスが漂っている。当初の議案では「JA・連合組織間の機能分担見直しが進んでおり、JA 合併による JA の大規模化以外の方途で機能強化・効率化を果たしている事例が見られる」(p.103)との記述がある。最終議案では削除されているところを見ると、完全な路線変更

至っていないようである。強調されているのは、小規模で財務基盤が脆弱な農協の合併(ないし事業譲渡)を2008年3月という期限を切って実施することであり、組織再編から事業改革に早期に重点を移そうという姿勢が現れている。小規模農協の強制的合併は農協によるビジョン策定という今大会の目玉の思想とはおよそ相容れないものである。

3) 全農改革と「農協・連合会の機能分担見直し」—消えた「自己完結」—

ちょうど1年ほど前の本紙に「農協批判と農協経済事業改革」について書いたことがある。農水省経済事業改革チーム「経済事業のあり方の検討方向について」(中間論点整理、2005.07)が出た後である。この整理では、経済事業組織のあり方については、全農1本化か縮小3段階化(県連ないしブロック連)かの両論併記であったが、「全農は全購連の復活を想起させる機能強化をはかっている。農水省の全農改革の方向が県本部のブロック統合化を意図するものであれば、県本部の縮小再編を意図する全農との利害は一致する」と書いた。その後の動きはこの予想を覆すものではなかった。

全農は、昨年末に「改善計画」を農水省に提出し、これを「新生プラン」に格上げして実施をはかっていくことになり、議案にも盛り込まれている。その5ヵ年計画の内容は、大胆なリストラと合理化であり、主なものをあげれば、全農本体・子会社の職員5,000名の削減(160億円)、広域物流拡大によるコスト削減(160億円)、米の流通コスト削減と園芸部門の手数料見直し、生産資材価格の引き下げなどである。人件費削減相当額は、次項で述べる「担い手」対策に充てるとされる。

こうした経費削減とその還元にも増して注目されるのは、第1が米の販売事業方式の大転換である。東日本と西日本にそれぞれ米穀販売センターを設立し、それに対応してパールライス会社も東西2社に統合し、両者の一元的な販売戦略のもとにおく。これにより、県本部の機能は空洞化することになるのである(青柳斉「全農改革の特徴と問題点」『農業と経済』2006.08)。これと同様に、他の事業においても全農本部による部門別事業本部制が取られることになり、全農本体は再編された系列子会社とともにブロック別子会社を事業別に統合することになるのである。また、県域の子会社についても事業別管理体制に包括されることになる。このように、全農の「全購連化」が一気に進展を見せたといつてよい。

こうしたなかで、連合会と単位農協との関係も大きな変化をみせる。それは系統組織整備のなかで強調された単位農協の「自己完結性」の否定と「農協・連合組織間の機能分担の見直し」である。これには「検討する」という限定がついているが、購買事業ではすでに実施されているAコープやSSのレギュラーチェーン化、配送機能の全農等による受託、畜産農家に対する連合組織(素案では全農子会社)の直接対応などである。ここで注目されるのは、信用事業、すなわちJAバンクによる「複数の事業方式の提示と選択」であり、農協が従来通り信用事業を行うケースと連合組織へ一部リスクを移転し、窓口業務を行うケースが提示されている。これには、賛否両論があるようであるが、代理店化が進めば農協はテナント業になって総合性が保障されないという問題は当然発生するであろう(小松康信「金融事業改革の評価と課題」『農業と経済』2006.08)。信用事業については、この議論以前に、現在も存続している3段階制の評価が必要になってくるはずである。いずれにしても、農協の「自己完結性」とは何かを、農水省経済事業改革チームが「提起」した整

促体制の問題も含め、改めて議論する必要がある。

4) 農協の基盤をどこに求めるかー「No.1 宣言」のためにー

やや事業論に傾斜したコメントとなったが、最後に農協の組織・事業基盤の問題について触れてみたい。

まず、指摘しておかなければならないのは、品目横断的経営安定対策への対応として、「政策対象となる担い手」への支援の重点化が明記されたことである。むろん、ここで対象とされる集落営農や法人などの大規模農家への支援を強めることは、農協の事業推進上も欠かせないことではある。しかしながら、集落営農そのものが「見なし認定」であり、多数の兼業・高齢農家対策を対置しない農協方針は、自らの組織・事業基盤を突き崩すことに他ならない。北海道においてさえ、「中山間地域問題」抜きで今後を語れなくなっている状況にあるのである。

つぎに、組織・事業基盤の脆弱化への対応についてである。ここでは、打って変わって女性、後継者や多様な地域住民の組合員化、理事登用、組合員組織の再編・活性化、教育・広報活動が羅列的に述べられている。支所統合に対する対応や様々な住民要求などへの対応などの具体策はなく、かつての「地域協同組合化」路線の域を出るものではない。そのことから、今回の大会の目玉である「地域貢献」との関係もみえてこない。

農業生産は「担い手」で、組織・地域は「その他」という区分では、「食と農を結ぶ」関係は構築することができない。それは、連合会と農協との関係においても同様であり、主要事業は連合会が効率的手腕を発揮し(事業の担い手)、単位農協は収益を確保できる事業のみという補完の位置づけとなれば、農協のビジョンも No.1 はおろか、「その他」となってしまう危険性が高いと言わざるを得ない。

(『農業協同組合新聞』2006/10/10)

17. 成長戦略下の農協改革論議と系統の対応

1) これまでの農協批判の「論理」

農協改革への「外圧」は日増しに高まっている。これまでの農協批判は、金融ビッグバン・バブル崩壊・住専問題という金融分野での批判から始まり、農協財務問題を通じて総合事業批判へと拡大していった。前者に関しては農協法改正により JA バンク体制が構築されたが、急速に進展をみせた広域農協はむしろ経営効率を悪化させ、その根源が経済事業の赤字にあるとされた。信用事業批判が農協経営問題を媒介して経済事業批判に至る連鎖的な批判である。

ここから信用・共済事業分離論が登場し、国内はおろか TPP 加盟へのアメリカとの並行協議のなかで共済事業がやり玉にあげられる事態が継続している。他方の経済事業批判は、全農をターゲットとした強力なバッシングを起点として、公正取引委員会による農協の不公正取引の連続的な「摘発」と独占禁止法遵守のためのガイドラインの制定へと進み、独占禁法適用除外の見直し論議へと進んでいる。

財界筋の農協批判・攻撃は、この 2 本柱である信共分離と独占禁法適用除外解除とみられたが、山下一仁等が批判の対象としてきた「農政トライアングル」(ただし官に甘い)におよびつつあるように見受けられる。これは、何度か舵を切り損ねてきた政権党の本格的な都市政党化の動きに合致しているのかもしれない。

2) 成長戦略下の農協改革

安倍政権の目玉である成長戦略の農業版「農林水産業・地域の活力創造プラン」は 2013 年 12 月にまとめられたが、これの骨格を示したのが産業競争力会議・農業分科会である。これは 2013 年 9～10 月の 3 回の会議でまとめられたものであり、農地中間管理機構の設置、米政策の見直しを主導している。「活力創造プラン」では、農協改革に関して以下のように述べられている。「農業の成長産業化に向けて、6 次産業化、農産物の輸出促進等に取り組んでいく上で、販売事業を担う農協の果たすべき役割は極めて重要である。農業者の所得の増加に向けて、全国レベル及び地方レベルにおいて経済界との連携を促進しつつ、農産物の販売力を抜本的に強化するなどの担い手支援を強化するとともに、6 次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己改革を促す。また、少数の担い手組員、多数の兼業組員、正組員を上回る準組員といった制度発足時とは異なる状況となっていることを踏まえ、今後の農協の在り方、役割等について、その見直しに向けて検討する」。これは以下の議論の枠組みとなっている。

3) 規制改革会議・農業ワーキンググループの議論の方向

規制改革会議・農業 WG は産業競争力会議と同じく 2013 年 9 月に発足し、4 月まで 14 回を重ねている。検討の柱は農業委員会、農業生産



法人、農協の3つであり、およそこの順で議論を進めている。農協については第4回、第5回で検討がなされ、前者では産業競争力会議の有識者委員である大泉一貫氏(宮城教育大学)が報告を行っており、両者の緊密な関係を示している。後者では全中・全農からのヒアリングを行っている。第7回(13年11月)には中間とりまとめを行っている。以降は、第9・10回に単位農協からのヒアリングを行い、第12回には次にのべる全中の自己改革案などを受けている。中間とりまとめでは、「農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容」をしたと准組合員問題を取り上げており、他方では組合純化も強調されている。組織運営ではコンプライアンス充実などのガバナンスの見直し、行政的役割の軽減や他団体とのイコールフットイングの促進が謳われている。行政的役割の軽減やオンリーワンの地位の見直しが米政策の見直しとも関連して組織基盤に打撃を与える可能性が濃厚である。

4) 農協サイドの自己改革案「JAグループ営農・経済革新プラン」

こうした動きに対し、全中では3月に「農業の成長産業化と地域活性化に向けたJAグループ営農・経済革新プラン」を組織討議にかけ、農業WGでの報告の翌日に記者会見して発表している。時期大会提案を先取りする提案であり、第一が、担い手サポート型を主力とした営農・経済事業方式の確立であり、これまで進めてきたTACやJA出資型法人および担い手支援基金の創設が目玉とされている。第二は新たな販売事業方式の確立であり、経済界・企業との提携によるバリューチェーンの構築や高付加価値型販売の強化、輸出10倍増戦略である。第三がガバナンスの確立であり、担い手理事登用、営農・経済担当理事の設置、取引企業の准組合員化などが示されている。

プランの前段で農協の総合事業体であることを強調し、地域のライフラインの一翼を担うという目配りもなされている。しかし、時代の「ニーズ」に応える要素が多々盛り込まれており、ひいては取引企業を准組合員化するという提案はいかがなものであろうか。日豪EPAが大枠合意された中、農協改革にも地域独自の主張が重要であろう。

(『デーリーマン』2014.5月号)

B 北大サテライトと地域ブランド

1. 北の3大学連携

1) 連載に当たって

2008年10月から文科省支援による北の3大学連携の教育プログラムが始まりました。これまでの大学と農学部との枠をはみ出して、現場とともに新しい農学の実践を行う試みです。

第1回目は、この事業の枠組みと10年後の目標です。北大農学部の共同実験棟の部屋でなにやら話し声が聞こえます。ちょっと耳をすててみましょう。

2) 連携センターのかたち

明子 おにいちゃん、今日は職場を案内してくれるっていうけど、ここは何をする部屋なの。

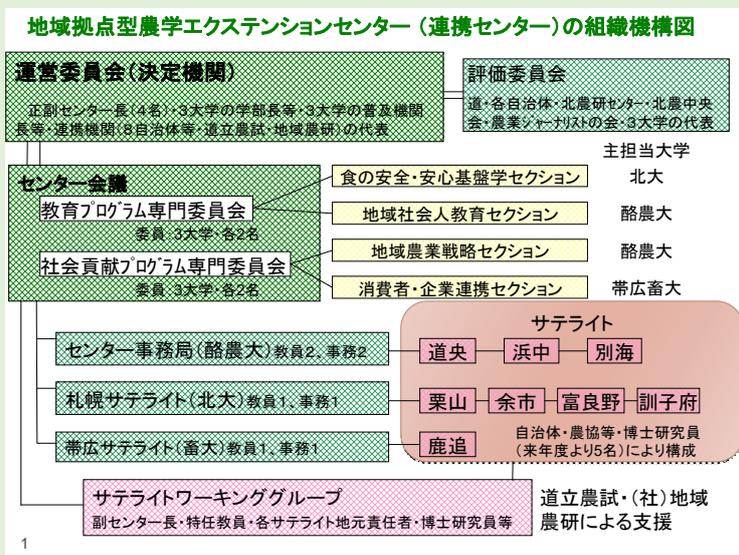
国夫 ほら、壁のパネルを見てごらん。ここは札幌サテライトと言うんだ。文科省はいろいろな教育改革のプログラムを用意してるんだけど、去年から新しく「戦略的大学連携支援事業」というのを始めたんだよ。今までは、それぞれの大学が別々に教育改革を進めてたんだけど、大学の枠を越えて、一緒に取り組もうってことさ。それで、酪農大と北大と帯畜大が一緒になって、事業の申請をしたんだ。全国で50いくつが採択されたんだけど、農学系の事業はここだけなんだ。事業の名前は、ちょっと難しいけれど、「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究のネットワーク形成」というんだ。長くて僕もすぐ忘れちゃうけどね。

明子 それって何をやるの。

国夫 「食の安全・安心」って、よくテレビで問題になってるだろう。この間も中国でメラニンというのが乳製品に混じってたりして大騒ぎになった。口に入るものはしっかり検査しなくっちゃって。だけど、問題はそれだけじゃないんだ。安全で安心な農産物をどう作るかってことが根っこにある問題なんだ。ということで、農学の出番というわけさ。「食の安全・安心基盤学」という新しい複合領域をつくるのが僕の仕事なんだ。

明子 おにいちゃん、ずいぶん興奮してるね。やる気満々なもの。じゃあ、次の「地域拠点型教育研究のネットワーク」って何。

国夫 これがポイントさ。サテライトって書いてあるだろ



う。これはいわば大学の出店。札幌駅前の紀伊国屋のビルに、小樽商大のサテライトがあるだろう。都市部の大学はみんな郊外に引っ越ししちやっただけだけど、社会人教育や社会貢献のために街に出店を作っているんだ。これを都心サテライトという。だけど、農学部が街にそんなもんをつくっても仕方ないだろう。そこで、農村サテライトさ。ここで、食の安全・安心に関わる実践を勉強して、いいところを頂いちゃう。もちろん、これからの地域農業のプラン作りにも協力する。ギブアンドテイクだよ。全部で8つ。どこにあるか、わかるかな。農業にはいろんな経営タイプがあって、稲作、畑作、野菜作、酪農、果樹もあるんだ。その中から、優秀な自治体や農協にお願いして大学の出店の出店をお願いしたということさ。

明子 だいぶん分かってきた。でも、札幌サテライトって、街にあるじゃない。これって、どういうこと。

国夫 痛いところをつくな。僕もちょっと困ってるんだ。この事業を行う組織の名前が「地域拠点型農学エクステンションセンター」といって、また長ったらしいんで「連携センター」と呼んでるんだけど、その本部事務局は酪農大にあるんだ。札幌サテライトというのは、その北大の分室(ブランチ)のことさ。この事業のプランニングをやった先生がおっちょこちょいで、北大だって村社会なんだから同じにしちやえって付けちゃったんだ。どっかで、聞き耳を立ててるかもしれないから、内緒だよ。でもちょっとは真面目なところがあって、将来的には都心にある北大農場を利用して、消費者に向かって食の安全・安心を発信したいんだとか。実際、農場ではいろんな取り組みをしてるんだ。今度、明子も連れて行ってあげるよ。

明子 何かそっちの方がおもしろそうね。

国夫 いやいや、まだ若い。21世紀は農学の世界って言われてるんだから。ちょっと、我慢して聞いてちょうだい。食の安全・安心基盤学ってのは奥深いんだから。

ほら、黄砂って知ってるだろう。中国から飛んでくる。あの原料はもともと農地や牧畜のための草地だったんだ。農業や牧畜のやり方がまずくて環境破壊を起こしちゃったんだ。テレビで塩が噴いた畑を見たことがあるだろ。あれも公害農業の結果なんだよ。日本は田んぼという循環装置があるし、雨が多くて毒を流してくれるから、あんまり問題にならなかったけれど、ヨーロッパじゃ農業は公害産業といわれてる。環境にやさしい農業、持続的農業、循環型農業なんて難しい名前が浮かんじゃうんだけど、食の安全・安心の基盤というのはこのことさ。

明子 でも、北海道ってクリーン農業とか食料自給率 200%なんて言われてるんだから、大丈夫じゃないの。

国夫 うーん、さすがに俺の妹。勉強してるじゃないの。また、痛いところをついてくるなあ。たしかに、コストの問題もあり、農薬の施用量も下がった。農薬のポジティブリスト制というのが行われて神経をすり減らすぐらい農家のひとは気を遣っている。だけど、それだけではひとは安心しないんだよ。こんな話は明子にはしたくないんだけど、日本もアメリカのようになって性悪説の国になっちゃった。性悪説ってわかるかい。ものごとにはリスクがあって、コストが掛かるってことさ。経済学の話をしちやっただけだけど、安全を買うには金がかかるが、いつまでも安心はないっていう寂しい話さ。これじゃ、いけない。安心文化を創ろうというのが、心に秘めた思いなんだよ。

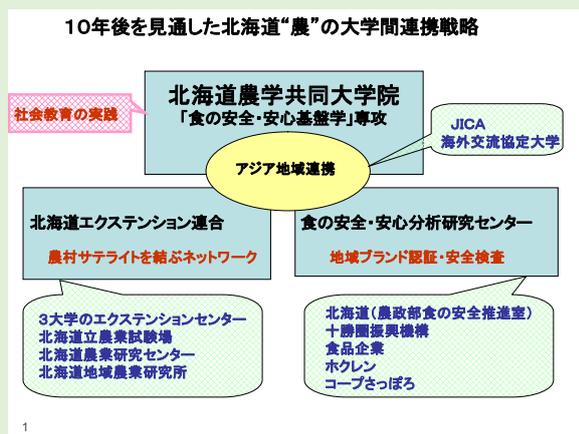
北海道の食料自給率は 200%位だけれど、それは植民地だってことさ。農業の植民地。食卓の上をみてごらん。カレーライスはお産に近いけれど、「食卓自給率」はお粗末なもんなんだよ。だから、サテライトの人達と一緒に、直接消費者とつながるような食文化造りを考えているのさ。

明子 おにいちゃんもお酒ばかり飲んでいと思ったら、泣けるじゃない。私たちの将来のことも考えてたの。でも、農家の人達も頑張ってるんでしょ。大学の出番なんてあるの。

国夫 妹よ。お前も知らぬ間に大人になったな。隅におけん。だがな、その答えは、あれだ。あのパネルをみよ。これが、このプロジェクトの 10 年後の姿を示している。3つの大学で共同の大学院をつくり、「食の安全・安心基盤学専攻」をつくる。難しいので言わなかったけど、農業試験場や地域農業研究所などの試験研究機関との連携も進めていて、農村サテライトを結ぶエクステンション連合ををつくる。そして、最後が食の安全・安心分析センターだ。ここでは、農家や食品加工を行っている地域の活動を評価し、認証するという事を考えているんだ。これがひとつの大きな目標なんだ。

明子 おにいちゃん、もう分かった。頭が痺れてきましたよーだ。今度は、やっぱり農場につれて行ってよ。でも、ちょっとは見直したわ。あまりお酒ばかり飲まないで、たまには早く帰ってね。

国夫 はいはい、嫁さんじゃあるまいし。では、気分転換に一杯やるか。



(『ニューカントリー』2009年4月号)

2. 農業の持続的発展と地域活性化の可能性

北海道大学の坂下です。今日与えられたテーマは、「農業の持続的発展と地域活性化の可能性について」であり、特に私たちが今取り組んでいる大学と地域との連携の内容を中心に現在考えていることをお話ししたいと思います。

話の順序ですが、一つは大学における地域連携戦略です。今私たちが「北の3大学連携」により進めているプロジェクトの内容をお話しします。次に、私がこのプロジェクトの発案者のひとりだったのですが、旭川よりちょっと北の士別、川西地区の農家の方たちと一緒に行ったプロジェクトが今回の取り組みの発案のベースとなっていますので、それをお話しします。最後に、これからの課題について今何を考えているかを話したいと思います。

1) 道内8ヶ所に農村サテライトを設置

最初に結論じみたことをいうと、北海道農業は平場農業を中心に、支庁でいえば水田の空知、畑の十勝、酪農の根釧を中心に発展してきたわけですが、他方では上川、網走、天北という凸凹(デコボコ)農業の部分が半分を占めているわけです。今まではどちらかというと、機械化農業を中心に平らなところばかりを考えてきたのですが、今度は凸凹地域の可能性を考えてみようということが一つ。

もう一つは、このプロジェクトは安全・安心をポイントとしてやっているのですが、そういうものを通じた農村の持続的発展というのは、外に向かった地域ブランド形成ということになるのではないかということです。

私たちが今やっているプロジェクトがユニークなのは、大学の出店、分室を農村に置こうということです。このプロジェクト自体は、酪農学園大学と北大、帯広畜産大学の3大学が連携してやろうという新しい試みなのですが、その3大学がそれぞれ分担して道内に8つの農村サテライトを設け、そこで教育・研究や地域貢献を実践していこうという点にあります。農村にサテライトを置き、われわれも勉強しながら、地域の農家・農業関係者や消費者と交流をしながら進めていこうというのが一つの特徴です。

これは文部科学省の事業の一つで、この事業の申請をしたときの名前が「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究システムのネットワーク形成」という長いタイトルです。基本的には食の安全・安心に対する不安が強まっているなかで、大学は基本的に人材育成の場ですから、この問題解決のためのコーディネートができる人材育成に当たるといふことです。

2) 酪農大、北大、帯広畜産大の3大学が連携

北海道に関していえば、内地での農産物の北海道フェアはたいへんな人気なのですが、それにしっかりと対応する体制がなかなかできていない。そういう意味では、食の安全・安心の基盤としての循環型農業、あるいは地場型加工の方向性を考えながら、大学での教育・研究活動と社会貢献を両立させようというのが課題です。

本業である教育については、大学院の授業(食の安全・安心基盤学)のプログラムをつくり、農村サテライトを活用した授業を行い大学院生にディプロマの資格を与えるとともに、

サテライトを拠点に社会人に対し「食の安全・安心マイスター」という資格を差し上げましょうということ。マイスターという資格は過剰気味で、よほど頑張らないとお前の所の資格は役に立たないといわれそうで、現在内容をじっくり検討中です。もう一つは、食の安全・安心を基盤とした地域農業戦略のプランングのお手伝いをしたり、そういう経験を食産業や消費者に発信していくということです。

組織的には、酪農大学に「連携センター」を置き、3大学の核になっています。北大にはそのランチである「札幌サテライト」をおき、現在研究員などが7人もいてわいわいやっておりますが、各町村に置かれたサテライトと一緒にいろいろな事業をしましょうということで、活発に活動しています。

3) 丘の資源を生かした付加価値型経営の展開ーかわにし丘プロジェクト

私がなんでこんなことを考えついたかということ、冒頭で触れました士別市の「かわにし丘協同プロジェクト 2007」というのを2003年から5カ年計画で、2007年がちょうどこの部落の開基100周年だということで始めたわけですが、ここでやった経験が下地になっています。

士別の高速のインターチェンジを降りると、すぐ右手の、剣淵境にある丘が川西です。景色は大変よく、わざわざカメラマンがやってきます。しかし、農業としての条件は、傾斜が厳しくて、粘土地で排水も良くない。従って同じ面積でも機械の消耗も大きいし、大きな機械を入れなければならないなど厳しいわけですが、愚痴ばかりいってもしようがない、逆転の発想で考えましょうということで、プロジェクトを始めました。大学には足で稼いだ情報があり、それと現場の職人芸を結合させて、一緒にやりましょう、きちんとしたビジョンを作りましょう、それから実際身体で体験してみようということで始めました。

このプロジェクトの核心は「丘の資源を生かした付加価値型経営の展開」というところにあります。川西には農連青年部が中心になってつくった有機農業研究会があり、活発な活動を行っていたのですが、後継者も少なく、みんな歳もとってきたのでなにかいい知恵はないかと相談されて考えたわけです。

全体のコンセプトは、丘の文化をつくろうという、たいそうなことを掲げました。高齢化は進む、後継者は3人しかいない、土地も余っているし、所得も目減りしているの、平場を追っかけるのをもうやめて、何かこう、バーンとやらないとどうもなりませんねということで始まったわけです。

4) 農村文化を発信する仕組み

「丘」で思いついたことをいろいろ調べました。平場の弥生文化に対して縄文文化は森だとか、ここはイモの作付が多いので、イモはアンデスが発祥の地だとか、丘はケルト文化だとか、世界中の丘の文化を考え、それでイモを中心に、その辺からいろいろ山のものを持ってきて箱をつくって直送しようというのを考えました。「丘の玉手箱」です。

ケルト文化でいうと、フットパスは今では誰にも知られてきましたが、ちょうど私がイギリスへ行ってきたばかりだったので、これはぴったりだと、フットパスを始めました。ついでに、北海道でも逃げたカブトムシも繁殖してしまっていて、これをダンにしてフェアを

やろうと、札幌の三越のまえで「かわにしフェア」もやりました。

傾斜地ですので、大面積の農家は景観作物、そばや雑穀を作って、中規模農家は野菜等の集約作物を作って加工事業でつないで直販をやりましょう、そしてフットパスや地域交流をやりたいというのが一つの枠組です。

将来構想としては、私たちが支援組織であるNPOをつくり、「丘の農協」という専門農協を作って生産・交流事業をやったり、もちろん農協にも出荷はするのですが、消費者といろいろ結びつく中で事業を伸ばして行って、もっと買いにきてもらいましょう、あるいは新しい人に入ってもらおうと考えたわけです。

「丘の玉手箱」は、そうたいしたものが入っているわけではないのですが、いがいがの栗を入れたり、麦穂や稲穂、笹の葉も入れました。ぶどうの蔓でクリスマスリースも入れました。これは年3回のセットで1万円ということで、400セットまでになりましたが、農家の人にいわせると、経費をさっ引いたらたいした金額でもないのに、どうも大学の道楽のように見られていた観があります。それでは1万箱売ればいいじゃないかと言ったのですが、なかなかそうもならない。やはり、片手間ではできないということです。いずれにしても、やってみればいろいろなことができるということです。我々も消費者と結びついた農業のかたちははじめての経験であり、こうしたことが本当に大事だということが判りました。

このプロジェクトで判ったことは、平場ではない凸凹の立体農業の地域での農業の新しい形が別にあるだろうということです。

もう一つは、20人位の北大の一つの研究室でも、この程度のことができるということが判りました。こうした活動を点から面につないで、例えば丘の地域が結びついた大きな単位として、あるいは丘と平場の人たちが一緒になって、この箱の中に入れるものを考えれば、まだまだいろいろなことが出来ると思います。

そういう意味で地域のエリアの想定は何重にでも考えられます。旭川市は非常に大きいですし、さらに上川盆地は大きい。一番下には集落があり、その上に町村があり、さらに大きいエリアがある。これをどう組み合わせながら考えていくのか。それから農村の魅力を売るというのは、安全・安心の安心に関わる問題ですが、安心を売るというのは、むしろ自分たちが楽しみながら、それを都市の人たちと共有するということになると思います。そういうことで考えるならば、イモならイモばかりではないでしょうと、松ぼっくりは食べられませんが、とても喜ばれますし、麦穂とか稲穂とかを入れたのですが、ものすごく喜んでくれるのです。

そういう一つの文化みたいなものを発信する仕組みは、従来型の特産品ブランドではないだろう、新しい地域としてのブランドが必要なのかなと、この2点が、この5年間やったことの、私の一つの結論です。

そういう中で、今回の3大学連携のプロジェクトでは、それぞれの大学の持ち味を生かそうということで、北大では次のようなことをひとつの目標にしています。

5) 多様性と複合性がキーワードの循環可能な農業

ちょっと面倒くさい話ですが、先ほどいった複合的土地利用地帯での農業の形ということで、北海道には、水田、畑地、草地がちょうど対になって、大きく6つの地帯があるわ

けです。このうち平場の方は、専作的な土地利用地帯ということで、近代農業の大規模生産型の機械化農業をやってきた。それに対して、複合的土地利用地帯は盆地・丘陵が多い。水田では上川、畑作では網走、酪農では天北です。そこで、ここにサテライトを作ってネットワークを作ってしまおうと考えました。

一つに、今までは水田、畑作、酪農と別々に見てきたのですが、横並びで見ると、非常に役に立つことがお互いにある。水田地域としては、夕張川流域の栗山と上川の富良野。ここは実は、戦前に北大の小作農場、学田があり、歴史的なつながりがあります。畑作については訓子府で、ここは北見の中で一番生産性が高く、組織がしっかりしている。酪農については興部町にコンタクトをとって、できれば近いうちに開設したいと考えています。もう一つは余市町です。ここは北大の農場の果樹園があつて、一時期リンゴが落ち目になって農協も大変だった時期がありますが、温暖化のせいで果樹は必ず北上します。凸凹だとやはり、果樹が絶対必要なので、余市を選ばせていただいたわけです。

ということで、来年の春には4つのサテライトの設置を終えて、持続可能な農業の確立むけて取り組みを強化することにしていますが、キーワードは多様性と複合性です。

6) 人口扶養力が高い凸凹地帯の農業経営

川西のプロジェクトのところで「逆転の発想」といったのですが、こういう凸凹地域の有利性をいかに発揮するかということです。一つは規模では平場農業にはかないませんが、この30年ぐらいでいえば、野菜や果樹の産地形成の歴史を持っていて、自由市場でのマーケティング力を持っているし、2つめは立体的な土地利用であるだけに作目とか畜産との組み合わせができるということがあります。

地域で考えた場合には、単品ではどうもならないわけです。野菜などは、露地野菜ですと連作障害が起きて産地が消えてしまうことがよくあるので、いろいろな作物を組み合わせながら、どうやって地域農業の姿を発揮するのかという、そういう意味での可能性はあるわけで、シールを貼ればいいというものではないだろうと思っています。

3つめは多様な経営形態があり、それをやっている農家があるわけで、単位当たり人口扶養力が高いということがいえるだろうと思います。最近では農業生産物の単位当たりの値段がどうのということばかりいうようになったのですが、基本的には家族経営も自営業だから、地域的な視点でいうと、この面積で何人が飯を食べるかということが大事な点で、自給率などもそういう意味で考えていかなければならないと思うのです。

例えば昨日行ってきた空知の南幌町でいうと、水田も15畝以下では飯が食べないとなってくる。そうなると、どんどん農家の戸数が減り、人も減ってしまう。そういう意味では逆に今の組織とかいろいろなことを考えた場合の平場地帯の弱みじゃないかと思っています。逆に凸凹地帯の経営はいろいろな工夫をしているし、多様なものを持っているわけで、単位面積当たりの人口扶養力は高くなっている。

それは経営の多角化というところに行き着いていくわけです。今後でいえば、農産加工とか観光とか、ヨーロッパ型の、例えばイギリスでいえば農業の経営形態では「その他」が90%なのですが、この「その他」を増やすという、農業だけでないもので農村の中でどうやって人口扶養力を上げるか、就業場面を作るかということを、地域としては考えていく必要があると思います。

もちろん、限界集落の問題だとか、問題が山積みであり、大変なことは大変なこととしてどう対処するかというのがあるわけですが、そういうことも含めながら、発想としては明るく、平地地域と対等にやれるぞという可能性を信じ、いろいろ考えていくことが今必要だろうと思います。

北海道でいっても半分は複合的土地利用型の農業ですので、ここをどうするかということをおろそかにはできない。そしてこの中に旭川も入るということです。

7) 食の安全・安心基盤に必要な地域ブランド

次に、地域ブランド形成です。私たちは食の安全・安心といわないで、食の安全・安心基盤といっていますが、基盤というのは農業で、安全・安心は食品のことです。われわれは農業について考えているわけですから、それを農業として考えていくということで「基盤」をつけていますが、そのためにはやはり、この地域ブランド形成が必要だということです。

これは今、いろいろな問題が起きているわけです。これはちょっと困った面もあります。例えば学校給食にブラジルの鶏肉が入っていたら、安心ではないと。国産だといってブラジルの肉を入れたら、それは詐欺なのであって、商行為としては間違いですが、ブラジルの鶏肉が危ないといったら、ブラジルの人は怒ります。食品表示の問題とは別です。何かマスコミはこれをゴッチャにしてやっていますが、これはただす必要があります。

そんな中で安心をどう担保するのか、それは金融と同じで信用の問題です。その担保は何なのかというと、それは地域しかないのです。昔は村社会でみんな信じあっていたのですが、不特定多数の関係になって安心できないということで、地域限定性を持った証明書が必要で、それもモノではなくて人が安心するかどうかです。

そうなると、農業、農村の生活文化をトータルなものとして直接的に消費者に発信するシステムが必要になる。これを地域ブランドと考えようということなのです。もう少し人間らしい商行為をする社会を再び築こうではないかという旗印が地域ブランド化です。

北海道は、原料農産物供給でずっと来ました。おコメも混ぜるためのおコメで、畑作物でも砂糖の原料のビート、デンプンのためのイモ、小麦粉の原料の小麦、牛乳はバター用が主です。ある意味、北海道農業は植民地でしたから、よそのために作ってきた。食料自給率 200%というのは、農業が一生懸命やっているという数字ではありますが、200%の光と影みたいなものを考えなくてはならないと思います。

食卓自給率を北海道で伸ばしたいと思いますが、あてずっぽうでいうと、多分 40%ぐらいしかないと思います。食卓に並ぶものが、道産品かどうかということです。それでは、国の自給率 40%と何にも変わらないじゃないか。北海道の農業はここから考えなければならない。

ただし現状では、農産物を供給しないと、加工メーカーが困って、困った分だけ外国から原料を輸入するか、製品を輸入するかということになります。そういう意味では、大規模な加工メーカーとの関係をどうするかということのも、もう一つの課題です。

凸凹農業論からいくと、当然、慣行型の農業生産からどのように脱却していくかということですが、これは非常に難しい問題です。大きな加工メーカーに加工はまかせてきたわけで、例えば川西プロジェクトの時にキビをつくったが、精米所がないというぐらい、地

場加工が完全に欠落し、札幌までもっていかなければならない、これをやったら絶対に儲からないということになります。

そういうものをどう作っていくのか、これは行政とか農協とか、そういう辺りからもでてくるのでしょけれども、この2つを考えようというのが、私たちのサテライトの安全・安心基盤ということの一応、二本柱としています。

8) 一つの方向性となった「消費者とのつながり」

もう一つは、やはりこれまでの大量流通の時代がまだ終わっていないで、卸売市場の機能が落ちてスーパーが威張っているわけです。大手スーパーの売り場は野菜の墓場みたいな感じだと思うのですが、生鮮食料品を大量に扱うのは基本的には無理で、安いものは出来ますが、いろいろ無茶をしてきたわけです。

安いもの高いもの、いろいろなきやならないという消費者の選択ということであると、多様な流通チャンネルをいかに作っていくかということ、そう簡単なものではないと思うのですが、運動としてもやらなければならない。これは、生産者と消費者の両方が手をつなぐものですから、農家の人たちだけが一方的にやる問題ではなくなってくるわけで、そういう意味では都市の消費者が農業にコミットしてもらって一つのチャンネル形成だと考えた方がいいのかと思います。そういうことも含めていろいろな流通チャンネルを作る必要があるだろうと。

それから、基本的には農業生産が重要なことはいまでもありませんが、経営の多角化などを考えると、グリーンツーリズムなどを通じた農村文化と都市部の交流が必要です。食育基本法もできているわけで、そういう取り組みを旭川市が、あるいは広域の上川盆地とかいうことになってきますが、ブランドですから、最終的にはこの枠組になっていかななくてはなりません。そういうことがこのブランド形成だろうと思います。

時間になってしまいましたので、省きますが、グリーンツーリズムは北海道地域農業研究所で昨年かなり調査をしましたが、現在の特徴は修学旅行に特化してきているということです。一番古いところが、丘陵部の畑作地帯の観光型グリーンツーリズムで、新しく水田の平地地帯もこの動きをつくるようになり、酪農もフットパスをやる動きもできています。

文科省が全国の小学校5年生全員を1週間農村に送り込むという、そういう計画が走っています。こういう動きは絶対になくなるので、むしろ農村の方が受け入れを制限している状況だと思うので、大手のエージェントにがっばり取られないように地元がきちっと受け皿を作って、金儲けだけでなくいろいろコーディネートしていく必要がある。

大まかにいうと、家に泊めてあげた子供たちにお土産を持たせたら、親から注文が来たとか、そういういい経済的協力関係をいかにしてつくるのか。旭川ではある程度可能性がありますが、直売所というのは内地みたいな形は無理なので、消費者とのつながりをつくっていくという一つの方向にもなると考えています。

9) 地域が独自性を持ち最終的に北海道連合ブランドに

最後に、やはり基本的には、農村の高齢化が進み、担い手がない、農地がなかなか動かない、いろいろなことがありますので、基本的な農業の仕組みをどうするのが大事です。

私たちの振興計画では、それぞれの集落を単位に、特に凸凹の場合には地域特性が大きいのでなかなか平均的には見られない。それぞれの集落の何が問題かを年次計画で積み上げながら、その中で農業の仕組みそのものも安全・安心基盤をベースに転換していくことをみんなで考えなければならない。そうした農業の多角化を含めて地域ブランドの中身ができてくるのではないだろうかと思っています。そういうものを隣のまちとも一緒に考えていくと、広域ブランドへの広がりが出てくる。

こういうものを道内に拠点をつくりながら、それはそれでオリジナリティーを持ちながら、最終的にはやはり、北海道がブランドになる。要するに連合ブランドだという時代になるように、個々のブランドが強くなって、それが喧嘩し合うのではなくて、互いに交流しながらやっていく枠組みをつくるように、大学がコーディネートしていくことを現在考えています。実質的には今年から始まったばかりなので、そうたいしたことは言えませんが、私が考える大学と地域の連携の在り方をご紹介します。

(シンポジウム「農業から地域活性化を考える」講演録、2009.11.20、旭川市民文化会館)

3. 拠点型農村サテライトのネットワーク形成による北海道の地域ブランドづくり

1) はじめに

まず、農業開発研修センターと近畿農協研究会がともに長期の教育・研究活動の節目を迎えられ、まとまった著作を出版されたことに敬意を表させていただきます。北海道においても、関西を意識しつつ、農業・農協問題に関する継続的な共同研究を実施しており、後に述べる北海道地域農業研究所は研修センターをモデルとして設立されたものである。「研究室発信」ではあるが、ここでは筆者が事務局等を長く担当してきたこともあり、北海道における共同研究の流れをスケッチするとともに、昨年から開始された北海道内の農業基幹大学の連携による新たな農村づくりについて紹介することにする。

2) 北海道農業研究会と北海道農業の地域分析

北海道農業研究会(以下、北農研と略)は、現場派の大学・試験研究機関のメンバーから構成される研究会であり、北海道の農業構造変動が始まる 1980 年代後半以降、大規模な共同調査を実施し、著書などによる政策提言を行ってきた。

共同研究の出発点は、1985 年のプラザ合意・経済構造調整の開始と農産物支持価格の一律引き下げ、農業所得の減少による地価下落のもとで、農家負債問題の象徴的存在となっていた北海道内の大規模地域の徹底的調査であった。ここでは、3 年間にわたり、30 名規模での農家・機関調査を組み、水田の空知、畑作の十勝、酪農の根室の大規模経営の問題点を析出し、農家負債問題の発生メカニズムと対応策を明らかにしている(『経済構造調整下の北海道農業』北大図書刊行会、1991 年)。

この研究とりまとめの過程で、従来の「農業構造政策の優等生」である大規模地帯に偏った調査の枠組みへの反省から、開発序列にもとづく旧開・新開地域の措定を行い、前者の中規模地帯と後者の大規模地帯を比較しつつ北海道農業の地帯構成を明らかにするプロジェクトを開始することになった。水田型地帯については石狩川流域、畑地型地帯については十勝平野、草地型地帯については根釧台地を対象に、それぞれ流域論、チュウネン圏論、地域開発論の視点から地域内の農業構造の比較分析を行っている。この結果、経営形態を越えた中規模地域と大規模地域の発展方向に関する政策提言を行っている。この研究は当初 5 年程度を想定したが、政策転換と現地農業の変化のトレースが続き、結果として 15 年という長期のものになってしまった(『北海道農業の地帯構成と構造変動』北大出版会、2006 年)。

あまりにも疲れてしまったので、現在は地帯構成を踏まえつつ各地域・経営形態別の最新課題に関する定例的な研究会を実施している。

3) 北海道地域農業研究所と農協研究

北海道は「農協王国」と呼ばれ、筆者の所属する北大農学部(現農学研究院)の研究室も全国で唯一「農協論」の看板を掲げた研究室(現在は協同組合学研究室)である。農協に関する調査研究組織の出発点は、減反を機に農協の根源的なあり方を再度見直そうと発足し

た北海道農協問題懇話会(1972年設立)であり、農協の組合長と大学等の研究者を構成員として現地調査を基礎に議論を行うものであった。1980年代後半からは北農研が調査を実施した町村農協で現地研究会を行うなど、その体制を強化していった。

1990年には、懇話会をベースに北海道地域農業研究所(以下、地域農研と略)が設立された。最初の10年間は会員である市町村・農協からの地域農業振興計画の基礎調査の受託が多く、これを北農研の会員が協力研究員として実質的に担い、単なる受託ではなく「共同研究」事業として取り組んできた。10周年記念には『地域農業振興計画策定の実践と課題』として膨大な数を取り組んだ実績に照らしながら、その一般化を図っている。

10周年を過ぎて、事業内容は大きく変化している。農協そして自治体の経営問題を受けて、地域農業振興計画に関わる共同研究の受託数が激減してしまったからである。それに対し、全道の農業・農協問題に関わる農協連合会からの受託研究が増加している。2002年からは3ヶ年の枠組みで中期的展望にかかわるテーマを設定し、調査研究をスタートさせている。第1期には、農協の組織・事業に関わるアンケート調査ならびに先進事例調査を実施し、特に組合員への全戸アンケート(3万戸)、農協事業別記述式アンケートなどの結果をまとめて、『農協改革への提言－北海道の内なる改革をめざして』を発表している。第2期には農協の営農指導事業、農協と法人育成、担い手育成体制などの主要問題の調査研究を行っている。昨年度からは「北海道農業を切り開く農協ルネッサンスの道」をテーマに農協の新しい可能性を探っており、グリーンツーリズム、地域農業支援システムなどの課題などの解明にあたっている。

4) 3 大学連携による北海道の食の安全・安心基盤の確立

以上の北農研や地域農研の活動においては、筆者の研究室は事務局的な機能の一端を担ってきたが、昨年10月からは北大としてのエクステンション活動に参加するに至っている。これは、文部科学省の戦略的大学連携支援事業によるプロジェクトであり、北海道内の農業基幹大学である北海道大学、酪農学園大学、帯広畜産大学とが連携して、「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究システムのネットワーク形成」をめざすものである。事業は教育改革と社会貢献を2本柱としており、「食の安全・安心基盤学」という現場に根ざした新たな研究領域を設定して、大学院の共通コース(ディプロマ・専門単位認定)と社会人コース(食の安全・安心マイスター)を設けるものである。

この教育研究拠点として、全道8カ所の自治体・農協に農村サテライトを設置して、それらと大学を結ぶ情報ネットワークを構築し、テレビ会議や講演会の中継を行うなど、北海道の距離の問題を一定緩和することがめざされている。なによりも重要なのは、このサテライトをモデルとして、食の安全・安心の基盤としての循環型農業の構築や地場型食品加工の創出を行って地域振興に寄与するとともに、その実践過程の中で学生・院生の教育研究体制を強化することである。ここでは、各地の北海道立農業試験場・地域農研と連携し、将来的には北海道内のエクステンションのネットワーク化を目指している。

5) 農村サテライトを拠点とした地域ブランド形成

この事業実施のために代表校である酪農学園大学には、地域拠点型農学エクステンションセンター(連携センター)の事務局が置かれているが、北海道大学にはそのランチとし

て札幌サテライトを設置し、将来的には北大独自のエクステンションセンター設立を目指している。酪農学園大学は酪農経営のコンサルティングと学生の実地教育で、帯広畜産大学は地元産業と結びついた産学官連携で実績を有しているが、北大はこの分野では遅れをとってきた。

そこで、札幌サテライトでは、農村サテライトを拠点と

した地域ブランド形成を目標に教育研究システムの構築を進めつつある。北海道農業の地帯構成に関する研究は北農研を中心に進めてきたが、その対象は専作的土地利用地帯であり、水田型では空知、畑地型では十勝、草地型では根釧などの平場農村を対象としてきた。そこで、農村サテライト設置に当たり、北海道農業のもうひとつの軸である複合的土地利用地帯(立体農業)に注目し、図にあるように4つ(興部とは調整中)の市町を選定している。

専作的土地利用地帯が近代化農政のもとで大規模専作型農業を展開させてきたのに対し、複合的土地利用地帯は地形(盆地や河岸段丘、丘陵地)を反映して水田・畑地・草地が混在し、中規模複合型農業を形成してきた。そのため、野菜産地形成などを通じたマーケティングに秀でており、多作目・畜産の組み合わせによる総合力の発揮の可能性がある、さらに単位土地当たり人口扶養力の向上のために農産加工や環境部門の導入による経営の多角化が求められている。その典型が、水田型は栗山(夕張川水系・河岸段丘)、富良野(上川・盆地)、畑地型は訓子府(網走・河岸段丘)、草地型は興部(天北・丘陵型)であり、これに果樹地帯の余市を加えた。

食の安全、特に安心が求められているなかで、農業・農村の生産文化をトータルなものとして直接的に消費者に発信するシステムの構築が求められており、それを地域ブランドと考えるならば、複合的土地利用型地帯こそが教育研究・実践の場として最適と考えることができるからである。

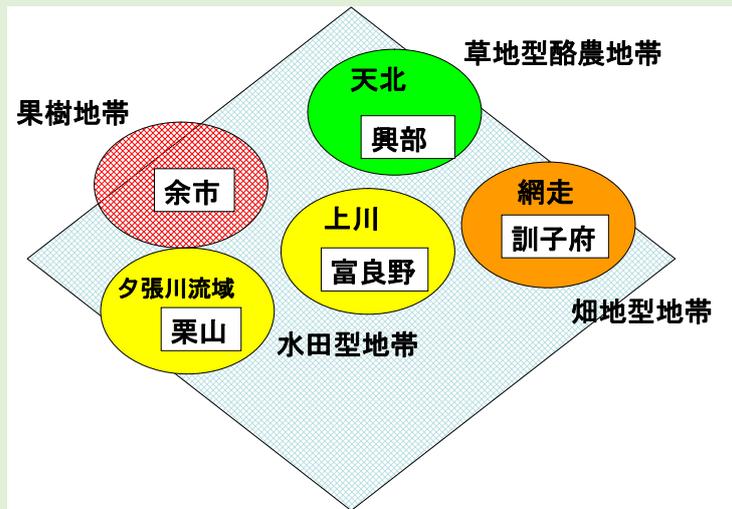
札幌サテライトでは、今年度から富良野、訓子府に農家・自治体・農協などを構成員とするサテライト運営委員会を立ち上げるとともに、各1名の博士研究員を2年間配置する体制を固めており、他のサテライトも順次設置の予定である。サテライトでは市町内の各地区の課題を析出するとともに、富良野ブランド・訓子府ブランドのあり方を検討し、相互交流を図る予定である。また、長期展望に立って、食の安全・安心分析センターの樹立をめざし、食の安全分析業務の内容と地域ブランド認証のあり方を模索中である。

地域農業分析と新たな農村協同化を結びつけた取り組みに、関西・全国からのお知恵を拝借したいものである。

<http://foodsafety-renkei.jp>(北の3大学連携センター)

<http://foodsafety-hokudai.net>(北大札幌サテライト)

(『地域農業と農協』第39巻第1号 研究室発信)



4. 硬派の地域ブランド研究

地域ブランドといえば、すでにマーケティング用語としては定着している感があり、農学部が奴がいまさら何だといわれるかも知れない。まあ、話題といえば、北大の沈没を救ったノーベル化学賞の鈴木先生の実家の鶴川のシシャモが経産省の地域ブランド指定品だというぐらいであろうか。

ところが、私がこのところ力を入れてきた仕事が地域ブランドをキーワードとして結びつくという奇妙な偶然を体験している。その顛末を紹介してみたい。

1) 地域ブランド学 I 新渡戸の地方学

もともと私の専門は北海道の農業史であり、研究室の看板が協同組合学であることもあり、農協の存立基盤としての農業・農村の特質を歴史地理学的に分析することにより、農協の個性を地帯構成的に浮き彫りにすることを仕事としてきた。その中で、そろそろ北海道も内国植民地根性を捨てて、原料供給基地からおさらばし、いっばしの農村文化を構築すべきだと痛感していた。

2008年に文科省の戦略的大学連携支援事業というのが始まり、たまには農学部も頑張れということで応募したところ当たってしまった。科研費の弊害でタイトルは「食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究システムのネットワーク形成」といういささか長いものである(<http://foodsafety-renkei.jp>)。北海道内の農業基幹大学である酪農大、北大、帯畜大が連携して「食の安全・安心基盤学」という枠組みを設定して、大学院の共通コース(ディプロマ)と農村社会人コース(食の安全・安心マイスター)で教育を行うものである。目玉は、北海道の8ヶ所の「農村サテライト」であり、社会人獲得をめざす都心サテライトの向こうを張ったつもりである。補助金によりポリコムという無機質な双方向のテレビが入ったが、パソコンに飼い慣らされた社会では意外に好評ではあるが、酒抜きの教育とはいかがなものかと北海道巡業の旅は頻度を増している。

8ヶ所のサテライトのうち、道央の栗山、言わずと知れた富良野、北見の訓子府、果樹とニッカの余市の4つが北大担当である。これらは、北海道農業からイメージされる平坦・大規模とは趣が異なり、盆地・丘陵部の凸凹農業である。その分、農業形態は複合的で、こだわり、観光などの多角経営の要素もある。植民地農業脱却の糸口はこの辺にありそうだという感で設定したものである。これを素材として食の安全はもとより、「安心」をどう構築するかと悩んだ末のキーワードが「地域ブランド」である。地域という動かないものに注目し、農村文化を発信しようではないかと考えたわけである。当然、サテライトは教育と地域貢献の拠点であるが、いささか農水省っぽい内容になってしまった。北大側の中心となって活躍している助教の小林国之君はフランスの地方自然公園に目をむけているが、硬派の私としては理屈づくりである。そうなれば、新渡戸稲造の地方(ぢかた)学、柳田国男から始まる歴史地理学・民族(俗)学に目を向けなければならない。ちょっと苦手な勉強が始まっている。

2) 地域ブランド学Ⅱ 費孝通の内発的发展論

40歳を目前にして、北海道で足と頭に豆のできた私は、何とか東アジアに逃げのびた。もとい、アジアの農協論を開始した。導きの糸は留学生、その代表がうちの研究室の准教授の朴紅さんである。始めは韓国、そして中国、台湾へと年中行事となった夏の東アジア調査は毎年繰り返されている。とにかく農家調査、という身に染みついた本能は周りにも感染し、17年でうちの研究室もいっばしの東アジア研究の拠点となっている。中国調査は、朴さんの故郷、東北地方(ジャポニカ米の国際的新興産地)から南下し、山東省(日本向け野菜基地)、上海近郊の水郷地帯へと広がり、なんと海南島進出に及んでいる。すべて定点観測(サテライト?)の手法をとっている。

最近では、無錫旅情の「太湖のほとり」に惹かれてか、蘇南水郷地帯にある開弦弓村に頻繁に通っている。ここは、費孝通という中国の社会人類学者が1930年代にロンドン大学で、そのモノグラフにより学位を得たことで有名であり、中国のムラといえば江村(開弦弓村の愛称)といわれる。前出の朴さんが、費孝通の *Peasant Life in China* を外書購読で使い、2004年にはゼミ生を連れてムラに乗り込んだバイタリティのおかげで調査が始まった。費孝通は3回ほど死にかけ、改革開放路線への転換でまさに不死鳥ともいふべき復活を図った人で、非党員で全人代(国会)の常務委員会の副委員長にまで上り詰めている。その彼が、70歳を超えて沿海部発展のひとつのモデルとなった蘇南モデルを構築した地でもある。これは、上海を背景にムラと地方拠点(郷鎮)が結ばれ、稲作と養蚕・家内工業と雑業という小農の多角経営の商品化・ネットワーク化が図られ、自生的な経済発展が行われていた歴史をベースとしている。一時期、一世を風靡した郷鎮企業型の内発的发展を唱えたものである。われわれの調査はこのシェーマの検証と変容をテーマとしており、恵まれたムラのバックアップもあり、農家民宿による調査三昧の恩恵に与っている。

この内発的发展論は、実は鶴見和子により柳田国男論と接合されており、中国の地域開発のモデルとしての小城鎮開発論として日中共同研究が行われた経緯がある。理論の世の中も狭いものである。今年、費孝通生誕100周年の年であり、中国とイギリスで多彩な行事が行われている。朴さんはロンドン大学での講演が予定されている。悪乗りして出版を企てているものの、どうも間に合わないようである。

グローバル化が一端頓挫しながらしぶとく生き延びる中で、リージョナル(日中、そしてアジア)な比較研究・交流を行いながら、私たちの足場であるマイクロなムラにあくまで依拠しつつ、協同組合論の立場から地域開発のあり方を追求しようと思う今日この頃である。昨年末には雪道で足を骨折するという道産子の恥をさらし、フィールドワークの自信も地に落ちたので、少しは苦手な理屈こねを真面目にやらなければならない。硬派の地域ブランド研究である。

(『農中総研情報』2010年11月号)

5. 農協を核とした北海道独自の政策立案能力強化—地域農業研究所の存立意義—

北海道地域農業研究所も20周年を迎えた。10周年の際にも研究所での農協研究の流れを整理したが、この10年を振り返り今後の研究所の社会的役割について確認してみたい。

1) この10年の地域農研での農協研究と提言

研究所設立からの10年、すなわち1990年代においては、主に農協・自治体との共同研究という位置づけのもとに地域農業振興計画の支援に全力が注がれたとあってよい。北海道農業は1985年を基点に農業政策が大きく後退したことから、農地価格は下落し農協においても大手術が行われた。1990年代はそのショックから立ち上がり、新しい経済環境の中で成長する担い手をベースにした地域農業振興をいかに確立するかが焦眉の課題であった。われわれも時代の動きをどう把握するかに懸命であったが、現場と研究所が一体となり、いかに地域農業のプランニングを行うかという手法開発に四苦八苦した思いがある。10周年記念に出版された『地域農業振興計画の実践と課題—北海道地域農業研究所「共同研究」10年の軌跡—』はその成果である。

世紀が代わり、2000年代になると研究所の調査研究スタイルも大きく変わった。地元との共同研究が激減し、かわって受託研究が業務の中心となったからである。前者の要因は、主に地方の財政力が低下し、農協経営もかつての勢いを失ったことが原因であろうが、時代の流れが基礎研究に基づいて長期的に戦略を考えるという余裕を失わせたこともあろう。広域農協の出現が、町村を枠組みとして農協と自治体が一体となって地域振興を図るといふわれわれの研究手法に限界をもたらしたことも事実である。

幸いなことに、2002年からは北農5連による農協問題に関わる委託事業がスタートし、北海道という大きな枠組みの中で問題提起を行うチャンスが与えられた。各事業については、別個に整理が行われているので、大きな流れを振り返ってみよう。委託調査は、1期3年で今年が3期目で節目の時期に当たる。委託調査第1期(2002～04年度)は、北海道の農協組織・事業・経営の総合的把握を行うという大事業であり、大規模な組合員・農協アンケート調査と先進事例調査をもとに取りまとめが行われた。かつての太田時代の『農協白書』を作るには、連合会との共同研究体制が必要であったが、そこまでの力量はなかった。ただし、府県の経済事業改革が後ろ向きに徹したのに対し、北海道の農協の実力を確認したことは大きな成果である(『農協改革への提言—北海道の内なる改革をめざして—』2005年3月)。

第2期(2005～07年度)からは、個別課題を掘り下げることになり、『北海道における農業生産法人と農協—拠点型法人化の意義—』2007.3、『農協における地域農業支援体制の構築と実践』2007.3、『流通多チャンネル化に対応した産地・生産部会の動向』2008.3、『北海道における担い手育成の組織的対応』2008.3が取り組まれた。農協の農業生産法人への対応問題、広域農協における新たな営農指導體制の構築、流通多様化のなかでの直売的取引の内部化、新規参入支援のあり方など、まさに時代のトピックに取り組み、情報発信を行った意義は大きい。ただし、手法開発をねらいとする委託先の意図と理論的整理を意図

とする研究者側の意図とには大きな壁があり、研究所を困らせた点は率直にお詫びしなければならない。情報発信の点では、前期10年では精力的に行い、府県の研究者を仰天させた『地域農業研究叢書』の発行がほとんど行われなかった点は致命的である。しかし、それを補完するものとして、『ニューカントリー』とタイアップして進めた「連載」があり、好評であった。なかでも『地域農業の底力—農協の可能性を拓く支援システム』（北海道協同組合通信社、2009.8）として出版した連載は、第3期の基礎となった。

第3期(2008～10年度)は、基本課題を「北海道農業を切り拓くJAルネッサンスの道」とし、すでに『グリーン・ツーリズムの経済効果と類型把握』2009.3、『北海道における農協を主体とした地域農業支援システムの類型と課題』2010.3などの成果が出ており、2010年度は農村福祉問題に取り組みつつある。農協の取り組むべき新しいジャンルへの提言である。

以下では、これまでの研究課題の中からより深めるべきテーマを整理し、調査研究体制のありかたについて指摘したい。

2) 今後の農協研究の課題

(1) 農協による地域農業支援システム—個々の地域性を生かした体制づくり

水田、畑地、草地の上で展開される土地利用型を特徴とする北海道農業は、地域性をもって形づくられてきた。むろん稲作、畑作、酪農に園芸を加えた農業経営形態による区分が基本であるが、開発の歴史に規定された農家気質(かたぎ)や農協運営の仕方(たとえばトップダウン・ボトムアップ)は経営形態をこえて共通したものがある。農協設立から60年余り、地域農業支援システムも地域農業の特徴を踏まえつつ、独創的に形成されている。

『地域農業の底力—農協の可能性を拓く支援システム』で取り上げた事例は20に余りあり、その他の優良事例を加えると全道の3分の1の農協は、自治体などと連携してシステム化を図ってきたといえよう。これらは、経営形態の違いをこえて相互波及している。たとえば、十勝の施設利用型部会型の組織化が米地帯に、網走の作目別生産部会型の組織化が野菜地帯へとといった動向である。担い手育成を拠点型法人化を通じて行う動きも水田地帯、畑作から酪農への移行地帯、中山間地帯で生まれており、北海道型の集落営農のあり方として注目される。個々の地域性を生かした支援体制づくりを全道くまなく進展させることが「生産農協」をベースとした北海道の農協の基本である。

(2) 食の安全・安心基盤の強化—経営主体・消費者・加工メーカー

食料基地としての北海道農業をどうアピールするか、これは農業の質の問題に他ならない。大学側も3大学(酪農学園大学・北海道大学・帯広畜産大学)による食の安全・安心基盤にかかわる連携センターを発足させている。20世紀型の「胃袋を満たす」生産力主義の農学から「地球と人間」にやさしい21世紀型の農学へのシフトがそれである。これを農業生産現場で推進し、なおかつそれが経済的にペイするための「解」を求めなければならない。

北海道の農業は、冷涼な気候や豊富な水の存在を前提に、しかも一定の耕地基盤を持つことで内地と比較してより安全な農畜産物生産を実現してきた。しかし、家族経営の枠組みでの作業効率の追求は、商品リスク・冷害リスク回避として進められた複合経営を排除

し、基本的には専作化の方向に舵を切らざるを得なかった。経営主体をどうするのが、第1の問題である。協業化の議論は避けて通れない。

安全・安心は最終消費者の食卓とつながる部分から始まった。生鮮食料品である。野菜を中心とする「こだわり物」の生産はひろがりを見せ、これを基点に農家経済の多角化(地場の農畜産加工、グリーン・ツーリズム)と食育運動へと向かいつつある。ただし、ネットワーク化すべき「有機」の営農類型は確立していない。農協も事業として、これらの動きを包摂する術を持っていない。トレサビリティ確立後、農協が行うべき第2の問題である。

加工農畜産物の安全・安心への対応は、さらに難しい。日本の有機農産物流通シェア0.1%という数字は動かせないものではない。ヨーロッパの「有機」は、穀物と畜産である。北海道の農協は、加工メーカーに対し、自らもメーカーになることでコストを割り出し、価格交渉力を強めるという戦略をとり、見事に実現した。「加工のホクレン」といわれる所以である。しかし、それが北海道レベルでの新たな「農商工連携」推進の足かせになっているのではないか。第3の問題である。

(3) 生活の場としての農村の位置づけ—社会的企業としての農協

北海道の農協の弱点は「生活」にある。複数組合員化も進んでおらず、女性理事も誠に少ない。保守的な大学でも女性教員を20%、さらには30%とするプロジェクトが着手されている。

開拓地北海道は、内地同様、ある意味ではそれ以上に男社会であった。内地では混住化が進み、農業の担い手が女性にシフトし、地域協同組合化路線により、農村協同組合になった。北海道では、規模拡大が進み、酪農を始めとして女性なしでは経営が成り立たない事態にはなっているものの、農協は農業協同組合であり、生活活動は生活事業であった。

単位農業所得の減少により、単位面積当たりの人口扶養力が減少し、規模は拡大したが農家人口も農業に依存する農村人口も激減した。高齢化も進展をみせている。こうした中で、地域の協同活動の強化が求められている。なにも、ヨーロッパだけがモデルではないが、そこでは農業政策も農村開発政策にシフトし、住民自治、住民の政策能力が事業採択の基礎となっている。また、格差社会のもとでのセーフティネットを「お上」だけに頼るのではなく、住民自らが事業を興し、NPOとともに問題解決を図ろうとする動きがある。社会的企業といわれる存在である。経済ベースの事業は事業として、住民や自治体とも連携して農協が社会的企業としての顔を持つことが、北海道の農協のひとつの基本的価値となる。

3) 政策提言の場としての地域農業研究所

この10年、2000年代に入り、ある意味では農業・農村のあるべき方向性は鮮明になったといえるかも知れない。むろん、課題は山積みであるが、市場原理主義にもとづく強者の論理では農村の行く末は先細りである。グローバリズムへの戦いは、協同によるネットワークづくりをおいてないのである。

政権交代はしたものの、地域分権主義は農業政策の中に位置づけられてはならず、従来型の陳情型の政策要求方式が否定されたなかで、いかに食料基地北海道として政策論的に

問題提起を行うかが焦眉の課題である。このためには、北海道としての農業に関する中長期ビジョンを早急に策定し、そのなかに個々の政策課題を位置づけ、徐々に追い風のもとにある北海道農業の存在意義をアピールする体制づくりを進めることである。研究所は、その要のポジションを獲得すべき時期にあるとあってよい。北海道農業界のシンクタンクとして名実ともに位置づけることが課題なのである。

研究所設立のビジョンのなかに、定点観測的調査研究体制の構築があり、実際にその働きかけを行ったが実現には至らなかった。2008年に3大学によって設置された連携センターは、この構想を引き継ぎ、全道8ヶ所に農村サテライトを設置して地域農業振興のための具体的な手法開発に取り組んでいる。この10年の農協調査研究、特に近年のそれは大きな成果をあげたと自負しているが、実践的な手法開発の側面では及ばない点があったことは率直に反省しなければならない。遊撃戦的調査の限界である。これからは、陣地戦的調査研究が求められており、理論と共に問題解決型のアプローチが必要となっている。政策要求も、地域・北海道という枠組みでの自己責任と支援要請という説明責任をもった政策提案のもとで実現可能となるであろう。大学と研究所、農業界の一体となった調査研究体制の充実、これがこの先10年の大きな課題なのである。

(北海道地域農業研究所 20周年記念誌『北海道農業の軌跡とともに』2010.05)

6. あらためて農村サテライトのレーゾンデートルを考える

2000年10月から始まった北の三大学連携事業(食の安全・安心の基盤としての地域拠点型教育研究システムのネットワーク形成)も三年目を終えようとしています。文科省の支援継続も「仕分け」によって夢と消え、いよいよ自立の時代の幕開けです。私たちの「キャンパスから地域へ」という取り組みは、全道八ヶ所に設置された農村サテライトを拠点としていますが、みなさまのご支援のおかげでやっと形がみえるようになってきました。新年度からの新たな出発を前に、改めてサテライトの意義を考えてみます。

1) 全国に広がる大学のサテライト

昨年末、和歌山大学に全国9つの大学が集まり、地域型大学サテライト拠点の情報交換会が開かれました。私も知らなかったのですが、マンモス大学の「駅前サテライト」に対抗して、地域を拠点とする大学サテライトの設置の動きが密かに進んでいたのです。名前を挙げますと、呼びかけ校である和歌山大、愛媛大、広島大、神戸大、金沢大、松本大、岐阜県立大、岩手県立大、そしてわれわれ「北の三大学連携」です。

文化は西から、といいますが、大学密度が高く競争の激しい西日本の地方大学の危機感に裏打ちされた側面もあり、和歌山大学の学長自らが大学の取り組みを報告されたことは驚きでした。「地域型大学サテライト拠点」という言葉はいかにも堅く、もっと良いアイデアがありそうですが、サテライトが地域とともに発展するためには、どのような役割・機能・体制が必要かということで、代表事例の紹介と各大学の活動内容、悩みなどを交流できたことは大きな成果です。内容はさまざまで、住民への高等教育提供、学生・院生教育・フィールド拠点、産学連携、自治体連携、地域課題解決、公開講座、さらには広報業務まで広く行われていることがわかりました。

われわれが専売特許だと考えていたサテライトの動きが、こんなに浸透しているとは一面ショックでした。が、逆に言うと、われわれの活動も全国の大学の潮流のひとつに他ならないと言うことは確信にも繋がります。横の交流のなかでそれぞれのメリットを取り組みながらユニークさに磨きをかけるという姿勢は大学が本来持っているべき姿勢です。以下では、この議論も踏まえ、サテライトの役割を再考してみます。

2) その1 学生・院生の教育の場として

農村サテライトの役割ですが、その第一はいうまでもなく、学生・院生の教育の場としてのサテライトです。いわば、大学が地域にひさしを借りるということです。農家研修や研究のフィールドとして大学と地域が交流することで、信頼の基礎ができます。サテライトをお願いした市町は、大学とそれなりの交流史をもっており、浜中、鹿追、栗山、道央公社では長期にわたり、農家研修をお願いしています。

連携授業の必修科目である「食の安全・安心基盤学Ⅱ」の講義の一環として、大学院生の春・夏・秋の3回、農家研修を富良野サテライトで実施しましたが、こうした輪はさらに広げたいものです。卒業論文や修士論文、さらには博士論文のフィールドとしてサテライトを活用する学生も増えてきましたが、サテライトでの論文発表などその還元のを

増やしたいものです。

3) その2 社会人教育の場として

昨年度は、富良野サテライトにおいて、社会人を対象に食の安全安心マイスターの試行講義が行われ、受講生は一年をかけて食の安全・安心をテーマとしたフィールドワークを実践中です。これは、大学ではゼミに相当するもので、この終了時の「ゼミ論文」と受講証明をあわせて第一号のマイスターがまもなく誕生予定です。今年度は、2月から6サテライトを会場に集中講義が開始されています。マイスター取得者には、サテライトの応援団として活躍いただきますが、金沢大学の能登里山マイスターの実践例を参考に、ポストマイスタープログラムについても考えてみたいと思います。

文科省への「仕分け」では、この事業で導入された双方向のテレビ会議システムが使われていないとの指摘を受けたようですが、何のその大活躍であり、大学などでの講演会などの生中継などの企画も行っており、社会人教育の武器になっています。浜中サテライトでは、放牧講座を月一回のペースで開講しており、こうした取り組みも充実させたいと思います。

4) その3 地域農業振興への取り組み

2つの教育機能のほかにサテライトには、社会貢献を行うという目標があります。この主役は駐在研究員です。予算などの関係で博士研究員が駐在しているのは、4月号に登場した訓子府の高梨子さん(女性)と10月号に登場した富良野の糸山さん(男性)の二人ですが、栗山には博士課程院生の棚橋君(1月号)も見習いをやっています。私が助手の頃、大学院生と一緒に農家に調査にいったところ、農家のおじさんは院生ばかりみて話をしている何か変だなと思いました。名刺をみて助手より院生が上だと思ったとか。博士研究員(俗にポスドクといいます)などというものが一般化したのは大学でもつい最近のことです。お前は何者だと怪訝な目でみられると、彼(女)等はしきりに嘆いています。先生の卵とはいっても、先生は先生です。十分、教員に近い実力がありますので、訓子府や富良野のみなさん、よろしくをお願いします。

彼(女)らの活躍ぶりは先の号で紹介されているので省略しますが、自分はいったい何者なんだと悩んでいるようです。私の理解では、コーディネーターです。糸山さんは富良野の東山地区で地域おこしに取り組んでいますが、彼はあくまで脇役であり、実力を生かして地域の問題の整理を行います。実践するのは地域住民の皆さんであることはいまでもありません。地域の接着剤なのです。大学のバックアップが弱く、いつも怒られ反省の毎日ですが、男(女)ならやってみろというのが私のスタンスです。日々の実践から新しい視点での研究面の飛躍を願っています。

5) その4 サテライトの横の連携

栗山サテライトの開設にあわせ、初めてのサテライト間交流シンポが行われ、横の連携のきっかけとなりました(8月号)。大学側はおおざっぱなことばかり言って一体何をやるんだと怒られますが、やってみなけりゃわからないというのが当初の実態でした。金太郎飴では地域貢献にはならないという考えで出発しましたから、当然です。それでも組織とい

うのは、やる中身は違っても、やり方には共通するものがあります。当惑していた自治体や農協の受入担当者の方も、ああそうかという面が出てきたのではないのでしょうか。これから、マイスターが続々生まれ、サテライトを乗っ取るほどの勢いを示していただきたいのですが、当面は担当者の方々にお世話になります。サテライト研究員をお願いしている皆様、よろしくお祈りします。

3 大学連携では、試験研究機関との連携を重視しています。北海道地域農業研究所の調査研究の対象地をサテライトに設定していただき、昨年度からテーマ別にサテライト横断調査を実施しています。2009年度は、タマネギの非慣行栽培をテーマに、訓子府、富良野、栗山を結ぶ調査を実施しました。今年度は、農村福祉問題をテーマに、栗山、訓子府、浜中において家族構造の比較を行いながら、高齢者福祉問題に取り組んでいます。総合調査はこれからですが、サテライトを定点観測地とする体制を整え、地域問題を北海道全体の問題として捉える視点を導入したいと考えています。

新年度もどうかご支援をお願いいたします。

(『ニューカントリー』2011年3月号)

7. グリーンツーリズムと距離－北海道の特殊性－

これまで 11 回にわたり、北海道のグリーンツーリズム先進地のケーススタディを行うことで、その特徴と展望を掘り下げてきた。今回は、北海道のグリーンツーリズムの特殊性と関連して、グリーンツーリズムの展開類型の意味するもの、グリーンツーリズムの内発的発展としての農工商連携のあり方について考えてみたい。

1) グリーンツーリズムの概念と北海道の特徴

農水省の示すグリーンツーリズムの概念においては、「時間軸」が重要な要素となっている。その中心は「一時滞在」となっており、ウイークエンドの旅行形態が大きな意味を持っている。

しかし、北海道において想定される客層は、札幌近郊を除けば、その主体は道外旅行者であり、場合によっては海外旅行者でもある。つまり、客層は航空機を主として利用

する遠距離客である点が北海道のグリーンツーリズムを大きく規定しているのである。長期的にみれば、「二地域居住」を想定することが可能であり、そこでは内地に対するハンディキャップはかなり薄れることになる。

こうした距離の存在が、近距離客を対象とした農産物直売所や観光農園の展開を限定的なものにしている。それらは「観光コース」の通過点として位置づけられ、グリーンツーリズムの枠組みを狭める要因となっている。このことが、北海道のグリーンツーリズムの展開を規定してきた。グリーンツーリズムの類型は次の三つに区分されるが、この類型はグリーンツーリズム展開の歴史と時代背景に対応している。これを地図上におとしたものが、図 1 である。

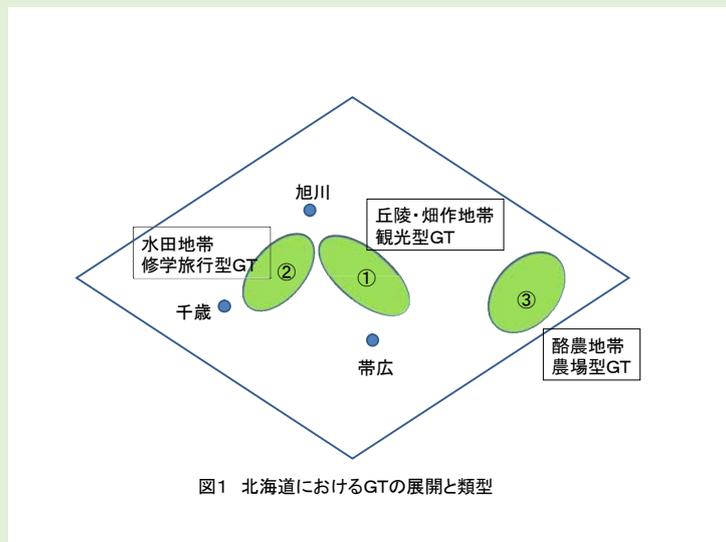


図1 北海道におけるGTの展開と類型

2) 観光型 丘陵・畑地帯の GT

第一の丘陵・畑地帯の観光型グリーンツーリズムは、1980 年代後半から全国的にみても早期に展開したものである。経路的には千歳空港から帯広空港にぬける観光ルートに位置しており、リゾートブームと期を一にした展開であった。「丘の景観」を売り物にペンション型宿泊と農業・農村を結びつけた点にその特徴がある。美瑛町を含む富良野盆地(掲載は 8 月・9 月号)から十勝北部の新得・鹿追町(同、6 月・7 月号)に至る地域がそのエリアに当たる。鹿追町において、全国に先駆けた北海道ツーリズム協会が設立されたことがひとつの象徴である。農外参入型のペンション経営が多いのが特徴で、農業体験には農家との連

携が必要である。近年では、つぎの水田地帯の動向にも対応して、修学旅行の組織的受け入れを行い、顧客確保の大きな手段となっている。

3) 修学旅行型 水田地帯の GT

第二は、2000年代に入って北空知の水田地帯を起点として展開するようになったものであり、行政とタイアップして修学旅行生を受け入れるタイプである。丘陵・畑地帯からは10年程度遅れた動きである。各町村の有志グループを基礎に広域連合を形成する「そらちDE いーね」(同、10月号)と一町村で行政・農協を巻き込んで組織的に展開をみせる長沼町の事例(同11月号)が代表であり、このタイプはエリアを拡大している(栗山町、同一二月号)。大量の修学旅行生を受け入れる基盤を持ち、急速な伸びを見せる点で、この類型も北海道的である。受入を契機に、父母や学校との交流を通じて、農産物販売のチャネル化を行うという戦略が練られている。

4) 農場型 酪農地帯の GT

第三は、道東の酪農地帯で近年展開をみせているタイプであり、農場(牧場)の生産と生活の場を基礎としてグリーンツーリズムに取り組んでいる。酪農地帯でのネットワークの広がりは一時的であるが、酪農教育ファームの指定牧場は分散的ながら各地に広がっている(3月号)。根室のAB-MOBIT(同1月号)と別海のGTネットワーク(同2月号)を取り上げたが、その運営形態や事業内容は異なっている。ただし、乳製品加工や牧场景観などを含む農場そのものを素材とした都市との交流を目指す点でヨーロッパ的な流れに最も接近した存在であるといえる。これもまた、北海道的存在といえる。ここでも、修学旅行生の受け入れが企図されているが、搾乳労働など農家の労働加重との競合問題が存在している。

5) グリーンツーリズムの方向

このように、北海道のグリーンツーリズムは、地域特性を濃厚に有しながらも、修学旅行生受け入れの方向でエリアと参加農家を拡大しつつあるといえる。文科省は、2008年度から五ヶ年計画で「子供農山漁村交流プロジェクト」を実施しており、120万人の小中学校生の受け入れ実現を目指している。その意味では追い風が吹いているわけであるが、問題は受け入れ組織の整備とグリーンツーリズムの収益性にあると考えられる。以下では北海道のグリーンツーリズムの枠組みとの関連で収益確保の問題を考えてみよう。

6) 北海道における「地産地消」のかたち

一月号でみたように、長沼町での平均的な修学旅行生受入による所得は水稻一ヘクタールの所得と同等の水準でしかない。そもそも、修学旅行生の受入はボランティア的な側面があるが、長期的に考えるとコミュニティビジネスとしての所得確保が求められることはいうまでもない。食育直接支払いが考えられなくはないが、ここでは置くとしよう。

北海道の場合、グリーンツーリズムの枠組みが内地に比較して狭く、農産物直売所が都市と農村との交流において小さな比重しかないと述べてきた。したがって、都市との交流のなかで農産物販売を位置づけるためには、図2に示したような疑似「地産地消」の体制を構築する必要がある。第二の水田地帯のように農家民宿が主流である場合には、

8. 栗山農業の特徴と農業ルネッサンスの発展

栗山町の農業は、北海道のなかでもかなりユニークな存在である。それは、景観をみれば一目瞭然である。第一に、道路がくねくねしている。北海道の農業開発は、まず植民区画(300 間四方)が形成され、その後に土地の配分が行われ、整然とした農村づくりが行われた。しかし、栗山では北大農場、湯地農場、鳩山農場などの大農場群が大規模な土地払い下げを受けて、独自の開発を行った。この結果、統一的な農村開発が行われなかったのである。逆に言えば、地区毎の個性が強い農村、現代風に言えば分権的な農村がつけられたわけである。放っておけばバラバラ、まとまれば足腰の強い村となる。農業ルネッサンスの取り組みの中で振興公社を中心に力強い村づくりが展開中というのが私の観察の結果である。

第二は、夕張山系の河岸段丘の景観である。これは、土地利用にも反映されており、夕張川沿いの玉ねぎ転作田地帯、明治 35 年の角田土功組合による旧開水田地帯、戦後の大夕張ダムによる新開水田地帯、種子馬鈴薯基幹の田畑作地帯にくっきりと区分される。農業ルネッサンスの取り組みのなかで、「拡大と集約」が打ち出されたが、これは高台と下台の動きを巧みに表現したものであろう。前者は南空知型の大規模経営や農業生産法人の確立として成果を生んでいるし、後者はインショップ、直売場、グリーンツーリズムとして結実している。

ただし、北海道全体の傾向でもあるが、高齢化の波は栗山でも強く現れている。私たちが行った農業世帯の分析では、1 世代世帯が 32%、2 世代世帯が 29%、3・4 世代世帯が 39%となり、高齢世帯の増加が目につく。また、経営主 60 歳以上の世帯が 52%で、その後継者は無しか独身がほとんどである。家族経営は人口減少に弱い。だからこそ、協同と分業がキーワードとなる。思い切った農業内分業の展開と外部に開かれた農業(新規参入)づくりが必須となる。

第三に、景観には現れない町づくりもある。新農村建設事業、農業構造改善事業など道内最初の事業導入は後を絶たない。思いつくだけでも、農業情報システム(KISS)、トレサビシステム、インショップなど新しいアイデアを実現した能力は高い。他方、町づくり全体で見ても、「くりやまプレス」や地域通貨くりんを生み出した福祉の取り組み、ごみの資源化やコンポスト工場などの環境対策、ハサンベツ・ファールルの森の環境教育、議会の基本条例など全国的に注目される事業・活動は際だっている。

ただし、これらは必ずしも統一的なものになっていないし、特に農村部ではそのすばらしさが認識されていないという現状がある。農家や法人が農村計画の主人公となり、「農村ルネッサンス」を目指すならば、この振興計画はさらに厚みを増すものとなる。

北大栗山サテライトの活動も 3 年目を迎える。学生・院生の教育の場として農家・法人のみなさん、栗山町、空知みなみ農協などの機関・団体にお世話になりながら、幾ばくかの農業振興へのお手伝いを続けたいと願っている。改めて、ご協力をお願いする次第である。

(『第 3 期 栗山農業ルネッサンス』2012 年)

9. 安心の「創生」にむけて

世界一安全な国と目されていたこの日本では、次々と安全神話の化けの皮が剥がされ、ひとびとは「ばらけ」てしまい(田代洋一)、鎧をまとった生活を強いられている。直接対話の代替としてのインターネットも、ネットワーク形成の一助となっはいるが、使い方を間違えると飛んでもない罠にはまりかねない。第1回の冒頭、小林国之は「安心は再生されない」と宣言してしまった。しかり、再生ではなく新たな創生なのである。ここでは、主に小林国之の4回の論考をもとに、「食」の消費者にフォーカスを当てて、「安心の創生」のまとめにかえたい。

1) 安心の「制度」：消費者の権利

第1回で小林国之は、社会心理学者の山岸を援用して、安心の枠組みを身内の関係として描いている。身内とはリスクを取らない関係である。戦後の混乱から高度経済成長の走りの時期は、現在の中国をみるごとく粗製濫造の時代であり、本来信用関係を前提とした商品生産は様々な「公害」をもたらし、胃袋は膨らんだものの、安心が崩される。そこで消費者は生産者との身内関係を求め、産直運動に走る。この身内化が「社会的欲望」の基準を形成したとき、食品安全行政が始動し、製造・流通・小売企業は商品販売の一環として安全基準の遵守に努める。この結果、制度としての安心がもたらされる。身内としての直接的な関係が、福祉国家的な制度に代替されたのである。しかし、ひとたび制度的な枠組みが事件・事故により壊れると、国や会社は身内から追放され、他人の関係になる(第12回：前田)。信用の失墜が安心の喪失となるのである。これが現段階の姿であろうか。

問題は、さらに深刻である。グローバリゼーションの進展である。「グローバル化は、姿の見えない誰かが自分たちの暮らしの枠組みを決め、その枠組みの中で生きることを強いる」。究極の枠組みはTPPであり、関税自主権の放棄にとどまらず、生活の自主権を多国籍企業にゆだねることになる。食品の安全基準さえもが交易の関税外障壁として撤廃を強えられる。ならば、めざすべきはローカリゼーションであり、それは偏狭な地域主義ではなく、地域に根ざした消費者主権のネットワーク化なのである。言い換えれば、地方自治に対応した新たな制度創出であり、消費者の選択の自由そのものである。

2) いちば=品定め眼：消費者の教育

第9回では、北大マルシェの取り組みから市場(いちば)の消費者教育の機能が述べられている。フランスは、多国籍小売業のカルフルが中国市場など新興国を席卷する一方で、伝統的なマルシェ(いちば)が消費者の生活に根付いている。フランス好きの小林国之は北大にこれを持ち込んだ。マルシェでは安ければいいという商売はなされていない。そこで「値段のないマルシェ」が企画された。内容は当該号に譲るが、商品の質を学びながら消費者が価格設定を行うという試みである。いちばの対面販売は、売り手が生産者に成り代わり、商品の「由来」、生産の質を説明しながら商売を行う場であり、まさに消費者教育の場でもある。ハムの添加物問題も肉屋の解説が勝る(第6回：西邑)。価格交渉あるいは設定された価格での購入の可否は、消費者の品定めが前提である。かつての産直ばかりが「身

内化」の形態ではなく、小売り業、市場もまたその代替機能を有していたのである。言葉が通じない外国人にはスーパーはとりあえず便利な代物であるが、会話のないこのマニュアル化された業態は消費者教育機能を全く失っている。第3回で触れられた直売所の隆盛もまた同じ文脈で位置づけることができる。

3) 監視から認証へ：消費者の選択

第10回では、リスク管理について述べられている。ここでは、三上を援用して3つのリスクが述べられ、現代の新しいリスクは、20世紀の科学万能主義からはみ出したリスクとされ、統計的な確率論では把握することが困難なリスクである。特定の生き方をしている人間ではなく、誰もが被害者になり得るようなリスク。その対応として、国家が個人を直接に把握・監視する必要が生じる。それが監視社会である。この概念はかなり広いもので、「食」に当てはめるには媒介が必要と思われるが、リスクが生じるその要因、背景を突き止めることなく、結果のみをモニタリングすることでリスク管理を行う手法である。ただし、リスク分析(第2回：前田、第5回：松井、第11回：仁木、第13回：吉田)に関する手法の普及についても踏まえておく必要がある。

ここで問題視されているのは、内面を回避した統治の側面であり、個人の内面的要素、道徳、企業倫理などを社会システムに組み込むことが課題とされる。そこで、注目しているのが、導入が検討されている「地理的表示制度」である。これはEUの保護原産地呼称制度(PDO)の日本版である。ブランド化に重点がおかれているが、むしろ原料調達や製造方法が歴史によって保証されている点に注目している。「土地に刻まれた」文化、動かないものという一種の保守性が安心の担保と見なされているのである。

4) 農業政策から農村政策へ：選択の基盤

第2回では、安心の前提である安定的な食料生産体制、その生産主体について述べられている。これは第2回(前田)、第11回(仁木)でも強調されている点である。シュマツハーの「スモール・イズ・ビューティフル」の哲学が回顧され、家族経営論が展開されている。「安心の再生は、食料の量的生産のみではなく、農業の持つ広い役割をも再生する作業が伴って初めて実現されるのではないか」というのが結論である。ここでも、フランスの農業構造政策からの転換としての農村振興のあり方が紹介され、それは国土整備政策と産業政策が融合した形態であると述べられている。

これは、フランス発EUのPDOと連結しており、地方主権にもとづいた農村開発政策に他ならない。日本の農政は、食料・農業・農村政策を寄せ木細工のごとく推進し、総合的視点を持たない欠陥を有している。中央集権的産物であり、地方自治の視点を欠くものである。これに対し、小林国之らが模索しているフランスの地方自然公園制度の北海道への導入(オホーツク圏)はひとつの足がかりを提供している。それは売らんがためのブランド化ではなく、豊かな農村を築き上げることで、消費者に安全を担保しようという試みである。第7回に登場した吉野宮子のような社会活動の蓄積がそれを支えるであろう。大学もこうした取り組みへの認証機関として公益的な機能を果たすとともに、ローカリズムを支えるコーディネーター育成を強化しなければならない。

(『ニューカントリー』2013年3月号(連載「安心の再生」最終回))

C 農協の理論と実態

1. アジアのなかの日本の農協—事業における総合性と専門性

1) 東アジアの農協の特徴

農業協同組合(以下、農協と省略する)の発祥の地は西ヨーロッパであり、特にドイツの小農地帯を中心に発達し、さらには北アメリカに普及していった。19世紀半ばまでのドイツの農協は、集落を基盤として農家相互の金融を行い、あわせて資材の購入や農産物の販売をも行う総合事業の形を採った。しかし、農協の規模が拡大するとともに、金融事業と経済事業(資材の共同購入や農畜産物の販売を行う事業)が分離するようになり、金融組合と各種の品目別の組合が形成され、農家は幾つかの農協に加入するようになった。農家の自立性が強く、必要に応じて農協を利用したからである。この形を専門農協という。これが世界の農協のひとつのタイプをなしている。

これに対し、日本を代表とする総合農協のタイプが存在する。東アジアの農協に多くみられるのがこのタイプである。日本は20世紀始めにドイツの初期の総合型の農協モデルを導入し、それを日本の現実にあわせて改良し、政府による保護のもとで発達をみせる。日本の植民地であった韓国、台湾もまた、植民地時代の導入を契機として、独立後に独自の農協を作り出してきた。この3つが総合農協の発達した典型的な国である。その後、東南アジアでもヨーロッパを中心とする開発援助のもとで農協がつくられるが、そこで導入されたヨーロッパの専門農協モデルは、貧困や高利貸しの存在などにより十分経済的機能を果たすことができず、東アジアの総合農協タイプへ転換した国も多い(例えばタイ国)。これは、農家の自立性が乏しく、ヨーロッパのように農協を選択する余地に乏しかったからである。この過程で、東アジアの総合農協モデルも評価されるようになってきた。

ただし、日本、韓国、台湾の総合農協を比較してみると、その事業のあり方は異なっており、しかも高度経済成長のもとで農業部門が相対的な地位の後退をみせたため、金融部門に傾斜する傾向もある。

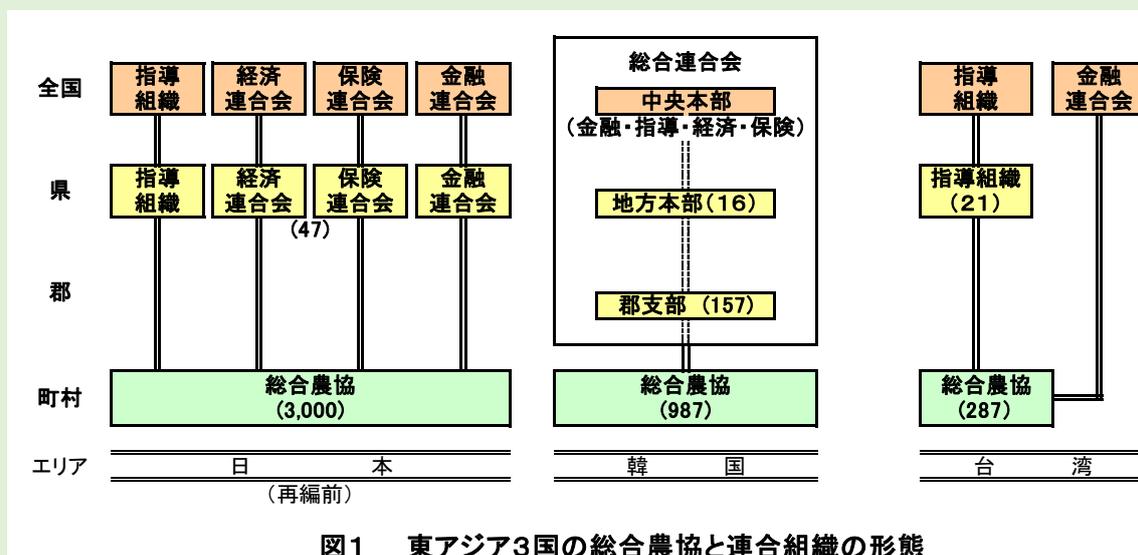


図1 東アジア3国の総合農協と連合組織の形態

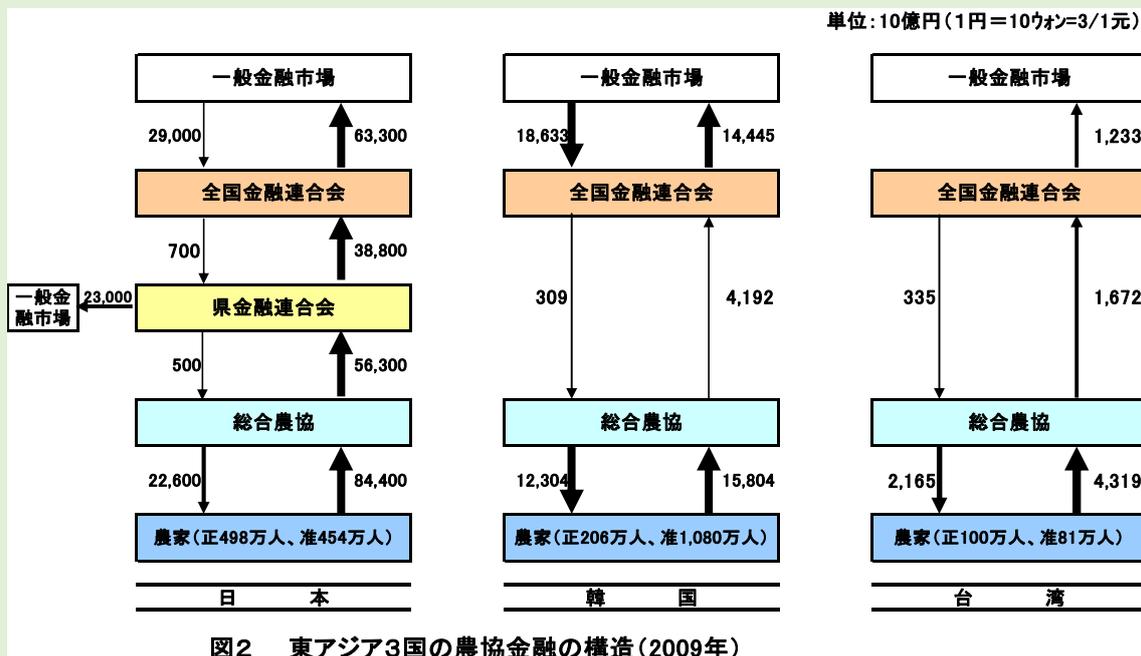


図1に示したように、3カ国はともに単位農協は総合農協であるが、日本の農協は事業部門別にエリアに対応した2段階の連合会を持つのに対し、韓国では巨大な総合連合会(内部は3段階)が強い力を持ち、台湾の連合会は指導機関に過ぎず単位農協の自立性が強いという大きな違いがある。

さらに、事業の中心である金融事業をみると、資金の調達・運用が大きく異なっている(図2)。日本では単位農協の貸付金が減少して、連合会の各段階において一般金融市場での資金運用が行われているが、韓国では単位農協での相互金融と全国連合会の外部金融が分離されており、台湾では単位農協の相互金融の補完組織として連合会が存在している。

このように、同じ総合農協であっても、政府の支援のあり方や金融環境など、農協の発達の歴史過程の違いにより、国によってその形は大きく異なるのである。つまり、自国の経済、金融の状況によって、農協の形を考える必要があるといえる。

2) 農協の組織の特徴—集落を基盤とする多段階組織と行政対応

日本の農協組織の特徴は、集落を最も小さな単位として形成されている点にある。これは、現在においても農地の移動や機械作業、さらには多人数による農業生産法人(集落営農)の単位となっている。この歴史は古く17世紀に形成されたものである。ただし、日本の最北部にあり、20世紀に農業開発が行われた北海道(耕地面積は120万ha)のような新開地においても集落を単位とした農協運営が行われており、集落内での相互責任体制を作り上げることができるかどうかは特に総合農協にとって重要である。現在は、情報手段の発達によってその機能は低下しているが、生産資材の取りまとめ、農作物の作付け状況の把握、農家への資金供給に際しての連帯責任など、集落は農協の業務を肩代わりし、業務のリスクを最低におさえるために大きな役割を果たしてきた。現在でも、農協の総会の前に事業、決算報告が集落懇談会として行われ、中間報告、決算とあわせ年2回開催され、実

表1 日本の系統農協組織の変遷

行政区域	総合農協					専門農協		
	～1920's	1930's～	1954～	1970's～	1990's～	1920's～	1947～	1990's～
全国		全国連	全国連	全国連	統合連合会			
県		県連合会	県連合会	県連合会			専門連	県連合会との統合
郡(市)	郡連合会			広域農協	広域農協	郡農会	専門農協	広域農協との合併
新町村			町村農協	(基幹支所)	(基幹支所)			
旧町村		町村農協	(支所)	(支所)	(支所)			(広域集荷施設) (広域集荷施設)
集落	集落農協		(出張所)	(出張所)	(出張所)	出荷組合	出荷組合	

質的な合意形成の場となっている。

集落の規模は小さいものでは20戸から100戸、数100戸まで差はあるが、最初の農協は比較的大きな集落の範囲で成立した。しかし、農協が一般化するのには集落が10数個集まって形成されている町村の範囲である。町村は行政(自治体)の最小単位であり、農業政策の受け皿として機能しており、農協はこの町村と一体となって新しい農業技術や作目の導入、農業機械の導入などを行ってきた。県営の農業改良普及所も設置されている。町村は独自の財源に基づき農業振興予算も持っており、農協が立てる農業振興計画との整合性をもって運用されている。第二次大戦後に町村合併が行われたが、同時に農協合併も実施されていることから行政との一体性の強さがわかる。

農協の連合会組織の形成は、金融部門が最も早い。全国金融事業連合会(これは政府出資があり金庫とされた)→県金融事業連合会→総合農協の3段階が採られた。これは、当初政策資金を流すパイプとして位置づけられたが、徐々に農協貯金の増加による自賄い化が進められた。これにかなり遅れて、物資供給事業部門(生産資材と生活物資)、農畜産物の販売事業部門でも、全国と県段階に連合会が形成され、それは後に統合され経済事業連合会となる。上部組織ほど政策の影響を受けたが、現在では自立的な経済事業団体となっている。保険事業は最も遅く開始されたが、事業の性格から連合会組織は事業開始の前提となった(病院経営も県連合会が主体となって行われるようになった)。農業政策との調整は、全国、県レベルにおかれた指導組織によって行われている。これだけは、連合会ではなく、農協法によって必ず設置しなければならないと規定されたものである。農政運動により農業政策との整合性を図り、また、単位農協の監査業務も行っている(この他に行政検査も実施されている)。

このように、日本の農協は、一方では集落という自治的な集団を基礎としながら、強力な農業政策による誘導によって発展してきたのであり、この点がヨーロッパの農協と決定的に異なる点である。ただし、それは強制ではなく利益誘導として行われた点は重要である。40年ほど前からの農協の合併と連合会組織の再編については複雑になるため説明は省略するが、それを整理したものが表1である。

3) 総合農協の事業方式—金融・経済事業の結合

日本における農業の基幹作物は稲作であり、米は日本人の主食である。この米は1942

年の法設立から 95 年のその廃止に至る 50 年以上にわたって食糧管理法によって国家管理されてきた。稲作を行う水田は農地の 50%におよび、農協はこのシステムに組み込まれて発展してきた。そのため、農協の事業

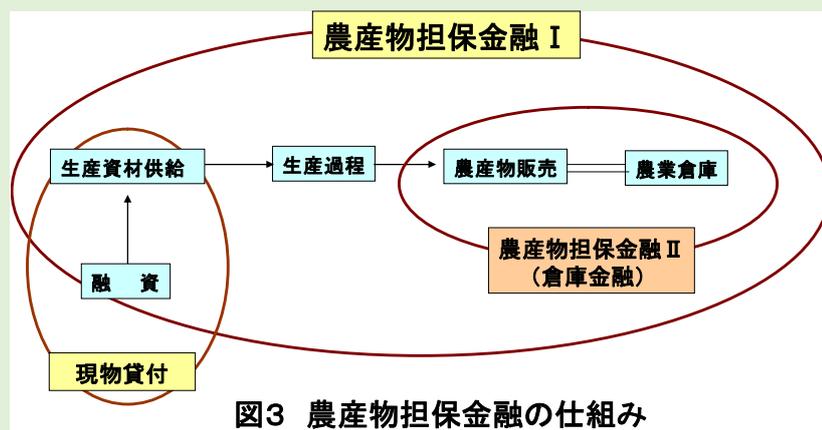


図3 農産物担保金融の仕組み

方式は、この制度に大きく依拠したものとなった。このシステムは幾度かの改訂が行われているが、その基本は以下の通りである。まず、年間の稲作の作付け計画が決定され、政府による買上額が生産前に確定される。農協にとって、これは確実な担保となるため、出荷量に応じて農家に対する貸付金の限度額を設定され、これにもとづいて生産資材(肥料)資金が貸し付けられ、資材供給が行われる。ただし、これは帳簿上のことであり、実際には資材が現物貸し付けされる。8 月には政府から仮渡し金が支払われ、秋の収穫後に米は国家買付の代理業務を行う農協に出荷され、政府への売り渡しにより農協への借入金の精算が行われる。ここでも出荷—精算—資金返済は帳簿上であり、米による現物精算が行われることになる。この間の生活物資についても、秋払いによって農協営の店舗から農家の購入が行われる。つまり、これは出来秋の農産物を担保とした農産物金融の完成形態である。なぜなら、リスクは国家保証によってヘッジされているからである。

それ以前には、地主制のもとで小作農家に対する金融は高利貸しによるものが多く、高利貸しは肥料商人や米問屋を兼ね、肥料を現物で貸付け、米で現物回収する「仕込み支配」が一般的であった。農協運動は、こうした貧困の悪循環の解消を目的としていたが、そのためには前期的資本と同様のシステムを作り出す必要があった。何故なら、小作農は不動産担保を持たず、相互金融は集落の上層農家に実質的に限られていたからである。

この方式は、以下の通りである。まず、農協は政府による低利融資により生産資材(肥料)を仕入れ、農家にそれを現物で貸し付ける。貸付金の返済は、農家が農協に米を委託販売することで販売代金から相殺される(農産物担保金融 I)。このように、このシステムは、担保力の無い小作農に対し現物貸付—現物回収を行うシステムであり、形態的には「仕込み支配」と同様である。しかし、農協利用により農家の利子負担は軽減し、同時に有利販売を行うことが可能となった。農協もまた、融資—資材供給—生産—農産物販売—資金回収という各事業の連鎖のなかで事業量を拡大し、流通面での価格交渉力を強化し、農家資金の歩留まり率の向上による運転資金の自賄い化を実現したのである。また、農業倉庫の入庫品担保金融も同時に行われるようになった。政府補助により農協が農業倉庫を設置し、入庫する米を担保に米価が上昇する年明けまでのつなぎ資金を融資し、有利販売を行う仕組みである(農産物担保金融 II)。

戦時から戦後の制度は、米の政府による全面管理という特異な制度であったが、その基本原理は農産物担保金融であることは間違いない。また、農協独自の営農資金の貸付制度が創出され、農産物食糧基地である北海道においては、「組合員勘定制度」という独自の営

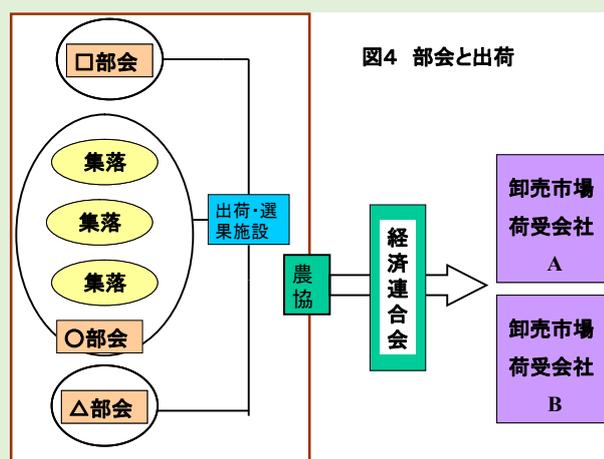
農・生活資金供給システムが確立している。これは、営農前に年間の収支計画である「営農計画書」を農家が作成し、その審査の上で年間の運転資金の上限額を決定し、その範囲内で営農・生活資金が総合口座から相殺されるシステムである。

以上のように、日本においては食糧管理制度という特殊な米の管理が行われていたが、その中でも農協による農産物担保金融は発展をみせており、総合農協としての強みを発揮しているといえる。

4) 専門農協の取り込み—作目別生産部会

穀物生産は、生産の回転が遅く、資材供給と穀物販売を媒介する営農資金供給の確立(農産物金融)が重要であった。これに対し、都市人口の拡大により需要が拡大する青果物や畜産物については、出荷品のレベルを引き上げ、マーケティングを向上させるという産地形成が大きな課題となる。

日本では、この担い手として専門農協が先行した。西日本を中心とした果樹・野菜などの青果物は、ここでも集



落単位に集荷・選別場が設置され、中央卸売市場向けの県外移出産地が形成された。米などと違い国家的な製品規格の整備がなされなかったため、県行政が地域産業振興の一環として青果物の規格制定や市場情報の提供を行うという動きを示した。その奨励のもとで、集落での出荷組合を統合する専門農協が郡単位に設立されるようになる。さらに、高度経済成長期には都市需要に対応した成長農産物(酪農・畜産、野菜・果樹)の生産拡大が奨励され、総合農協でもこれらに対する販売強化が行われていく。(前掲表 1)。

総合農協では、組織内部に作目別の専門生産部会を設けたが、これは専門農協の機能を取り入れるものであった。専門農協は専門的な技術員を配置し、産地の品質を向上させ、専門的な販売職員によってマーケティングを強化していた。先進的な総合農協では作物毎の技術指導体制を強化して、作目別生産部会に加入する農家の質を高めるとともに、県経済連と一体となったマーケティング機能の強化に乗り出した。

産地のブランド化の基礎は、品種統一、栽培技術の高位平準化、計画生産、定時定量出荷、出荷規格統一にある。こうした安定的な出荷元の確保は、瞬時に価格形成を行い、分荷機能をもつ卸売市場の荷受会社の利害と一致し、一種の特約関係を産地と市場に形成させ、ブランド化による安定・高値販売が可能となるのである。また、そこに介在する県経済連とのコンビネーションも不可欠であり、専門農協を中心とした旧産地と総合農協による新興産地が併存するかたちで、拡大する需要に対応した農協中心の出荷体制が形成されたのである。

5) 農協事業の要としての営農指導事業

総合農協は、各事業が相互連関的に事業を行い、総体として拡大再生産を図っていくと

ころに特徴がある。専門農協の場合には、部門が1つであるために規模の経済が働くが、総合農協の場合には部門毎に最適規模が異なるために大規模化によっては必ずしも規模の経済が働かない。また、本来、補完機能を果たすべき連合会組織が巨大化すると、事業間の縦割りが生じ、総合農協としての特性を失いかねない。

東アジアの農協が総合的な事業形態をとるのは、ヨーロッパの農協のように個々の農家が選択的に農協を利用する段階に至っておらず、個々の農家の営農全般に渡って支援を行う必要があるからである。その意味で、ヨーロッパと違って農協は個別の農家経済の補完機能を持つというよりは、農家と一体的な関係にあるといえる。

そのため、個々の農家、組合員の生産過程にあわせて農協の事業の組み立てを考える必要がある。融資－生産資材供給－(生産)－農畜産物販売－資金返済というサイクルである。それを担うのが、営農指導事業である。日本で各事業の頭に「指導」をつけて、指導金融、指導購買、指導販売と呼ぶのはこの一体性の現れである。穀物などの1年に1回転ないし2回転しかしない作目においては、農産物担保金融のための営農指導が必要であり、農協全利用の中で収穫を確実にし、資金返済が可能となるため営農計画の策定が重要な鍵となる。また、青果物などのマーケティングが重視される作目においては、出荷計画を目標とした播種期を初めとした生産計画が重視されるべきであり、しかもそれは出荷ロットに応じた集団的な定質性、すなわち技術標準化が求められることとなる。

営農指導事業自体は収益そのものを生まないため、日本においても農協経営が困難に直面すると縮小を余儀なくされた局面がある。しかし、営農指導そのものは営農技術員のみが担当するものではなく、すでに述べたように各事業部門の担当者が相互連携を図りながら達成すべき範疇にある。また、農協の事業遂行には集落が果たす役割が重要であり、共同での簿記記帳や技術の相互交換や指導などが重要な役割を果たし、農協業務の軽減にも寄与してきた。また、作目別部会の充実の中で技術員による個別指導から集団指導、さらには集団研修へと自立性を強めつつある。

このように、営農指導事業は農協事業の要であり、その重点化が事業の効率化と農家経済の向上へと結びつき、ひいては各事業の並進的な拡大再生産による農協経営の基盤強化をもたらすのである。

(JICA タジキスタン農協セミナー資料 2011年3月)

2. 東アジアにおける農村開発政策の展開と中国東北の課題

1) はじめに

WTO 体制への移行、グローバル化の進展により、先進国、途上国の国内農業政策はともに大きな転換を迫られている。EUにおいては、1970年代から進められてきた輸出補助金型の農業生産拡大路線が様々な矛盾に直面し、地域開発プログラムへの転換が図られている。これは単に WTO 体制への移行による市場アクセスのための域内農業保護からの政策転換という意味にとどまらず、地域個性重視、環境重視、農家の多就業化、そして住民参加型プログラムという「イデオロギー」の転換として現れている。つまり、新大陸型、20世紀型の「近代化農業」（機械化・化学化）からの脱却が志向されていると見てよい。

他方、途上国においても従来の援助型の農業近代化政策が限界をみせている。東南アジアを例にとると、「緑の革命」に典型的に見られる灌漑投資を前提とした化学化稲作は様々な問題を発生させ、協同組合育成に典型的にみられた組織化政策も十分な成果を得られるものではなかった。その中から、住民の参加を促すものとしての農村開発が国際援助機関のキーワードとなり、NPO などとも連携した集落レベルでの組織化が進められようとしている。ここでも、環境保全型の農法や農家の多就業化をねらいとするマイクロクレジット組織の形成が意図されている。

これに対し、東アジア(日本・韓国)の農村(開発)政策は、上の地域に対し、どのような政策展開上の特徴を持ち、現段階の農村社会へのインパクトは何か、その教訓を踏まえた中国東北における農村開発政策の課題は何かを明らかにすることが本報告のねらいである。

2) 日本における農村政策と農民政策

近代における日本の農業政策が個々の農業者(地主を含む)を対象とするものから農村・村落を対象とするものに初めて転換したのは日露戦後不況期(1895年)の地方改良運動においてである。農業者を全てカバーする農会を軸に郡・町村レベルでの農村振興計画を樹立するという手法が初めて採用された。農業不況の全般化が日本の村落の特徴である「自治村落」を動員する形態を生み出したのである。こうした政策手法が本格化するのは、第一次世界大戦の好況後、農業不況がかつてない深みをもって現れる世界恐慌期の1930年代である。1932年から開始された農山漁村経済更生運動がそれである。村落組織を基礎に農会と新たに強化された産業組合(農業協同組合)が一体となって町村の農業振興計画が樹立され、農家負債の解消と流通・金融部門での計画化が一定の進展をみせる。ただし、そのスローガンが「自力更生」であったことに示されるように、「自治村落」内での融和による農家負債のモラトリアムを行うことが財政逼迫期の農業政策のねらいでもあった。その後は戦時経済統制のもとで、これら農業団体の統制団体化が進み、補助金による誘導策が登場する。

敗戦後は農地改革が実施され、農村社会が自作農体制へと大きく変化するが、経済復興の中で都市と農村との格差が現れ始める。ここで、同様の政策手法として推進されたのが、1954年からの新農村建設運動である。これは一面では、村落組織による農業生産力向上運動であるとともに、農村電化に象徴される農業近代化政策への出発点でもあった。高度経

済成長期になると、日米同盟のもとで経済開放による農産物輸入自由化圧力が強まるが、1961年の農業基本法に基づく「農業構造政策」が推進され、農業政策は農家個々を対象とするものになる。しかし、1970年代に米の過剰化対策としての水田転作政策が実施されると、再び実施主体として村落が目されるにいたる（「地域農政」）。現段階においては、農家の高齢化による担い手の脆弱化に対し、構造政策として個別の農業生産法人を育成する方向と村落を基礎とする「集落営農」（地権者である高齢農家が集団で農地管理を行う）の方向がせめぎ合う状況に置かれている。また、農家の多様化も進展しており、農村資源をベースとした新しい多角化経営（グリーンツーリズム、農家直売、農産加工など）を志向する農家集団が村落を基礎として活発に活動する姿も現れてきている。

このように、日本の農業政策は、農業の好不況のサイクルに従って農民政策と農村政策を使い分けてきたということができ、農村政策はいわば農村危機時の手法であったと言える。しかし、食料自給率40%という状況の中で、しかもグローバリズムによる自由化の波が押し寄せる中で、地域対策としても農村の保全そのものが直接的課題となっており、農村政策はEU的な農村開発政策へと転換しつつあると言えよう。

3) 北海道における村落の特殊性と農協政策

以上のように、日本の農業政策は農業危機下において農村政策を重視してきたといえるが、それは日本的村落、「自治村落」を前提とする特殊な政策であるといえる。「自治村落」は近世封建制下の地代納入責任組織であり、家を細胞とし土地の領域をもつ村落共同体という東アジアでも特異な性格を持つものであった。

これに対し、北海道は20世紀以降本格的な農業開発が進んだ「内国殖民地」である。ここでも、農業政策は基本的に同一の枠組みによって展開されたが、農村政策は自ずと異なった論理のもとで受容されることになる。1930年代の農山漁村経済更生運動は同様の展開を見せるが、その細胞組織は「自治村落」が存在しないため、農事実行組合の設立という形で進展をみせた。農業技術指導（農会）の受け皿として農家20戸を単位に設置されたものであり、これが商業的農業に対応した産業組合（農業協同組合）育成政策の基礎組織ともなり、農業資材の受け取り、農産物販売の取りまとめ、そして何より共同責任による融資の受け皿となったのである。農家の流動性は極めて高いという「内国殖民地」の特性は、こうした農業協同組合の経済活動により緩和され、農家の組織化が農家の定住化を招来するという結果をもたらした。

第二次大戦後は、こうして形成された中農層による農業近代化（技術・機械・施設）の受容組織として農事実行組合（北海道的村落）が位置づけられ、戦後1960年代までは農業協同組合（以下、農協と略）の展開と相互不可分の関係をなすのである。北海道農業は、日本農業全体が稲作を基幹とするのに対し、稲作・畑作・酪農が同等の比重をなす経営形態のもとにあり、それぞれが日本農業の中でも経営規模の相対的大きさや専業農家の比率の高さで抜きん出ている。

1970年代以降は、農家の自立性が高まり、農業近代化に関わる補助金や融資による誘導が最も効果を現した地域であり、「構造政策の優等生」と言われる。農民政策が圧倒的に力を発揮したのである。しかし、同時に農協も集出荷・加工施設整備を行い、メーカーへの原料供給や本州などの中央卸売市場への農産物の遠隔地販売に力を発揮している。1 農協

の組合員である農家戸数は200戸程度と小さいこともあり、近年では農家と農協が一体化する地域農業支援システムが広範に形成され、農家は作目別の生産部会に組織化されている。農事実行組合から生産部会へと組織化の形態は変わりつつ、農協との強固な結合関係を維持しているのである。こうしたことから、北海道での農業政策の対象は農協であり、農民政策と農村政策が融合した農協政策であるといえる。とはいえ、北海道においても、自由市場化された米価格の下落の他に、畑作物・生乳などの政府価格支持水準の低下もみられ、野菜作の増加や新しい多角化経営も現れており、農村開発政策の強化が求められるようになっている。

4) 韓国における農村政策と農村開発政策

日帝時代からの解放後も、韓国の農業・農村の困難は継続した。農地改革は一定の成果を示したものの、朝鮮戦争の打撃と軍事独裁政権下の農業収奪型の経済政策は農村を困難に陥らせていた。開発独裁下において、農業に好転をもたらしたのは、1973年の政策転換からであり、農村組織も里洞(村落)レベルの配給・供出組織であった農業協同組合が、邑面(町村)レベルに統合され、貯金業務を開始するに至る。

この時期、1970年代に農村政策として打ち出されるのが「セマウル(新しい村落)運動」であり、住居改善や農村電化が村落レベルで取り組まれるとともに(一定の財政支援)、一方では米の増産運動が取り組まれる。後者は、当初導入された高単収低質米(統一米)を在来種(良質米)の単収増によって短期間に駆逐するという画期的な成果を生んでいる。「緑の革命」を超える成果が、村落ぐるみの農民動員をもたらすという目標管理型の政策であったと言える。日本との比較でいえば、政治的背景を除けば1954年からの新農村建設運動と類似した政策と言える。

しかし、韓国の高度経済成長は、日本のそれとは異なり農家の兼業化ではなく、北海道と類似した離農行動を誘発し(若年層の先行流出によるチェーンマイグレーション)、都市・農村間、非農業・農業間の格差を拡大させた。この間、都市部での農産物需要の拡大に対応した作物転換や畜産の拡大はみられたが、農業構造政策としてはみるべきものはなかった。大きな転換は、1990年代のガット・ウルグアイラウンド対策からであり、農地集積・機械化に関わる補助金や農産物流通施設に関する補助金・融資政策が展開され、初めて農民政策が本格化したといえる。ただし、その成果は芳しくなく、農家・農協負債に帰結した部分も多い。金融危機のもとでのIMFによる構造調整政策は辛辣を極めたが、この下でもWTO対策として新環境農業政策が打ち出され、日本以上に新しい多角化経営への動きが加速されたといえる。

韓国においては、1980年代末からの民主化により、道、郡レベルでの自治体の強化が進み、独自性のある地域農業政策が形成された点が重要である。ただし、邑面(町村)レベルには自治体が置かれなかったこともあり、それをエリアとする地域農協における経済事業は停滞的であり、金融に特化する傾向が顕著であった。こうした地域農政の独自展開の中に江原道における新農村建設事業があり、これをひとつのモデルとして2004年から農業・農村総合対策が実施されることになる。ここでは、従来の生産基盤への投融资重点主義から所得・福祉・地域開発政策への支援が打ち出されている。韓米FTAの影響など、韓国の農業環境は厳しいものがあるが、その中で政策も農村開発政策に大きく舵を切ったという

ことができる。

5) 中国東北における農村開発政策の課題

以上、日本－北海道－韓国について、農業政策の対象という視点から農村政策の展開の特徴をみてきた。そこでは、農村政策が先進国、途上国とは異なり、農業不況や危機に対応してひとつの手法として実行されてきたことが明らかとなった。ただし、日本においては、それが自治村落を媒介として推進しているという特殊性があり、一般化が難しいことが明らかとなった。これに対し、日本の「内国殖民地」である北海道や韓国では、村落の構造が異なっており、生産力主義的な目標管理という機能的な手法により村落や地域を動員することが可能であった。

さらに、貿易自由化という外的要因や農家の担い手不足という内的な要因を含みつつ、農村の保全という国土計画的意図を持ちながら、農村資源をベースとした新しい多角化経営の創出という農村開発政策が EU を意識しながら展開し始めていることも近年の特徴として指摘することができる。

中国においても、「社会主義新農村建設」事業が実施を見ており、これは一面ではすでにみたような農村政策の側面、中国的には「三農問題」への対応という側面を持っている。ただし、それは農業産業化経営の促進や農民專業合作社育成などと密接な関連を持っており、多様な農村組織化政策に包含されるものである。それは、韓国や北海道でみてきたように強力な政策支援を前提とするとともに、現代的課題である地域の自発性の発揮が必要なのである。費孝通が、郷鎮企業による農村工業化や小城镇建設で強調した「内発的発展」をいかにして実現するかが、大きな課題であると言えよう。

【参考文献】

- (1) 大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落－組織と機能－』清文堂、2009
- (2) 岩崎徹・牛山敬二『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会、2006
- (3) 坂下明彦編『地域農業の底力－農協の可能性を拓く支援システム』北海道協同組合通信社、2009
- (4) 原剛他編『グローバル化下の東アジアの農業と農村』藤原書店、2008
- (5) 宇野重昭・朱通華編『農村地域の近代化と内発的発展論』国際書院、1991
- (6) 費孝通『江村経済－中国農民的生活』江蘇人民出版社、1986
- (7) 費孝通『小城镇四記』新華出版社、1985

(「第5回東北アジア地域協力発展国際フォーラム」招待講演、中国ハルビン、2012.06)

3. 農協の事業・経営問題と営農指導事業

農協への組合員の再結集を図るためには、単なる結集運動ではない新たな農協業務体制の構築が必要であり、営農指導事業が核となることは論を俟たない。生産基盤の強化を基本に攻めの総合的事業体制を早期に充実する必要があるのである。

ここでは、農協の事業・経営問題とその解決のための方策としての営農指導事業の位置づけを明らかにしておこう。

1) 営農指導の充実かコスト削減かー農協経営問題

周知のように、農協経営は従来多くを依存してきた金融(信用・共済)事業収益の低下のもとで、経済事業の独立採算化が強く求められるようになり、これが「経済事業改革」推進の背景をなしている。

組合長アンケート(第二次)においても、部門別独立採算性の取り組みを検討が48%、一部実施が23%であり、組合員数の大きい農協、合併農協でその方向が強くなっている。取り組み内容は不採算部門の特定と分離、事業部門収支の明確化が中心である。前者は分社化の方向を示している。ただし、酪農地帯の農協においては、独算化は事業構造上不適切であるという意見が多く、総合的事業展開と短期的な収支バランスの調整をどう考えるかが論点となっている。

こうした中で、管理費とともに事業利益段階で各事業部門が分担してきた営農指導費に関しても、その負担が困難化し営農指導の空洞化が進行するケースが現れている。しかし、他方では、むしろ営農指導事業を充実することにより迂回的に農協経営基盤の強化を図る農協も存在する。まさに、縮小再生産と拡大再生産のせめぎ合いの季節を迎えているのである。それは農協の体力の問題であるとともに、姿勢の問題でもあるとも言える。営農指導の空洞化は農協のレーゾンデートルを否定するものとなり、組合員の農協からの離反は農協経営の悪化をもたらすのであり、その存立そのものが否定される事態を招きかねないのである。

営農指導費そのものの動向をみると、1990年代初頭には全道の営農指導費合計は80億円程度であり、ややマイナスを示していたが、90年代中期からは収支は均衡し、総額も100億円程度で推移している。賦課金に関しては、1990年には全道合計で28億円を示し、営農指導費収入の35%程度を示す。その後は2002年の36億円にまで増加をみせるが、営農指導費に占める割合は35%と大きな変化はない。しかしながら、これを支庁別にみるとかなり大きな差がみられる。すなわち、中小規模地帯や水田地帯においては賦課金の減少傾向がみられ、畑作地帯のついても賦課金総額は停滞傾向にある。これに対し、酪農地帯においては従来金額が低かったこともあるが、全体として増加傾向を示している。これは、各経営形態の組合員の経営形態を反映していると考えられるが、後に見る酪農地帯での地域営農支援システムの形成と連動した動きであると考えられる。

アンケート調査で、営農指導費の負担問題をみると、組合長アンケートでは、営農指導費の負担は現行方式とするという回答は64%であるが、見直しを表明している農協も37%存在している。ただし、組合員アンケートでは、賦課金を増やさずに営農指導を強化する

が52%、現状では賦課金を負担したくないが23%という結果となっており、農家の評価は依然としてきびしいものがある。

2) 直接所得補償方式への転換と販売取扱高減少が目前－販売事業

販売事業もまた大きな転換点にある。その第1は、原料農畜産物における価格支持政策が直接所得補償方式へと転換が予定され、総体としての保護水準の低下が必至である点、所得保障方式への転換により農協による販売取扱額が急速に減少する点にある。このことは、従来の無条件委託販売による「手数料商人」としての農協の存立の否定であるともいえる。農協の中には、「営農指導費は販売手数料から」という考え方が強かったが、保護政策が大きく転換しようとする中で、こうした考えを維持することは難しくなっている。むしろ、十勝の一部の農協にある「販売手数料を廃止して、付加金を徴収する」という考えが、現実味を増しているといえる。この考えは、営農指導費の対価として賦課金を徴収するという農家と真正面から向き合った真剣勝負の発想であり、注目に値する議論である。

第2には、市場取引の農畜産物にあっても川下の力が増し、卸売市場の機能が縮小して、契約取引的形態が増加をみせている点である。ここでは、より計画的で品質を保証しうる産地形成が求められているのである。原料農畜産物の収益悪化が避けられない以上、自由市場向け作目の拡大は必至であるが、厳しい競争下においては一層の産地形成努力が必要となっているのである。ここにおいて、営農指導事業の強化は必須であることは自明である。

つぎに、稲作をベースとする日本の農協は、食糧事業方式といわれる米の全量政府管理のもとでの金融・資材購買・「販売」が一体となった「総合的事業方式」をとってきた。畑作・酪農が大きなウェイトを占める北海道においても、販売事業の中心は原料農畜産物であり、価格支持政策の傘の中で農協販売事業が行われてきたことは事実である。とはいえ、加工・調製部門、輸送部門などでの農協の機能は大きなものがある。このため、農協は次第に諸施設に関わる固定資産を拡大してきた。その際、経済事業借入金を除けば、投資に対しては出資金の増高が、施設利用については利用料の徴収がルール化されてきた。これと同様に、営農指導に関しては、賦課金徴収をルール化する必要がある。

また、それが大規模施設を必要とするが故に、ホクレンや事業連合会など単位農協を補完する体制が徐々に形成されてきた。また、野菜・花卉が第4の作目として台頭し、マーケティングの必要性も増しており、ここでも国・メーカーへの売渡を基本としてきた販売事業の体制が大きく変化を見せている。農畜産物の供給先は内地が多くを占め、産地形成は「移出型産地」を主体としているため、ここでもホクレンの情報収集・販路開発機能は重要な役割を担っている。以上の北海道的特質からみると、営農指導においても、特にホクレンを中心とした連合会の支所機能が重要な役割を有していることがわかる。

3) 農地担保金融から対人信用へ－融資事業

北海道においては、1980年代の半ばから地価が下落を見せ始め、それと連動して農協が負債整理を開始したために、地価下落と農協貸付金の減少がパラレルに進行した。その後も地価下落は続くが、1990年代後半には農地保有合理化事業による大量の資金投入が行われた。ここでの離農はほとんどが負債圧によるものではなく、高齢化によるリタイアを要

因としている点で 1980 年代とはその性格を大きく異にする。ただし、高齢農家においても規模拡大が行われていたため、取引単位は比較的大きかった。この資金投入により、地価はいわば買い支えられたとあってよい。しかし、現段階においては、中間保有 5 年ないし 10 年の期間が終了し、農家への売り渡しを開始されており、受け手問題が稲作を中心に発現している。

こうした地価の下落と規模拡大による機械・施設投資の増加のもとで、農家資産における農地の比重は低下を見せており、農地担保金融の足場が揺らぐ状況にある。JAバンク構想のなかで、農協の資金管理は厳格さを要求されているが、資産負債バランスのみで融資を考えるなら、担い手育成の足かせになりかねない。

そのためには、農協が貸付責任をもった対人信用取引が必要になる。そのためには、資金回収のための融資先経営の保全とそのためのコンサルティングが不可欠となる。これは、市中金融機関が当然のこととして実施している金融の基礎であり、農協に即していえば営農指導事業に他ならない。営農指導費は融資のコストという認識が必要となってくるのである。

また、大規模経営が出現する中で、個別農家の資金管理の強化が必然化するが、酪農地帯では会計事務所が農業への参入を図るといふ事例も現れている。しかしながら、技術指導を伴わない経営改善はほとんど不可能であり、こうした事態に対し、農協が打って出ることが期待されている。その形はいろいろであろうが(会計事務所とのタイアップ、有資格者の雇用など)、新たな分野として位置づける必要がある。大型経営に対しては、信連の役割も重要である。ステップアップ資金などの取り組みがすでに行われているが、金融法務やシステム化などのトレーニングなどにとどまらず、単協との相互乗り入れなども重要である。この点は、支所機能のあり方にも関わる問題である。

4) 「農協ばなれ」阻止－資材購買事業

農業生産資材供給部門における営農指導事業の役割もまた、増大している。「農協離れ」が指摘されてから久しいが、そのポイントは価格問題と商品知識の提供にあるとあってよい。むろん、輸送コストのプール化問題は、商社系との競争問題では大きな問題であるが、ここでは取り上げない。価格問題については、全農改革の大きな柱となるものであるが、現実の課程では農協ばなれの最大の問題とは言い切れない。農協自体も先取やサイドの設定などにより、かなりの努力をしており、農家自体の認識に問題があるケースも多い。

やはり問題は、情報提供やサービスのあり方と関係していると思われる。商社の場合、農家の勧誘に当たっては、情報提供が可能なサービスエンジニアの配置が行われており、この点で待ちの姿勢の農協とは異なっている。このような人員の配置を考えることも必要ではあるが、農協の持つ作目別生産組織などの組織力を活用した集団的技術習得をめざす体制づくりが農協本来の持ち味となろう。

商社と農協との資材をめぐる競争関係が顕在化しないのは、農家と商社との精算がクミカンを利用して行われていることが関係している。2 章でも指摘したように、農家と商社との直接取引の割合は低く、クミカンを通じた取引においては農協がマージンを取っているため、購買事業部門の粗利益が確保されているからである。したがって、商社との取引は系統利用率、すなわち単位農協とホクレンとの関係として表れるのである。ホクレンと

しては深刻な問題であり、ここに系統としての不統一性が表れている。ただし、大口取引を行っている大規模農家(法人経営を含む)においては、こうしたペーパーマージンの存在は問題と意識されており、現在の仕組みは見直す必要がある。

以上の問題を回避するためには、営農指導の強化が必要である。商社系が展開しているサービスエンジニアの配置が重要であるが、それをできる限り組織的な受け皿を確保して実施することが重要である。このことは産地戦略としての技術習得の目標とレベルの設定を行う必要がある。また、産地形成と関連してトレサビリティシステムの確立が要求されている。この点は、農協による資材供給に有利に働く側面があるが、他面ではそのコストを誰が負担するのかという難しい問題も発生している。

こうした農協による生産資材供給の拡大を図るためには、ホクレンの役割は重要である。すでに行われている技術専門家を現場(支所)に配置することなどを広範に重点的に展開するとともに、農協レベルにおけるセールスエンジニアの養成と相互交流を行う体制の確立が必要である。

(「農協の事業・経営問題と営農指導事業」『農協改革への提言－北海道の内なる改革をめざして』北海道地域農業研究所、2004年、第5部 内なる農協改革への提言)

4. 北海道農業の地帯構成と地域農業支援システムの類型

1) 地域農業支援システム形成の背景と類型

現在、地域農業の危機が深まる中で、地域農業支援システムの必要性が明確となっている。これは、右肩あがりの農業近代化過程における個別経営展開に限界が見え始め

表 北海道における地域営農支援システム

類型	主導	水田地帯	畑作地帯	酪農地帯	中山間地帯
拠点型法人化	農協主導	南幌		大樹	津別
作物別部会型			訓子府		
農業公社型	行政主導	栗山	清水		厚沢部
営農集団型		長沼、北村、中士別、北空知(北竜、沼田、深川)	(網走)		
農協インテグレーション型	農協主導		士幌・芽室・更別		
分業システム型	農協主導			浜中、中春別	

たことによる。農村人口の高齢化と跡継ぎ不足による経営継承の困難のなかで、農地市場の需給バランスがくずれ、統計に現れる以上に耕作放棄地が拡大を見せている。他方では、この間の規模拡大と産地形成の中で、機械化では対応できない農家労働力の不足問題が発生している(注1)。前者に関しては、特に農地保全のためのゾーニングプランが必要であるが、いずれにしても地域の生産・販売目標にもとづいた生産体制の再構築が求められている。

その形態は、法人を含む担い手農家間の分業体制の構築であり、担い手不足地域にあっては農協や自治体そのものが生産過程に介入することも必要となっている。具体的には、高齢農家対応としての作業受託システムの形成や、労働力不足になやむ複合経営農家(畑作農家、酪農家を含む)の一部作業のアウトソーシング化、育苗・収穫・乾燥・調製過程での農協施設機能の強化である。そうした地域農業の再編をともしなう新たな体制の形成が、地域農業支援システムに他ならない。その際、地域システムは経営形態や地帯構成によって独自の展開を見せており、類型的な把握が必要である。

2) 水田地帯のシステム化の特徴－担い手育成型

平場水田地帯においては、従来、個別経営を基礎としながらも、主に第二次構造改善事業を起点とする全町営農集団化の取り組みが1970年代からみられた。その中心は北空知であり、深川農協、北竜農協、沼田農協などの取り組みが著名であり、中士別や栗沢などにもみられた(注2)。これらは比較的等質的な農家を組織化するかたちでの展開と位置づけられよう。しかしながら、特に北空知においては、1990年代以降、高齢化による多数の離農と急速な規模拡大が進行しており、営農集団の基盤が崩れつつある(注3)。

これに対し、あらたな組織化の動きを示しているのが、南空知地域である。この地域は、1978年から開始される水田利用再編事業のなかで、高い転作率を配分され、そのなかで田畑分離型の米麦作の土地利用に転換していった。また、基盤整備の負担が過重にかかり、「米麦1毛作・兼業化」という悪循環に陥っていた。しかし、米価下落や政策転換を背景

に農協を中心に経営転換の努力が行われ、麦・大豆の本作化と野菜導入が顕著に見られるようになった。これを押し進めたのが営農集団や野菜作グループの形成である。これは、長沼町と北村(岩見沢市に合併)が典型である。また、南幌町においては、営農集団体制から一步進んだ全町拠点型法人化が進められ、土地問題や経営転換での成果をもたらしている(注4)。長沼町や北村の営農集団も農業開発公社による中間保有地の受け皿問題を契機に法人化が目指されつつある(注5)。このように、水田地帯にあつては、水田作の多品目化による組織化や法人化が大きな流れであり、支援システムとしては、「拠点型法人化型」と「全町営農集団型」が主流となりつつあり、これに対応した農協の施設整備も進展を見せている。また、農協の集出荷施設整備と並行して、作目別生産部会の設立と強化も進行している。その特徴は、担い手を育成しつつ、それを主体として地域農業の再編を行っていることにある。

3) 中山間地帯のシステム化の特徴－農業公社・担い手育成型

水田地帯以上に担い手問題が深刻なのが中山間地帯である。北海道の中山間地帯は、内地のそれとは異なり、1970年代までは鉱山・林業・漁業などが産業の中核をなしていた地域であり、その崩壊、弱体化後に農業による地域再生を目指してきた地帯である。そのため、1960年代からの農業近代化政策の恩恵も少なく、農業の基本骨格が定まらない中で農業後退局面に至っている地域である。そのため、地域農業の保全のためには、強い行政のサポートが必要とされ、いくつかの町村では農業公社型の組織化が進行している(注6)。その一翼を担うのが「地域連携型法人」であり、それらが地区毎の農地保全機能を発揮している。こうした法人は、独自の中山間地域対策を積極的に進めてきた津別町においては、それが「拠点型法人化型」のシステムとして機能している(注7)。法人の類型化にあたっては、このタイプの法人の機能について十分な検討が必要である。中山間地域においては、一定の行政サポートを前提とした法人育成策が地域農業システム形成の要に位置づくであろう。

4) 酪農地帯のシステム化の特徴－地域分業型、担い手育成型

酪農地帯は、従来経営の自己完結性をもっとも強く、ミニ農場制的な展開を示してきた。しかし、酪農家負債対策が一段落した1990年代からはより一層の規模拡大が進展をみせている。乳牛飼養・搾乳形態もF・S=M・P方式への転換が進んでいる。このため、従来以上に酪農労働の過重化が進行し、外部委託を行わなければ搾乳部門の維持が不可能となる現象が現れている。これに伴い、粗飼料生産の外部化(コントラクターの役割)と育成部門の外部化(哺乳を含む公共牧場の役割、肉牛対応)が進行し、搾乳労働を補完する休日型の酪農ヘルパー制やパート搾乳が実施されるに及んでいる。こうしたなかで、農協による地域分業システムの構築が求められる段階に至っている。酪農戸数の減少と地域乳量の確保としては、新規参入者の研修と既存農場への就農という道が用意されつつある。以上の「地域分業型」の支援システムは、根釧、天北などの草地型酪農地帯に一般的な動向であり、浜中農協や中春農協などの取り組みが先進例となっている。

これに対し、十勝の沿海・山麓部の草地型酪農地帯にあつては、地域のインフラ整備や個々の酪農の投資水準が低く、高齢化も進展しており、担い手確保対策が地域の生乳生産

水準を確保する上で重要となっている。こうしたなかで、対象とした大樹町や新得町では、農事組合法人による「拠点型法人化」を推進しており、地域の農地保全と生乳生産量の確保を行っている。ここでも、担い手対策の大きな柱として法人育成が位置づけられているのである。

5) 畑作地帯のシステム化の特徴－農協インテグレーション型・作目部会型

畑作地帯は、北海道のなかでも地域農業支援システムをもっとも早く確立した地域であり、特に十勝地域はその先駆をなしている。十勝の農協は極めて強いバリエーションを有しており、士幌における馬鈴薯コンビナート、中札内における法人化と農協事業の外部化が有名である。これらは、農協が加工・調製施設を所有し、それを個別ないし集団的な機械運行体制と結びつける点で共通性を有している。これは、畑作の規模拡大と輪作的土地利用の確立に伴う多品目の農産物の存在を前提として、農協が集荷・乾燥・調製・加工部門を担うという地域分業体制の必要から形成されたものである。その源流が豆類の貯蔵・再調製事業であることからわかるように、農協の施設投資を起点としたものであり、一種の「農協インテグレーション型」と呼ぶことができる。各農協施設や加工メーカーへの農産物の搬出という物流システム形成のなかで生産過程に立ち入った作目別生産部会や出荷組合が設立され、作目別にインテグレートされたシステム化が行われているのである。農作業機の高度化により、規模拡大に伴う作付の単純化を回避することが可能となったことで農業経営の自己完結性は維持されている。野菜類の導入にともなった新たな作目別生産部会も形成されている。この結果、100ha程度の規模までは家族経営形態での経営の維持は技術的にも保障されており、法人化による経営内分業の必要性は薄く、従来の作物別の農協・農家分業体制が維持されているといえることができる。この結果、法人化の動きは微弱となっている。

網走地域においては(斜網地区を除けば)、十勝とは異なり、かつての北空知と同様に集落をベースとした農協運営が行われてきた。これは、畑作をベースとしながらも水田(→野菜)、酪農が混在し、しかも中規模複合的であるという農業構造に対応するものであった。一定の規模拡大とともに集出荷施設も農協範囲に広域化する傾向をみせているが、むしろ多品目の作物の商品化対応としては作目別生産部会による組織化が現在でも支配的である。この意味で十勝のような「農協インテグレーション型」を取らないとはいえ、組織化の基本は作目別にインテグレートされたものであり、この点では共通している。現在は、法人化の動きは微弱であるが、労働力問題が先鋭化した場合、複数戸による法人内分業の路線も考えられる。

6) 地域農業支援システムと法人

以上のように、法人育成を農協による地域農業支援システムの形成の視点から捉えると、それは担い手育成型の地域システム化の一環として位置づく。農協は農家の組織化を図ることで地域農業の主体を育て、土地問題を回避して、産地形成の拠点とするのである。その意味では、複数戸法人は、しだいに担い手育成の要の位置となっていくのである。

法人自体は、かつての一戸一法人から地域の保全機能を有する地域連携型法人へと面の展開を示し、さらに面の結合としての拠点型法人化の段階を示すようになってきた。その

意味では、こうした法人は自己完結する「会社」ではなく、農協と生産－流通金融の関係を構築することになる。この複数戸法人の内容を生産協同組合型法人と規定することができるなら、法人と農協との関係は生産協同組合と農業協同組合との関係、協同組合間協同と位置づけることができるのである。むしろ、その組み立ては、多様な地域条件に応じたものとなる。

- (注 1) 近年の北海道農業の地帯構成と近年の動向に関しては、岩崎徹・牛山敬二編著『北海道農業の地帯構成と構造変動』北大出版会、2006 を、農協の支援体制に関しては、同書 pp.492-496 を参照。
- (注 2) 深川市農協については、矢崎俊治『営農集団と農協』北大図書刊行会、1990 年、杉岡直人『農村地域社会と家族の変動』ミネルヴァ書房、1990 年、北竜町については、北海道農業研究会「特集 稲作地帯における集団的展開の現状と問題点－北竜町農業の実態」『北海道農業』11 号、1989 年、
- (注 3) 深川市の実態については、北海道農業研究会「特集 石狩川中流域における水田農業の現局面」『北海道農業』20 号、1996 年、坂下明彦「農業近代化政策の受容と『農事実行組合型』集落の機能変化－北海道深川市巴第 5 集落を対象に」『農業史研究』40 号、2006 年を参照。
- (注 4) 南幌町の事例に関しては、坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編－北海道長沼町・南幌町」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004、仁平恒夫「水田作法人における事業多角化の新たな動向」『北海道農業研究センター農業経営研究』90 号、2005 を参照。
- (注 5) 長沼町の動向に関しては、坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編－北海道長沼町・南幌町」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004 年、北村の動向については新田義修・志賀永一「土地利用型転作部門の収益性改善に関する事例研究」『農経論叢』59 集、2003 年を参照。なお、中士別の営農集団の法人対応については、趙相元「集落営農組織の空洞化に対応した農地保全型法人の形成と機能－北限稲作地域中士別を事例として－」『農経論叢』58 集、2002 年を参照。
- (注 6) 内地の農業公社は、農協の広域合併に伴い、農協事業の中心が平場へと移行した事態に中山間地の行政が対応した側面が強い。
- (注 7) 津別町の事例に関しては、岡田直樹「津別町－創発誘導型システム」『バイオマス利活用による循環型社会形成方向検討業務報告書』北海道地域農業研究所、2006、宮入隆「農業生産法人を核とした中山間地域の農村開発」『北海道農業』No34、北海道農業研究会、2007 を参照。

(「北海道農業の地帯構成と地域農業支援システムの類型」(『北海道における農業生産法人と農協－地域農業との連携の視点から』中間報告書(事例編)、北海道地域農業研究所 2006 年)

5. タジキスタンでの農協づくり

3月中旬に中央アジアのタジキスタンを訪問した。JICA 札幌では毎年5月に1か月、中央アジア3か国(キルギス・タジキスタン・ウズベキスタン)を対象に農協を中心とした農民組織化に関する研修を行っている。私がおのコース長を務めていることから、現地での講習会が企画されたためである。ここでは、タジキスタンのお国柄、農業改革の実態とバザール、農協への発展の可能性を秘めたデフカン協会について紹介してみたい。

1) 中央アジアのなかのタジキスタン

3.11 震災の翌日の夕方、何事もなかったかのように飛行機は千歳を飛び立った。関空ーイスタンブールを経由してタジキスタンの首都ドゥシャンベに到着したのは翌々日の朝4時である。隣国ウズベキスタンの大都市タシケントであれば、韓国企業が進出しており、ソウルから直行便があるが、タジクとウズベクは仲が悪く、飛行機が飛んでいない。イスタンブールからの週2便の飛行機を利用するか、「旧宗主国」(ソ連)のモスクワを経由するしかないのである。飛行機をみると経済状況がわかる。中央アジアは、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタンをあわせ5か国であるが、他の国はソ連からの独立後、石油・天然ガスなどの地下資源開発で経済成長著しいが、タジクはキルギスとともに資源に恵まれず、最貧国にとどまっている。

周りをみると、北のキルギス、東のタジクのほかに、南はアフガニスタンに接しており、要塞のようなアメリカ大使館の存在は無気味であった。また、国土の東半分は世界の屋根「パミール高原」であり、3,000m、4,000m級の山々が連なるが、その東隣は中国の新疆ウイグルである。中国の支援による道路建設が行われ、その影響力の浸透がうかがわれるが、その資源戦略からは当然外されている。

2) ソ連からの独立と遺産

1992年にソ連から独立しているが、独立したというよりは見放されたというのが実態である。ソ連時代には中央アジアは厚遇されていたようで、電気、水道、ガスが各戸配備された「中流」の国であった。いまでは施設は古び、ホテルを除けば計画停電は日常茶飯事である。ただし、田舎でも小学生がネクタイ姿で通学しており、生活と経済のギャップが今でもみられる。独立後、1994年まで内戦が発生したことが停滞に拍車をかけた。最終的な協定は2000年頃のものであり、大きなブランクとなった。もういざごはまっぴらだという意識が高く、首都としてはきわめて小さなドゥシャンベの町の治安は良く、夜でも一人歩きができる。ただし、真っ暗である。

ソ連時代の遺産は、随所に残されている。その第一は産業構造であり、ゴスプランによる「国内分業」のなかで水力発電をもとにしたアルミ精錬が位置づけられ、現在でも唯一の工業として存続している。ただし、原料は輸入であり、効率は高くない。ダム開発による発電量は大きい、これがアルミ精錬に使われ、住民は計画停電のもとにあるという矛盾が生じているのである。農業についても、ウズベクとともに綿花産地に位置付けられており、国家統制のもとにある。近年、綿花をめぐる国家的横領事件が発生し、IMFとの関

係が悪化する事態になっている。

領土のかたちの問題もある。東半分がパミール高原(ゴルノ・バダフシャン州)であることは述べたが、ここは民族も異なり治安問題も抱えている。西側も北部ソグド州と中南部(政府直轄州・ハトロン州)は 3,000m級の山脈により交通が分断されているのである。これはひとえにソ連時代の恣意的な国境切りによるものである。

3) 農業のかたち—放牧畜産と小麦・綿花

こうした山国であるが、それが農用地の利用を規定している。総面積は 410 万 ha であるが、このうち放牧地が 307 万 ha と 75%を占めている。放牧地といっても、岩山の自然草地であり、冬はマイナス 30 度、夏はプラスの 30 度以上という寒暖の激しい土地柄のもと、夏場はからからに乾燥し、ほとんど草はなくなる。ここに羊・山羊がおよそ 430 万頭、牛が 180 万頭おり、2000 年の 2 倍に増加している。農産物の販売が芳しくないことから、農家(デフカン、大家族経営)は家畜貯金を行っているのである。まさにライブストックである。

耕種部門については、小麦(36 万 ha、90 万トン)、綿花(17 万 ha、30 万トン)が 2 大作物である(2009 年)。綿花はほとんどが原料として輸出されるが、国際価格が低下し作付は縮小している。食卓にのぼる野菜はキュウリとトマト、そして千切りニンジンであるが、玉ねぎを加えて 4 万 ha、馬鈴薯が 3 万 ha、夏場のスイカ・メロンが 1.8 万 ha、大量に使われる油(油糧作物)が 2.4 万 ha である。ブドウは干しブドウにしても非常に美味であるが、これを合わせ果樹が 13 万 ha である。夏は雨が少なく灌漑が必要であるが、これもソ連時代に整備された水路が崩壊の危機にある。

4) 農地改革の遅れ

社会主義体制からの移行国、特に農業国にとって集団化された農業の形をいかに変革するかは最大の課題である。中央アジアの国はそれぞれの取り組みをしているが、タジクもこの課題を突き付けられている。しかし、前号で述べたように内乱による政治的不安定と極端な地域性が統一的な農地改革を阻んできたといえる。放牧地が農地の 4 分の 3 を占めることも、集団と個別の関係に複雑さを与えている。所有権は依然国有である。

農地改革についても大きな揺れがあったようで、大規模農場といわれる形態は 10 種類もある。JICA がブドウ栽培の支援を行っている圃場を見に行ったが、そこは北部と中南部を隔てる山岳の丘陵部にあり、セビストンという集団農場(組合員 1,200 人、人口 7,000 人、面積 1,849ha)からの借地であった。1994 年にコルホーズから移行したものであり、組織には大きな変化はない。農地は個別請負制になっているが、生産物は 50%を農場に供出する形である。ブドウ(200ha)と家畜(羊)が収入源であるが、実際にはロシア出稼ぎによる送金が生活を支えているという。この形態はさすがに全国で 29 農場にとどまり、他の形態をあわせた大規模農場数も全国で 1,415 とわずかである。

5) デフカン農場という単位

残りの圧倒的部分、28,388 がデフカン農場といわれる形態である。これは、いくつかの家族が集まった親族集団のようである。農地の持ち分は中国の村民委員会(村民小組)の分

配と同様に、ジャモアット(行政の最小単位、コルホーズ)の下のキシロック、あるいはマハラという居住単位で人口割により面積配分されているようで、これを持ち寄った単位である。中国のような集団的所有権もない。数戸から数十戸の単位というが、地域性が非常に強いようで、通訳のラスロスさんに聞いたところ、故郷(北部)ではブリガード(コルホーズの労働単位)がデフカン農場になっているという。

次号で紹介するロハティデフカン協会の組合員名簿によると、デフカン農場 93 戸のうち大規模なものは 120ha と 81ha の 2 経営であり、5ha 以上が 17 経営、その他の多くは 2～3ha 経営であった。1 人当たり配分面積は 50a 程度が一般的のようである。これを単位の農業経営が行われているが、放牧地が多数を占めるにもかかわらず 1 人当たり面積が零細で、土地生産性は低く、市場も次に見るように未整備のままであり、先の集団農場と同様にロシアからの送金が命綱であるらしい。

6) バザールにて

初日のあいさつ回りが終わった後、JICA タジクの中村正士さんがそれではまずバザールに行こうという。早速実地教育が始まったようだ。しかし、最初のグリーンバザールは生憎お休み、では別のところへと行ったサホワトバザールは火事のため休業中ということであった。彼はいつも外国人向けのスーパーマーケットで買い物をしており、バザールに足を向けることは少ないらしい。ドゥシャンベ最後のデフカンバザールは、幸い営業中であった。バザールの形は中間商人がトラックを横づけして、荷台を店舗に営業するというもので、常設店舗にまでは至っていない。たまねぎ、馬鈴薯、ニンジンに、キャベツなどであるが、野菜類の品数は年中少ない。果物も少なかったが、夏から秋にかけては、スイカやメロン、ブドウが並ぶという。ピラフ用のコメの量り売り、蜂蜜の瓶詰の列、やや衛生状況に問題のある肉屋の店舗などもある。穀物や綿花を除くと、こうしたバザールでの取引が一般的で、中間商人が農家(デフカン農場)から庭先で買い取り、販売している。農家には「市場」価格は知らされないのである。

集団農場の視察の帰りに、中南部の商業の拠点であるフッサールの肥料のバザールにも立ち寄った。ここは巨大なアルミ精錬工場があり、ロシアとも鉄道が通じているので、いろいろなものの集散地となっているとのこと。倉庫がいくつか並んでおり、その前に肥料の見本品がコメを売るように並んでいる。中村さんによると肥料に塩を混入させて増量する悪質な例もあり、購入するときに検査をしたそうである。生産資材の供給もこのような水準なのである。隣には農業バザールもあり、ドゥシャンベより規模が大きかった。ここでもトラックを倉庫にして、同じようなものが売られていた。

7) やはり農協の出番か

このように、農産物の販売も肥料などの生産資材の購入の形も全く整っておらず、市場システムは機能しておらず、デフカン経営はどこで市場との接点を見つけるかに戸惑い続けているのである。しかも、農地は国有であり、担保が少なく、銀行融資の機会も少ない。

こうしたことから、情報・相談事業から出発したデフカン農場協会が農協へと脱皮しようとする動きが生まれている。次号で、JICA の支援体制と合わせ紹介することにする。

8) デフカン農場協会

旅行の目的である日本の農協事業を紹介するセミナーは、首都ドゥシャンベとハトロン州都クルガンチュベの2ヶ所で実施したが、参加者は50名ぐらいで、熱心に聞いていただいた。ロシア語への通訳が普通だそうだが、大学の日本語の先生の特訓の成果で直接タジク語への通訳を行ってもらい、好評だったようだ。そこに集まっていたのが行政の担当者でデフカン農場協会のリーダーだった。

全国デフカン農場協会(NADF)は2003年に設立されているが、あまり機能していないようで、109の地方組織(ADF)は独自性を強く持っている。しかも、州、郡、ジャモアット(基礎自治体)の各段階に設立されており、日本のような「系統」という感じはない。主な事業は、法律相談や各種の研修会、農作業受託のようであるが、NADFの会長の話からみても活動内容は把握されていないようである。加入デフカン農場数は6,911戸あるということで、単純に割り返すと15%の加入率という。

9) JICAのデフカン農場協会への支援

とはいえ、この他にデフカン農場を組織しているものはないため、欧米を中心とした農村関連のNGO(これをドナーと呼ぶ)はADFを対象に様々なアプローチを行っている。日本のJICAも2010年から「営農指導体制向上プロジェクト」(PIAS)を立ち上げ、これを通じて農協的な組織への転換を進めようとしているらしい。その一環で、今回のセミナーも企画されたわけである。

PIASでは、中南部を対象に10郡を重点地区に指定し、そこから3つのパイロットADFを選定して、支援を開始している。そこに案内してもらい、ヒアリングを行った。中南部のADFは全部で73あるが、会員数50未満が58協会を占めており、200会員以上は9協会に過ぎない。3つのADFのうち、シャリフ・シリンは2010年から生産協同組合に移行しており、次のファイズ・ロハティADFは会員301名、その次に行ったファイザバードADFは会員486名で、ともに近年会員数を拡大している。以下では、誌面の関係でファイズ・ロハティADFを紹介する。

10) ファイズ・ロハティADF

ドゥシャンベ市に隣接するルダキ郡は比較的交通の便がいいが、管内に10あるジャモアットのうち、ADFはロハティ・ジャモアットにあり、その中のロハティ・キシロック(村)を根拠地とする。1,150家族、8,700人からなり、93のデフカン農場がある。高い山が迫るが、比較的平坦な耕地が広がっている。

ADFの設立は2005年である。それ以前にも欧米のドナーから小麦粉や豆などの供与を受けていた別のADFがあったが、幹部の横領により解散した経緯がある。現在の会長は28歳のシャリポフであるが、その若さが評価されて再出発となり、彼による意欲的な事業展開が図られている。

設立時に80人であった会員は、2008年に180人、2009年に275人、2010年には301人と順調に増加をみせている。当初、ロハティ内であった会員は、他のキシロックにも広がっているのである。役員は会長の他に、70歳の副会長が大きな支えとなっており(写真3)、技術職員、会計、農業技術員、監査委員2名が担当している。ただし、常勤は少なく、

事務所は古い建物の1室である。

11) 新しい事業の展開

2005年秋には早速、肥料の共同購入が行われた。価格の低い12月に40名からha当たり15ソモニ(1ソモニ=20円)を徴収し、120ha分、32トンの肥料をヒッサールの卸売市場で購入した。個人購入では50kg当たり45～50ソモニであるが、35ソモニとなり、共同購入の優位性が明らかになった。これは、2006年の2月に分配されが、この時に監査委員2名を選出して公正を保っている。

2007年には、小麦の優良種子の共同購入を行った。銀行に融資を依頼したが、担保がないので断られ、地域の資産家に22,000ソモニを融資してもらい、種子30トンを購入した。1週間で売り切り、利息を種子現物200kg支払い、10,000ソモニが収益として残った。翌年は、小麦の種子をその剰余金で10トン、会費で15トン、組合員拋出で55トン購入している。

2009年には、ADFの予算で、地域全体の水路の改修を行うという公益事業に乗り出すとともに、トラクタ(中古)を購入して耕起の作業委託を開始し、収益を上げている。翌年にはJICAからトラクタの供与を受け、事業を拡充している。また、JICAの支援で小麦粉の製粉所を設置し、受託作業の幅を広げている。これには、近い将来購買所を併設する予定である。

12) 農協づくりの可能性

以上のように、パイロットADFでは、資材の共同購買に足を一步踏み出しているが、運転資金の調達に困難を抱えている。その一助として、農作業受託や製粉作業による収益が位置づけられており、JICAによる営農支援がADFの経営基盤の確立にも寄与しているのである。こうした事業展開は注目されており、他のADFに波及する可能性は高い。

さらに、農業融資体制の基礎となる農地所有権の確立の運動、農産物販売の円滑化のためのNADFによる卸売市場の開設など、全国組織の補完機能の発揮も大きな課題となっている。今後の成長を注目したい。

(『ニューカントリー』2011年9・10・11月号)

6. キルギスで Hoykëy(のうきょう)をつくる

1) キルギスからの熱いまなざし

改革とは名ばかりの農協潰しの政策的圧力が強まっている。潰すのが目的であることがミエミエなので、まともに反論すると空しさが深まるばかりである。とはいえ、それでも私が頑張っていける秘訣は海外からの声援にある。Hoykëy ハラシヨ(農協すばらしい)という中央アジアからの農協への熱いまなざしと声援である。

経緯は分からないが、JICA 札幌が行っている海外の研修生を招いての1ヶ月研修コースの中に、中央アジアを対象とした農業研修コースがある。そのコースの特徴はソ連崩壊後の土地改革により創設されたフェルメル(「農家」)経営のために市場経済化に対応した農村組織を設立・強化させることにある。JICA は農協を前面に出すことを好まないようにコース名には使われていないが、日本の農協の経験を学ぶことが中心課題である。1998年から始まったようで、先輩の黒河功さんがコース長を担当していたが、2008年からは私がその後を引き継いでいる。現在のコース名は「中央アジア地域農民組織強化」コースである。中央アジア五カ国のうち、トルクメからは殆ど参加がなく、カザフは中進国としてすでに卒業、キルギス、ウズベク、タジクの3か国が対象である。8~10人の少人数教育となっている。

私が引き継いだ当初は、一方的に日本の農協を中心とした農業団体の組織や機能を理解してもらうことでコースは成り立っていた。しかし、JICA の改革もあってか研修生(正しくは研修員)に「アクションプラン」という帰国後に取り組む課題のレポートをまとめてもらうことになった。困ったのはコースを担当するこちらの方である。なにせ中央アジアについての知識はほとんどゼロ、解体前まではソ連の一部だったということぐらいしか知らない。それで、コースの冒頭で3か国の土地改革の状況や農業の主体、農村の組織に生産資材供給、農産物流通、農業金融の現状などを出し合ってもらって、研修生同士が議論をする雰囲気を作り、私たちも勉強することにした。私たちとは、ホクレン出身でJICA タジク事務所の農業担当企画調査員、帰国後うちの社会人院生となった中村正士さん、札幌で院生としてソ連農業史の研究をし、現在通訳を担当している野村純也さん、そして私である。3人いれば何とか知恵がまわるものである。研修期間の中間で個々の研修生に母国での業務の聞き取りを行ってプランのテーマを絞り、最終の発表前に点検して「よしこれで行こう」ということになる。卒論の個別指導みたいなものである。相手は中央の役人もいるが、地方の農協らしき組織の代表や小振りの生産農協の長などもある。大学と同じで、その間こちらはいろいろな情報を手に入れることができるのである。こうして、全員ではないもののアクションプランの質も高まってきた。3か国のうちで統制型の農業をやっているウズベクが最初は目立っていたが、NPO で活躍している女性がやってきた頃からキルギスの研修生の質が急速に高くなって議論をリードするようになった。これは何か動きがありそうだとということで、コースの見直しのための現地視察という名目でキルギスを訪問することになった。2013年9月のことである。

2) キルギスの農牧業の特徴

中央アジアにはスターリン時代に極東から強制移住された韓国人が多いので、韓国の飛行機があちこちに飛んでいる。したがって、札幌ー仁川ービシュケク(キルギスの首都)と行けそうなのだ

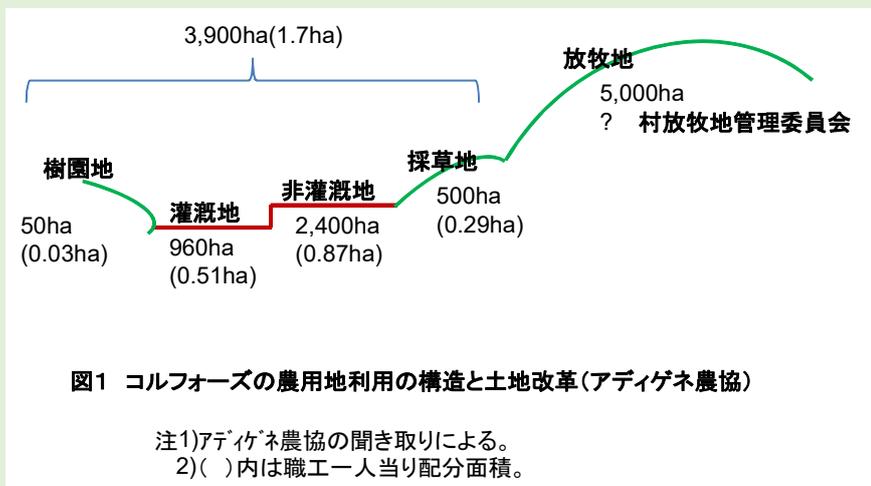
が、結局モスクワ経由ということになった。えらい遠回りではあるが、旧ソ連の首都経由かと思えば、なるほどと言えなくもない。

そのキルギスの面積は日本の半分くらい、人口は540万人で北海道とほぼ同じである。中央アジアの東端にあり、南は中国のウイグル、北は中央アジアの大国のカザフであり、両国に挟まれた北東部は天山の北麓にあたる。ビシュケクは標高600mくらいであるが、私たちが主に調査したイシククリ湖の周辺は海拔1,300mである。3,000m級の峠をいくつか超えると南西部にはオアシス地帯のフェルガモ盆地があるが、スターリンの陰謀なのか国境がカザフ・タジクと入り組んでおり、厄介な民族問題を抱えている。行くなら飛行機である。

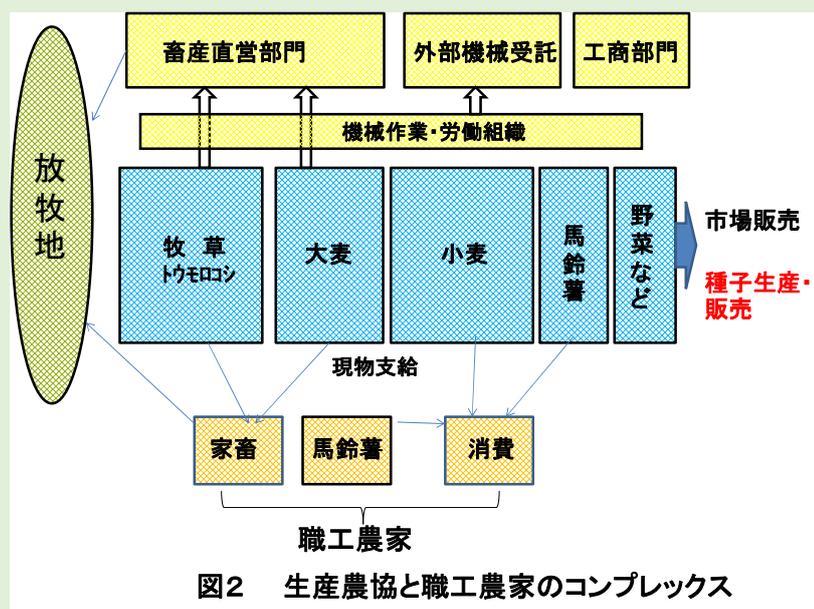
とにかく、山また山である。農用地面積は1,000万haあるというが、その90%、900万haは放牧地である(図1 コルホーズの土地利用の例)。私たちの見た範囲では岩山にぽそぽそと草が生えている程度であるが、遠い場合には200km以上も離れた海拔3,000mくらいのところに夏場の広い放牧地が広がっているという。そう、彼らは遊牧民だったのである。中央アジアは西トルキスタン、中国のウイグル自治区は東トルキスタンでどちらもトゥルク(トルコ)系の遊牧民であり、西はロシア人やウクライナ人が、東は漢人が侵入してステップを掘り返し、西欧的に言うところとパステューをアラブルに変えてしまったのである。この可耕地が100万haくらいであり、北海道と同じくらいである。作物はといえば、穀物(小麦中心)が55%、イモ・野菜・瓜類で20%、栽培する飼料作物(アルファルファ中心)が20%といったところである。ただし、野菜といってもトマトとキュウリ、それに千切りのニンジン(韓国人による)くらいである。その分、果実は豊富であり、ブドウは言うに及ばず、リンゴだのナシだのアプリコットだのと盛りだくさんである。だからドライフルーツもおいしい。中国のウイグルと同じである。

3) 土地改革と生産農協モデル

建国は1991年であるが、必ずしも能動的に行われたものではない。 Gosplanによる産業のモノカルチャー化の後遺症は大きいですが、かつてのインフラ整備などは高い水準であり、農村でも電気・水道・ガスは当たり前であった。可耕地では灌漑が80%の水準にあっ



た(現在はボロボロ)。この体制が壊され、キルギスはカザフとともにショックセラピーによる市場経済化の洗礼を受けた。カザフは大国であり地下資源も豊かで、四半世紀を経て中進国になっているが、キルギスはタジクとともに中央アジアの最貧国である。一説では100万人近くの人口がロシアやカザフへ出稼



ぎをしており、国への送金が GDP のかなりの比率を占めているといわれる。

農業国のキルギスが取ったショックセラピーとは何だったのであろうか。それは1994、95年の土地改革であった。遊牧民の定住化は1930年代から行われ、集団農場の設立は1950年代であったようだが、たぶんこれをリードしたのはロシア移民であった。中央アジアではカザフに次いでロシア人が多く、現在でも人口の7%を占めている。この集団農場はソフホーズ、コルホーズに限らず、農場成員のみならず、農村住民全員に配分(私有化、30%は国家土地ファンド)されたのである。これが社会主義からの餞別であった。農地をあげるから、これで生活してくださいというわけだ。どうも市場経済化ではなく、自給経済化が進んだようなのである。農民経営の数は36万戸といわれるが、この家族というのがやっかいでなかなか実像にせまるに至っていない。私たちが調査を行ったイシククリ州では、小麦とイモとアルファルファというのが基本で、各戸には羊20頭と牛数頭に馬までいるのが普通である。これは儀式用だから売らないという。最貧国という評価とこの実態はどう整合するのだろうか。統計でみても、羊は90年の1,000万頭が、2000年には380万頭まで激減するが、2012年には540万頭にまで回復している。牛は同じく120万頭、95万頭、140万頭となっており、ソ連時代を超えている。どうやら、ロシアと違って集団農場の解体が家畜の壊滅をもたらすような飼養形態ではなかったようである。遊牧民であったことの違いなのかもしれない。

われわれは短期間で8つの農協の駆け足調査をしたが、この時のキルギスの農協の基本形態は図2のような生産農協と職工農家のコンプレックスの関係であると理解した。つまり、職工農家(これは中国の国有農場解体後の農家を示すわれわれの造語)は自給経営を基本としていて、生産農協は職工農家の提供した農地で職工農家用の飼料を生産・供給し、小麦・イモについても職工農家の消費の生産がメインである。それを原型としつつも、販売が有利な種子生産や市場向け野菜生産を行うなどの市場販売型の展開、生産農協の所有機械利用による外部の機械作業受託の展開、農場生産の飼料を基盤とした直営畜産部門への進出など農場独自の事業展開とそれによる経営改善という方向性を描いてみた。

4) 3年後の農協の進化—イチケス農協とイシククリ有機農協

2013年には、帰国直後の10月にキルギスを独立させたコースを開設したが、これにはわれわれが9月に調査を行った農協からも3名が研修生として参加し、より充実した研修を行うことができた。2014年からは3か国の研修に戻ったが、参加者割合はキルギスが大きくなり、キルギスの協同組合ユニオンのスタッフも参加するようになった。この間、JICAのNPOを支援する「草の根事業」にも応募したが、なかなか埒が明かない。そこで、在外研修の形でキルギス現地での農協研修と農協調査を実施しながらキルギスでの具体的な農協支援の道を探ることにした。2016年8月、つい最近のことである。

現地では、2日間の農協研修の2日目をワークショップに当て、実践報告にもとづきキルギスでの農協の課題整理を行ったが、思った以上に熱心な討論となった。また、キルギス農業大学へ初めて訪問し、北大との農協支援での連携に向けて研修生の派遣をお願いするなどした。その後は、前回と同様にイシククリ州中心に6つの農協調査を実施することができたが、その案内役としてユニオン代表のアイヌラさんが同行してくれた。コンサルタントを行っている農協を紹介していただき、道々で農協に関する課題を聞かせてもらったのは収穫であった。

農協調査でもその成長ぶりを垣間見ることができた。ビシュケクのバザールを再訪して感じたが、市場での農産物の規格や価格表示が大きく改善されており、それに対応したいわば商品としての農産物販売の枠組みが整いつつあった。これに対応してか、前回の生産農協と職工農家のコンプレックスというタイプの農協とは異なり、販売を主目的とする農協の存在が目立つようになっていた。

① 加工販売とクミカンのイチケス農協

最も感動的であったのは、2012年に研修生として来日したイシェンさんが「アクションプラン」にもとづいてイチケス農協(2008年設立)を発展させていたことである。馬鈴薯、麦類、飼料と、リンゴなどの果樹がメインであり、組合員は9戸で50ha程度であるが、拡大の意向は持っている。馬鈴薯の貯蔵と共同販売を行っており、この延長線上に馬鈴薯加工(冷凍保存)を行ってイシククリ湖畔の観光地の宿泊施設への供給を行う計画が進行している。また、果実の貯蔵施設や小麦の製粉施設も稼働しており、加工を含めた生産・販売組合としての展開を示していた。生産資材については出来秋での精算としており、これをКумикан(クミカン)と称していた。これは北海道の組合員勘定制度のことであり、研修生が最も羨ましがる制度である。これが彼の「プラン」の最重要の取り組み項目であったのだ。

② 村の基礎とした女性による協同組合的起業

もう一つ目を引いたのは、イシククリ有機農協であった。これは2016年設立でややほやであるが、2010年設立のセムヌル(陽光)農村ファンドの有機生産部門を農協化したものである。もともとは世銀の貧困女性解消プロジェクトから始まったものである。この地域ではほとんど野菜栽培がなかったことから、野菜種子を配布して自給並びに余剰分の販売を行おうというものであった。マイクロファイナンスとは異なり、種子を配布して販売収益で種子代を貯蓄する方式であり、構成員は3つの郡(全体で30村)の24村、1,300人に

達している。各村には相互扶助組合が組織されていて、基層の活動家が農協役員を構成している。2010年からは薬草を有機栽培する活動を開始し、ドイツへの加工輸出会社に供給している。有機栽培を行っているのは186名で、転換期にある100名が加わる予定である。村を基礎として自主的な女性の力が発揮されていること、しかも広域的組織である点が注目されるのである。

この2つの事例農協の取り組みは深掘りする必要があるそうなので、JICAの大学連携ボランティア制度を使った参与観察の体制づくりを検討中である。また、コースの在外研修の機会やキルギスでのJICAの農協に関連するプロジェクトに協力する形などで農協の設立・発展への支援の枠ぐみを考えていきたい。キルギスへの熱い想いは止まるところを知らなくなってしまったようだ。どうしよう。

(「参与の眼」『地域農業と農協』46巻3号、2016)

D コラム「視点」

(日本農業新聞 2002.09～2005.11 10 回連載)

視点 1 農協の多面的機能

2002/09/02

農協は今まさにそのレーゾンデートル(存在意義)を問われている。しかし、営農部門の弱体化をもって、農協の解体が声高に叫ばれるのは意図した攻撃というしかない。

農協は法的には、農業協同組合＝職能組合に位置づけられるが、そもそも農村に依拠する協同組合として地域のさまざまな経済活動を取り込んだ存在であった。農協の前身は産業組合であるが、1942年には市街地産組とその周辺の産組が抜け出して、現在の信用金庫となっている。経済組織は生き物であり、その存立基盤に応じて金融に特化することはある意味でやむを得ないことである。かのドイツのライファイゼンバンクの歴史がそれを物語っている。

1970年代以降の農家の兼業化と混住化は農協の事業基盤を大きく変えてしまった。ここで第2の信用金庫が生まれたかといえばそうではなく、農協は貯蓄組合となり運用は連合会が行うといういびつな資金の調達・運用構造ができる。続いて、確実な運用を前提として、貯金目標300億円という農協合併が進展をみせる。しかし、金融環境の変化の中で資金の調達と運用のミスマッチ、すなわち膨大な余裕金問題が発生し、ついに住専問題に行き着くのである。失われた30年といえるかもしれない。

住専問題における母体行責任は当然であったが、農協系統の不透明な対応は農協法改正を必然化し、自主的に行ったとされる農協系統再編に政策介入を招くことになる。日本型ビッグバンの枠組みにはまり、広域農協合併が金融主導で進められる。しかし、農協合併は、大きな事業所がひとつ増えた結果となり、経営合理化という観点からは破綻に等しい結果となった。その結果がペイオフ解禁に対応したJAバンク構想である。農協は金融政策の搦め手のなかで、完全に「限界」金融機関として再編のルールに乗せられたのである。ゾーニング撤廃による競争原理の導入、破綻処理における単協から信連への事業譲渡の枠組みの設定は淘汰政策の具体化であるが、そうした手法が農協経営改善に資するかどうかはきわめて疑問である。

WTO交渉で農業の多面的機能が云々されているが、総合農協こそまさに多面的機能を持つ農村協同組合である。農村の意味づけが著しく変化した今、農村協同社会の創造に寄与しうるものとしてのみ農協の再生は可能であろう。現在、日本一豊かな村といわれる土幌町農協70年史を執筆中であるが、農村工業化をキーワードとして豊かな地域社会を築き上げたこの町の歴史は協同組合の力を確信させる。戦後の農村の蓄積「経験」に学び、持続的発展の道を地道ながら模索することが、戦後農協の総決算勢力への対抗の手段であり、ひいてはアジアへの貢献につながる道であろう。

視点 2 揺れる台湾の農会

2002/12/30

台湾の農会がいま揺れている。日経新聞で2度にわたって報道されたが、農会の不良債権処理をめぐって政府と農会(漁会)の対立が表面化し、9月末の農民10万人デモによって、財政大臣と農林大臣が辞任する事態に至っているのである。韓国における反米デモは報道されているのに対し、台湾についてのマスコミの反応は依然として小さく、なかなか情報もたらされない。

韓国と台湾の農協は、アジアの農協のなかで最も組織・事業形態が日本の農協に似ている。台湾の農会の前史は日本植民地下の農会と産業組合(戦時期に農業会)であり、解放後に中華民国で使われていた「農会」の名称にかわった。技術普及組織ではなく、純然たる農協である。ただし、1973年の法改正により出資金制度が廃止され、公共団体(台湾では人民団体)としての性格を与えられている。

組織的には省農会―県農会―単位(基層)農会の3段階制であるが、上部団体は指導組織であり、単位農会は独立した事業体である。かつては、政府米などの供出や肥料などの配給の代行機関であったが、高度経済成長のもとで信用事業中心の経営に大転換した。日本や韓国と同様の動きである。ただし、日本の農林中金―信連や韓国のNACF(農協中央会)などの系統組織はなく(合作金庫などの3行庫等の関連金融機関はある)、信用事業は自立的で貯貸率は台湾が最も高かった。

農会は公共団体と位置づけられたために、その剰余金の2/3は営農指導などの公共的活動に支出することが義務づけられ、信用事業収益の増加に比例して営農指導部門が強化された。台湾農業はかつての「米と砂糖の構造」から大きく変化し、輸出部門を除くと青果物(野菜と果実)の増加が顕著であり、台北を中心とする卸売市場への出荷組織(産銷班)の育成がはかられ、大きなウェイトを占めている。これらは農会や専門農協の指導によるところが大きく、事業的には販売斡旋のかたちをとっている。

今回の事態は、農会の20%近い不良債権をめぐって、既に行われた銀行への吸収合併や新規貸付の制限に対する反発である。日経新聞では、金融改革を進めようとする進民党に対する守旧派国民党の農会組織動員による政治的指図として10万人集会を描いている。しかし、農民をデモに駆り立てた根本原因は、WTO加盟による農産物価格の下落、農家収入の減少であり、失業率の上昇による農家の兼業収入の縮小にある。現地の新聞によると、デモ隊は先頭に「農業と共に生きる」と大書した横断幕を掲げ、「生存を守り尊厳を守れ」、「金融改革支持、農漁会の消滅反対」等のスローガンが見受けられたという。マスコミも魔女刈りで読者を増やすのではなく、事の本質を見極めて欲しいものである。

視点3 竜頭企業と農協—中国の農村組織化の2つの潮流

2003/04/05

中国の個人農体制が確立して今年でおよそ20年を迎える。国有農場を除けば、農地の所有単位は郷鎮(町村)の下の村民委員会(あるいは村民小組)であるが、農家の農地保有権は強化されており、主に頭割りで各戸に配分されている農地は30年間固定するという政策がとられている。穀物などの国家買付は総生産量の10%台にまで縮小しており、農家は殆ど「自由」に農畜産物を販売することができる。とはいえ、膨大な農村過剰人口を抱え1戸当りの耕地面積は零細なため、個々の農家が市場経済に対応して生計を維持することは容易ではない。また、WTO体制を待つまでもなく、農産物過剰と価格下落は深刻である。兼業の増加した沿岸部と内陸部との所得格差が大きく、「西部大開発」の提起の背景には資源開発とともに農村の所得格差是正の意図がある。

裸で市場経済に晒されている個人農に対し、政策が無策であったわけではない。当初は村民委員会を単位として個人農の経営を補完する「村ぐるみの経営」(双層経営体制)が意図された。また、金融組織である農業銀行・信用合作社(合作社は協同組合の意味)、流通組織である農業倉庫・供銷合作社(供銷は購買販売の意味)、農業省系の技術普及組織などを郷鎮(町村)の範囲で総合化する農村社会化サービス体系の確立もめざされた。しかし、末端行政組織が充分機能せず、縦割り行政と独立採算性導入により利益追求に走る旧社会主義セクターの姿勢のもとで農民保護的政策は殆ど破綻してしまった。うまくいったのは、沿海部の経済発展に乗り得た「郷鎮企業」のみであった。

とはいえ、画一的な行政指導とは対照的に、経済成長に伴う都市と農産物市場の拡大に対応した企業や農家の市場対応の動きは活発であり、新たな潮流を形成しつつある。竜頭企業と專業合作社(農協)である。前者は「農業産業化経営」(アグリビジネス)政策のもとで主に先進(竜頭)加工企業として存在するものであり、郷鎮(町村)範囲の技術普及組織(地区合作經濟組織)を再編してインテグレート(垂直統合)するケースが多い。なかにはそれを特約組合的な專業合作社として編成する場合もある。後者は技術普及組織を母胎にして主に市場向けの産地形成を図る専門農協的な組織であり、集落レベルのものから省レベルのものまで、内容も範囲も多様である。なかには流通金融を行って、事実上総合農協に近い機能を持つものもある。社会主義体制のもとで排斥されてきた農民經紀人(農民出身の商人)が主導権を持つものも多数にのぼる。末端の郷鎮政府や省政府までもがこうした合作社の成長を後押ししているが、中央政府は「協同組合法」の制定には難色を示しているようである。企業主導の組織化が進展するか、農家による組織化が進展するかは、今後の中国農業の行く末を大きく作用するものとして注目される。

視点4 北からの日韓農業交流—自治体農政と農協

2003/09/08

8月の中旬、韓国江原道の旌善(ジョンソン)郡で「高冷地農業の持続的発展」に関する日韓農業シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、1994年の札幌開催を第1回として日韓で毎年相互に開催されており、今回で10回を数えた。北海道と江原道という共に北に位置する農業関係者の地道な農業交流である。当初の目的は、交流のあった北海道大学と江原大学(春川市)を中心とする農業経済の研究者がウルグアイラウンド農業交渉を背景として、相互理解を深めることにあった。農業政策や農業構造問題から議論を始めたが、しだいに相互の地域農業に根ざした議論を行うようになり、農家レベルまで足を運ぶ企画がもたれるようになった。北海道ではダイコン産地の厚沢部町、施設園芸の洞爺村、トマト産地の平取町などの農協視察や農家調査が行われ、栗山町では農家でのホームステイも行われた。また、大学でのシンポジウムに加え、視察地でも地域シンポジウムを行い、農家や農業関係者と相互交流をはかるようになった。これに伴って、訪問団には大学試験研究機関の研究者のほかに、自治体や農協関係者も加わり、大学院生間の交流も行われるようになった。

北海道では、1980年代になって水田転作の強化や一般畑作物の価格下落に伴い、野菜などの集約作物を導入した複合経営の確立がめざされている。これは冷涼な夏場の気候を利用した都府県向けの移出野菜産地として位置づけられている。しかも、北海道の視察対象地となった各町村は自治体と農協が一体となって地域農業振興に取り組んでいるのである。韓国においても、80年代の「民主化宣言」以降、地方自治制の確立が目指されており、最近では郡レベルでの農業振興が大きな課題となっている。韓国の行政組織は国—道—郡—邑面(町村)—里(集落)からなっているが、議会を持ち、首長の公選制が行われているのは郡だからである。北海道シンポに2回も参加された楊口(ヤング)郡の任郡守は江原道のなかでも積極的に農業振興に取り組んでいる。他方、韓国の農協組織は、巨大な農協中央会(NACF、全国、道、郡の3段階からなる)が金融事業中心の事業運営を行っている。単位農協の経済事業活動はまだ弱いが、北海道のシンポにも組合長が参加した新北農協はトマトを中心に販売事業を拡大している。農協の販売事業は「共同運搬」のレベルにあるものが多いが、筆者の楊口郡シンポでの農協生産部会に関する報告は大きな反響を受け、関心の高さが印象的だった。今回のシンポジウムの課題にあるように江原道の農業は北海道と同じ高冷地野菜戦略を採ろうとしている。自治体農政と農協の販売事業が連動したとき、この中山間地農業は新たな展開を見せるであろう。

視点5 トレーサビリティと農協

2004/01/12

日本は大変危険な社会になってしまった。まるで、アメリカが企業参入のために日本の壁にあけた風穴から、暴力までも紛れ込んでしまったかのようだ。アメリカンスタンダードとは、暴力をライフルで振り払い(自己責任)、所有の論理で儲けをひたすら追求する(格付け保証)仕組みのようだ。自信喪失の日本は、市場原理主義を受け入れ、☆の数を増やそうと躍起になり、日本的企業倫理を投げ捨てて儲けに走る体質を身につけてしまった。残念ながら、農業界においても、農水省から乳業界、肉業界、全農、産直農協に至るまでモラル・ハザードをおこし、すっかり信用を失墜してしまった。市場原理主義の社会は人間の砂漠であるから、リスクをヘッジしておけばいい。ただし、リスクを前提とした社会への移行は日本経済のコストアップ化をもたらす。しかも、砂漠の砂はどんどん手から漏れ落ちる。セイフティ・ネットが流行り言葉になり、失業は当たり前、労働組合もこのままでは死語になる。子供までも学校で人間を信じるなど教わる。世はまさに世紀末、救いのない世界になったかのようだ。貯蓄率さえもアメリカ並みになり、刹那主義が跋扈する。信用がないのだから、管理しかない。コンプライアンス、ガバナンス、アメリカ語が大流行になるわけである。このままではがんじがらめの高コスト社会が到来する。

世間の信頼を失った農協界もトレーサビリティと生産履歴記帳運動に躍起である。むろん、これを否定するつもりは毛頭ない。生産者が安全なものを提供するのとは当然であり、それによって対価を得るのは商品生産の基本である。しかし、商品生産は相互の信用があって成り立ってきたのも歴史の事実である。誰も信用できなくなれば、社会的分業は不可能となり、自給社会に戻ってしまう。限度を超えた「トレーサビリティ制度」は、農協に重大な影響をもたらす。第一は、共販にもとづく産地銘柄の破壊である。個別農家の、さらにいえば圃場毎の生産履歴が安全保証の単位となるからである。農協の生産部会などで培われてきた技術の平準化の試みは分断されてしまう。これは、進行するスーパーや加工食品企業(介在する商社)による農家の囲い込み、契約生産化に有利に作用する。当面は集荷コスト問題のため、農協・生産組合を通じた契約化が進むであろうが、値決めの綱引きは激しくなる。第二は、記帳—商品表示—認証という連鎖の中でのコストを誰が負担するかという大問題である。規格(表示)内容が従来形状・質から投入財を含むものに拡大されると膨大な手間が発生し、しかもそれが無用の長物となる可能性も否定できない。砂漠社会では、トレーサビリティによる安全宣言は消費者の安心をもたらさないからである。安心というまさに心の問題に対応できるのは協同組合において他にない。砂漠化が広がる日本列島をいかに緑化するか、農協はその真価を問われている。

視点6 かわにしの丘から

2004/06/07

北海道の稲作北限の街、士別市に小さな丘がある。川西地区である。士別市は稲作の転作率が高く、畑作、野菜、酪農など多様な農業経営形態へと移行している。しかし、川西は水田がほとんどなく、粘土地の傾斜地に畑作が広がっている。転作奨励金も少なく、中山間地直接支払いも畑作のメリットは小さいため、農家の経済状態はかなり厳しい。こんな中で90年代には一戸の離農が発生し、現在の農家戸数は30戸にまで減少している。後継者が確保されているのは3戸に過ぎない。経営面積は平均で22ヘクタールになるが、130ヘクタールは地区外からの出作によってかろうじて維持されている。

こう書くと、川西の名前は10年後には士別市から消えてしまうと誰もが予想してしまう。ただし、それはそのまま黙っていればの話である。実は、川西の農家は条件が不利なだけに団結力が強い。80年代から先進的に露地野菜の生産組合が作られ、現在の川西有機農業研究会に引き継がれている。北海道では農民組合(農連)が比較的強いが、その青年部組織の市内での拠点でもあった。収穫祭でも千名を超える市民を集めた実績がある。しかし、戦中・戦後生まれの彼ら・彼女らも50の坂を越えると、やや息切れ状態になる。野菜もジャガイモとカボチャ、タマネギ程度であり、直売も思うにまかせない。一般畑作の価格も下がる一方である。このままでは、人生に悔いが残る。経営主の平均年齢は53歳、最後の正念場である。そんなときに、たまたま筆者が有機農業研究会から相談を受けた。大学も法人化に揺れ、「社会」貢献のかけ声がいつしか「会社」貢献へとねじ曲げられ、うっぶんがたまりにたまった2002年の暮れのことである。

こうして「かわにしの丘 協同プロジェクト 2007」が開始された。開基100年に向けての5ヵ年計画である。初年目は地区の地図を広げながらの研究会員の経営調査、大学院生の何人かは春と秋に1ヶ月の「援農」も行った。2年目の今年、プランニングをもとにした始動の年である。コンセプトは「丘の文化」。柱は二つ。ひとつは、小振りながらも「美瑛」や「ふらの」に劣らない丘の景観の維持・充実、大規模農家を法人組織にして丘の作物の振興をはかる。丘のフットパス(散策路)も7月には開通予定である。すでにある体験農園も合わせ、市民との交流を深め、特産の「丘の韃靼ソバ屋」や加工品のショールームの開業をめざす。学校給食への食材供給をつうじた子供との交流もいい。

もう一つは、宅配便「かわにしの丘 玉手箱」。まだまだ、なかに入れるものは少ないが、農産物だけではなく「丘の味わい」を送りたい。今年は年3回、全国に向け発送する。いずれは通年で本格派をめざす。ここでのポイントは加工事業、女性の出番である。昔は、除虫菊も薄荷も亜麻も菜の花もあった。丘の風景はかわり、多角化・付加価値型の経営への転換がめざされる。この運営は、小さな丘の専門農協がお似合いであろう。にわかにかわが協同組合学研究室も熱気をはらみつたある。乞うご期待。

視点7 北海道における大規模水田地帯の新しい動き

2004/10/18

北海道の稲作経営は、規模が大きいだけに米価下落の影響をもろに受けている。その分、危機感もつよく、地域農業の再編をめざすねばり強い動きが現れてきている。

北海道の水田は石狩川流域に集中しているが、戦後土地改良事業によって面積を急拡大した大規模地帯の下流域と戦前段階でほぼ水稲単作化を実現した中規模地帯の上中流域に大きく区分される。下流域は規模が大きいだけに個別展開が中心で、離農の頻度も高く、農地移動も活発で、「弱肉強食」の規模拡大路線が主流であった。農協も規模拡大に伴う融資を起点に各事業を伸ばすという「開発型」の農協であった。融資は農家の自己責任を原則とし、財務バランスが崩れた場合には、離農に帰結するという厳しさがあつた。

これに対し、上中流域、とくに中流域では、農家の実力が拮抗しており、農地流動化に当たっては集落合意が不可欠となり、結果として「平等原理」が働き、農家の等質性がより高まった。農協もこうした中農層の厚みと集落活動を意識した事業展開を行い、下流域の「中央集権的」な運営とは異なり、集団主義的な運営が行われていた。しかし、九〇年代になると、中流域では高齢化の波をもろに受け、負債の少ない高齢農家が貸し手にまわり、受け手農家は稲作中心の自小作的拡大を図ることになる。このため、集落的活動が沈滞し、特徴であつた野菜複合経営に揺らぎが見られるようになっているのである。

近年、注目されているのは下流域である。90年代末から一層の規模拡大が進行するが、米価下落と転作奨励金の削減のもとで、農協や自治体がリードして地域農業再編が進んでいる。栗山町では、2000年に町、農協、農業委員会、土地改良区の窓口業務を一本化して「くりやま農業振興事務所」を設立し(04年に振興公社に拡充・改組)、地区代表からなる推進委員によるボトムアップ型の農業振興計画を樹立している。地域ごとの農業の見直しの中で負債解消を目標とする農業法人が2つ設立され、農地移動や作業受委託の調整に乗り出そうとしている。また、札幌市の量販店に朝取り野菜のインショップを設ける「集約化」も軌道に乗りつつある。南幌町では、それまでの「米麦一毛作・兼業」構造からの脱却のため、転作田での野菜を取り入れた輪作体系の確立をめざし、担い手確保のために地域拠点型の「生産協同組合理」法人の育成を行っている。01年から8つの法人が設立され、作業受託型と野菜複合型の大規模経営が誕生している。これらを含め、キャベツを中心とした露地型野菜産地が形成され、農家経済の改善がめざされている。

激しい農家の離農、個別完結型の規模拡大、モノカルチャー農業を特徴とした下流域も、いまや地域農業の組織化が図られ、農地移動調整や土地利用の再編、そして法人などの担い手育成が図られているのである。下流域の農家も戦後60年近くを経て、「戦後開拓」の性格を抜け出し、新たな中農層としての成熟をみせていると言えるかもしれない。

視点 8 大規模酪農地帯の農協の新たな役割—分業化による支援システム—

2005/03/15

年末に北海道東部、根室・釧路の酪農地帯を訪問した。さすがに 12 月ともなると、地吹雪は激しく、主畜型経営で生きる厳しさを痛感させられる。北海道酪農は急速な頭数規模拡大の渦中にある。2003 年の酪農家は 8,000 戸余りであるが、200 トン層(およそ経産牛 30 頭)は 14%に過ぎず、200 トン以上(30～60 頭)層が 40%、400 トン以上(60 頭以上)層が半数近くを占めるに至っている。乳牛の飼養形態も、従来のスタンション方式(繫留飼い)に対し、フリーストール(群飼い)・ミルクパーラー(集中搾乳)方式が増加し、15%を占めている。その中心がこの草地型酪農地帯である。

酪農はこれまでは「一国一城」といわれ、日本ではめずらしく農場制をとり、土地利用や乳牛飼養は個々の酪農家に強い個性が現れていた。施設化は個別に行われ、公共牧場や集乳ステーションを除くと、農協の出番は餌の供給と施設投資に関わる融資に限定されていた。むろん、負債対策などの経営対策や乳質改善などの営農指導では役割を發揮したが、必ずしも積極的なものではなかった。しかし、乳牛飼養規模の拡大により、農協は地域農業支援という新たな機能を期待されており、そのモデル的存在が今回訪れた中春別、浜中町の 2 農協である。

酪農家の年間労働時間は 3,000 時間といわれ、日がな一日牛舎に詰め、夏場にはこれに飼料生産が加わるという過重なものであった。奥さんが倒れれば、酪農家も倒れるといわれ、いくら年収が数千万円にのぼっても、生産に追まわられる生活にゆとりがあろうはずはない。これに対し、家族労働力に乳牛頭数をあわせ、放牧を見直して健康な牛を育て、経費のかからないマイペース型の酪農をめざすグループも現れた。また、せめて定休日を確保しようと酪農ヘルパー(搾乳代行)制度も普及をみせている。ミルクパーラー方式も多頭飼育の技術とはいえ、労働軽減を図ろうとする試みでもある。

しかし、近年の一層の頭数拡大は、乳牛管理・搾乳部門と飼料生産部門、さらには後継牛の育成部門を外部化しなければ、家族経営を維持できない事態を引き起こしている。2 つの農協では、ヘルパー制度に加え、飼料生産部門への対応としてコントラクタ(作業受託)事業を行い、旧来の公共牧場を利用した育成牛の受託やオス子牛の肉牛素牛生産を実施し、さらに経営に関する様々なコンサルティングも行っている。また、減少する農家戸数の歯止めとして新規参入者の研修システムを確立するほか、農協が独自に農場を丸ごと事前取得して「経営継承」を行うという新たな農地制度の創出にも乗り出している。まさに、地域農業支援という農協の新たな機能發揮の最前線である。課題は、「動物福祉」というヨーロッパ的志向が世界的潮流となるなかで、いかに地域として牛と人間、そして大地の共生システムを作り出すかにある。

視点 9 全農改革と農水省の立場

2005/08/02

結果論ばかりが幅を利かす世の中になってしまったようだ。何故そうなったのかという背景より、責任追及ばかりである。全農秋田の米問題でもそれは共通している。なぜ相場を操作して米価のつり上げを図ったのか、関係者なら誰でも知っている。仮渡金の確保、集荷の確保、ひいては農家経済のためである。卸業者への対応も、米流通再編の歪みと関係している。違法には違いないが、農水省は規則を盾にその体質を叩くだけである。自らの旧食糧庁の責任は曖昧なままである。

全農に対する農水省の批判はとどまるどころを知らない。7月には省内に設置された「経済事業改革チーム」による中間論点整理が出された。事業体制については整備促進7原則が槍玉に挙げられている。予約注文、委託販売・購買は「リスクを負わない」、系統全利用、手数料実費主義は「低コスト化へのインセンティブが働きにくい」、共同計算是「全員で平等に負担するため、個別の努力が反映されない」と酷評している。「整促体制」は戦後の経済連(当時は購連と販連)の経営不振に際して上部組織救済のために取られた系統事業方式の総称であり、30年以上前から批判を受けていた問題である。ここでは注意深く「体制」ではなく「原則」からの脱却とされているが、かつての総務庁による農協監察での営農指導事業の空洞化の指摘と同様、今更ながらの白々しさを感じる。しかも、協同組合事業のあり方と系統事業のあり方が混同されており、議論の行く末は協同組合の資本転化を意味すると考えるのは筆者のみではあるまい。

また、今後の組織のあり方については、全農1本化か縮小3段階化(県連ないしブロック連)かの両論併記であり、システムの問題に矮小化されている。連続した不祥事は県本部によるものであり、旧経済連が主な問題である。旧経済連は西日本ほど購買事業、さらには生活購買事業に傾斜しており、県域機能が重要視される経済事業のウェイトが低かった。経済連の事業は空洞化し、農協の労働組合が「伏魔殿」と指摘するほど、系統組織に依存する体制であった。こうした構造問題を等閑視したままで、全農と経済連の統合が進行し、その際県本部を解体しないという念書約束が交わされていると聞く。全農は全購連の復活を想起させる機能強化をはかっているが、農水省の全農改革の方向が県本部のブロック化だとすれば、全農との利害は一致する。経済事業改革は中央会筋が音頭をとっているが、全農は風圧に耐え旧経済連の解体再生を待っているのかもしれない。その先にあるのは、全購連ーブロック支所ー広域農協(県域農協)というスリム化された体制であり、県域機能が縮小された事業体制かもしれない。

農水省は、今回の全農秋田の米問題や BSE の偽装牛肉焼却問題でも、自らの行政責任については頬被りである。筆者が学生への授業で説明責任が果たせるような農水省の政策を心から期待したい。

視点 10 食料の自給率とは何か

2005/11/29

数年前の卒論発表会の時に、私のゼミ生が中国の農家経済についての報告を行った。農家の「穀物自給率」という表現をしたところ、ある先生が「自給率」はそんな使い方はしないだろうとコメントした。私も学生も驚いて、しどろもどろになってしまった。かように、自給率といえば「国の自給率」、貿易収支ということになっている。焦点は食料の安全保障なのだ。食料主権の問題なら主管は総務省のはずだが、農水省が基本計画をつくっている。これはもとを辿れば戦時立法としての食糧管理法にある。「主食」という概念はこの時に出来たようだが、銃後の国民に米麦を計画的に配給する。そのためには農家に計画的に供出をさせる必要がある。消費のための流通統制法なのである。そのうち、国民は飯を腹一杯食べられるようになり、食管法は生産費所得方式による農業保護のための法律となった。米が過剰化し、食管会計が問題となり、政府関与の後退と米価引き下げ、そして自由化という推移を辿る。米は主食ではなくなり、多様化した「食料」生産を守ることが自給率問題の焦点となり、産業界と農業界の駆け引きの場となってしまった。

問題は、戦後一貫して自給率の議論から市民・消費者が外されてしまい、「生活」という基本視点が抜け落ちてしまったことにある。安全保障はあくまで有事対応であり、「国民」の生存の問題である。「ゴルフ場にイモをまけ」とまで言われた。人工化された自然しか知らない「貧しい日本人」の典型的姿ではある。これに対し、「市民」の生活の論理は平和の論理である。ヨーロッパでは、20世紀初頭から都市部に労働者農園(クラインガルテン)が作られ、最初の低賃金の補完の場から現在では生活に不可欠の場として発展を見せている。ここには「市民の自給率」という概念がある。

グローバル化のなかで、農業の商品化率は資材供給を含め、一貫して高まっている。北海道の畑作農家は作物のローテーションを維持しながら 50ha を越える規模を達成しているが、粗鋼のように弱い存在である。農産物価格が下落すれば、真っ先にその影響を被る。昭和恐慌期に 1ha 程度の農家の強靱性が強調されたことがあるが、これは家族経営としての守りの強さにある。商品化率 100%の農家は裸の王様である。農業経営内の物質循環を豊富化して家畜や加工品などのストックを持ち、ファームインなどの副業を持つ、これがヨーロッパのめざす家族経営の姿である。これこそ「農家の自給率」の向上に他ならない。

きな臭い「自給率」の議論に終始するのではなく、農村社会の物質循環や都市社会の市民生活を考える「自給率」の議論をそろそろ始めようではないか。本来、平和産業である農業は、そろそろ戦争の論理と決別しなければならない。

(連載終わり)